

令和 7 年第 3 回定例会

決算特別委員会会議概要

委員長 山 本 武 朝

副委員長 竹 山 美 虎

目 次

1	開催日時	1
2	開催場所	1
3	審査案件	1
	出席委員	1
	欠席委員	1
	説明のため出席した者の職氏名	2
	事務局出席職員の職氏名	2

1日目 令和7年9月12日（金）

開会	3
開議・審査方法	3
○柿崎孝治委員（自民クラブ）	3
1 青森市指定文化財について	4
2 青函ツインシティ推進事業について	5
○小倉尚裕委員（創青会）	7
1 交通政策について	7
2 農業政策について	10
○工藤健委員（市民クラブ）	16
1 シャトル・ルートバス運行事業について	16
○軽米智雅子委員（公明党）	22
1 ごみ処理について	22
○村川みどり委員（日本共産党）	27
1 子育て世帯訪問支援事業について	27
2 小規模工事等希望者登録制度について	28
3 税制度について	31
4 学校給食について	33
休憩	35
再開	35
○小熊ひと美委員（立憲民主・社民）	36
1 地球温暖化防止活動推進センター業務委託料について	36
2 健康の森花岡プラザ指定管理委託料について	37
3 猫の不妊・去勢手術費補助事業について	39
4 犬・猫等一時預かりボランティア事業について	40
5 不妊治療費助成について	41
○相馬純子委員（無所属）	42
1 児童館の施設・設備について	42

○木村淳司委員（創青会）	46
1 市営住宅について	46
1 病院事業会計について	54
休憩	64
再開	64
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	64
1 歳入について	64
2 次世代健康・スポーツ振興基金について	72
○渡部伸広委員（公明党）	74
1 新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業について	74
2 地域企業DX推進事業について	75
3 外国人観光客誘客促進事業について	77
4 除排雪対策事業について	79
○万徳なお子委員（日本共産党）	82
1 鳥獣対策について	82
2 ホタテガイについて	84
散会	86

2日目 令和7年9月16日(火)

開議	87
○蛭名和子委員（立憲民主・社民）	87
1 森林環境譲与税について	87
2 こども・若者の居場所づくり支援モデル事業について	90
3 障がいのある方の社会参加・交流推進事業について	91
○澁谷洋子委員（自民クラブ）	93
1 市民税及び固定資産税について	93
2 定額減税補足給付金について	94
3 文化財保護施設整備事業費について	96
4 土木債について	97
○天内慎也委員（日本共産党）	98
1 農村センターについて	98
2 浪岡病院について	100
○小豆畑緑委員（自民クラブ）	103
1 下水道の整備について	103
○関貴光委員（自民クラブ）	109
1 ウォーターフェアについて	110
2 移住者支援について	111
採決	113

閉会	114
----------	-----

1 開催日時 令和7年9月12日（金曜日）午前10時～午後4時48分
令和7年9月16日（火曜日）午前10時～午前11時45分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第128号 決算の認定について（令和6年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算）

議案第129号 決算の認定について（令和6年度青森市病院事業会計決算）

議案第130号 剰余金の処分及び決算の認定について（令和6年度青森市水道事業会計決算）

議案第131号 決算の認定について（令和6年度青森市自動車運送事業会計決算）

議案第132号 剰余金の処分及び決算の認定について（令和6年度青森市下水道事業会計決算）

議案第133号 剰余金の処分及び決算の認定について（令和6年度青森市農業集落排水事業会計決算）

○出席委員

委員長 山本武朝
副委員長 竹山美虎
委員 小熊ひと美
委員 相馬純子
委員 奈良祥孝
委員 関貴光
委員 万徳なお子
委員 蛭名和子
委員 木村淳司
委員 軽米智雅子

委員 柿崎孝治
委員 澁谷洋子
委員 天内慎也
委員 村川みどり
委員 工藤健
委員 小豆畑緑
委員 小倉尚裕
委員 里村誠悦
委員 渡部伸広
委員 花田明仁

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市	長	赤坂	寛				
副市	長	横山	英大				
教	育	長	工藤裕司				
企	業	局	長	舘山	新		
代	表	監	査	委	員	鹿内	勲
総	務	部	長	小野	正貴		
総	務	部	理	事	村	上	靖
企	画	部	長	金谷	浩光		
企	画	部	理	事	中	村	敦
税	務	部	長	横内	修		
市	民	部	長	佐藤	秀彦		
環	境	部	長	佐々木	浩文		
福	祉	部	長	白戸	高史		
こ	ど	も	未	来	部	長	大久保綾子

保	健	部	長	千葉	康伸							
経	済	部	長	横内	信満							
経	済	部	理	事	工藤拓実							
農	林	水	産	部	長	大久保文人						
都	市	整	備	部	長	中井諒介						
都	市	整	備	部	理	事	土岐政温					
浪	岡	振	興	部	長	奈良英文						
市	民	病	院	事	務	局	長	今国弘				
会	計	管	理	者	齋藤賢剛							
教	育	委	員	会	事	務	局	教	育	部	長	武井秀雄
教	育	委	員	会	事	務	局	理	事	泉宏明		
水	道	部	長	舘山	公子							
交	通	部	長	高野雅								

○事務局出席職員の職氏名

議	会	事	務	局	次	長	田村	亜希世
議	事	調	査	課	長	横内	英雄	
議	事	調	査	課	主	査	花田	昌
議	事	調	査	課	主	査	石田	彩美

議	事	調	査	課	主	査	久保	拓哉
議	事	調	査	課	主	事	杉浦	晃平
議	事	調	査	課	主	事	笹	雄貴

1 日目 令和 7 年 9 月 12 日（金曜日）午前 10 時開会

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案第 128 号「決算の認定について」から議案第 133 号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計 6 件の審査方法についてお諮りします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第 128 号「決算の認定について」から議案第 133 号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計 6 件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって審査の方法は、審査順序表のとおり、一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、決算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9 月 9 日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は 16 人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ、委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第 128 号「決算の認定について」から議案第 133 号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計 6 件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
自民クラブ、柿崎孝治です。

質疑の前に、今日の朝は 15 度まで下がり、寒さを感じる朝でした。本来、この 15 度というのは、お盆の頃に表れ、青森の夏は終わりを告げる、自然界からの挨拶と私自身考えていました。

ほぼ 1 か月遅れて、青森の夏は終わりの挨拶が訪れた気分です。

しかし、日中の最高気温は 30 度と、高い気温の日がまだ続くようです。そして、

陸奥湾の海水温はどうかといえば、今年も高めで推移しているようです。

9月11日発行の平内町茂浦にある水産総合研究所発表のホタテガイ養殖管理情報を確認すると、9月10日時点、陸奥湾の3地点の水深30メートル層で、平均水温は25度前後と、平年よりかなり高めの水温となっています。また、平舘・青森・東湾ブイの15メートル層及び30メートル層の平均水温が25度、26度を超える日数は、現時点で、今年が過去最多となっており、水温が高い状況が長期間続いている、「9月に入っても水温の大幅な低下が見られず、9月10日時点において全ての地点の中層で26℃を超えた状態が続いています。高水温でホタテガイが疲弊した状況で施設の上げ下げを行うと、へい死率や異常貝率が高まる傾向がありますので、施設を水温の低い下層に沈めたまま安定させて動かさないでください。体力の消耗を抑えるために、玉付け、清掃、へい死確認などの作業は行わないください」、つまり、養殖施設は動かさないようにと指示が出ています。

養殖施設を確認するため、ダイバーを確認のため依頼している漁業者もいるそうです。しかし、各漁業者は、それぞれ今までの対策などを行って、現在は、かごを動かす人などはおらず、対応を天に任せているような形になっているそうです。

それでは、質疑入ります。10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費、市指定文化財についてお尋ねします。

古川の跨線橋を右折して、陸奥湾沿いの国道280号、いわゆる旧松前街道を北上し、油川地区、奥内地区を通過して六枚橋川を越えます。山手側の電柱に「青森市指定文化財 黒松」の看板が見え、その真向かいの橋を渡ると、すぐ右手海側に大きな黒松が屈曲して生えている姿が目につきます。

昇龍の松とも呼ばれている青森市指定文化財、天然記念物の黒松です。昇龍の松が立っている場所は個人所有の土地になります。そばに指定文化財、黒松1本の説明の看板があります。

私は令和5年第1回定例会一般質問で、青森市天然記念物、黒松の状況についてお尋ねしています。答弁では、剪定後の黒松の状況について、今後とも定期的に確認し、黒松を守る会が行う保護活動に協力してまいりますといただいていた。

昨年、令和6年6月29日、樹木医さんによる黒松の勉強会、現状の把握と今後の対策に参加し、黒松を見守ってきましたが、国道側の枝葉は枯れた状態、また、今年に入って、海手側の葉の一部が茶色く変色して枯れた状況になっています。

黒松の現在の状況についてお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）柿崎委員からの黒松の現状に関する御質疑にお答えいたします。

六枚橋地区の国道280号沿いにある黒松は、昭和42年6月に、市指定文化財の天然記念物に指定されたのものであります。この黒松の所有者は、県外在住の個人の方となっており、日常の管理が困難であることから、平成21年に地元の方により組

織された黒松を守る会を青森市文化財保護条例に基づく管理団体に指定し、管理を担っていただいております。

しかしながら、近年、これまで同会の代表を務められてきた方が御高齢となり、会の活動が困難になっていたため、六枚橋地区在住の方に御協力いただき、本年2月19日付で代表に就任していただいたところです。

黒松は、直近では令和3年4月に剪定が行われておりますが、その後、全体的に枝葉が少なくなり、海手側の枝葉については徐々に回復してきたものの、国道側の枝葉は枯れた状態となっております。また、今年度は、海手側の葉の一部が茶色く変色し、枯れた状態となっているの確認しております。

このような状況を踏まえ、今年度、黒松を守る会の承諾の下、民間団体が社会貢献活動として実施する巨樹・古木の保全・保護を目的とする事業により、樹木医による樹勢回復措置を行ったところであります。

その内容としては、8月1日には、根の活力を増進させて、樹勢の回復を図るための固形肥料が施されるとともに、8月1日、9日、15日、23日、30日の5回にわたって、生育促進や樹勢強化の効果が期待される液体肥料が枝葉に散布されたところであります。また、国道側に面した枯れ枝のうち、落下等の危険があると判断されたものについては、8月1日に剪定が行われたところです。

今後につきましては、枝を保護するために支柱の設置が行われる予定と伺っております。教育委員会といたしましては、黒松につきまして、樹木医の助言を得ながら、貴重な文化財として維持できるよう、引き続き黒松を守る会に協力してまいります。

○山本武朝委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございました。

黒松について、樹木医の助言を得ながら、貴重な文化財として、維持していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

要望といたしまして、黒松の案内板も経年劣化で文字が読み取れなくなっています。この案内板の改善と、それから、黒松を守る会で設置した柵も経年劣化で倒れていますので、黒松を守る会のほうに対策案をアドバイスしていただきたいと思います。

それからもう1つ、松ということで、合浦公園の記念物、黒松、三誓の松——樹齢400年を超えた老木であるにもかかわらず、樹勢も旺盛で、枝葉や密度ともに健全であることに加え、合浦公園のシンボルツリーとなっています。昨冬の大雪で被害を受けましたが、対策を施され、改善されたことを伺いました。

こちらの案内板も経年劣化していますので、案内板の補修・改善をしていただきたいと思います。

これで、この項の質疑を終わります。

続いて、2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連して、青函ツインシティ推

進事業について質疑いたします。

昨年度は青函ツインシティ提携 35 周年を迎えました。青森市・函館市も市長が替わり、各種記念事業等の実施により、幅広い分野での交流促進に取り組んだと思います。

青函地域の一層の活性化と一体的な発展を図ったようですが、令和 6 年度に実施した青函ツインシティ提携 35 周年記念事業の内容をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）柿崎委員からの青函ツインシティ提携 35 周年記念事業の内容についての御質疑にお答えいたします。

青函ツインシティは、青森・函館の両市が、文化、スポーツ、観光、経済の幅広い分野で積極的な交流を図り、末永い友好親善と将来の飛躍的発展を念願し、平成元年 3 月に盟約を締結したものであります。

令和 6 年度は、ツインシティ提携から 35 周年を迎えたことから、各分野で交流事業展開し、交流人口の拡大と誘客促進により、両市のさらなる地域活性化を図るため、各種記念事業を実施いたしました。

青函ツインシティ提携 35 周年記念事業及び関連事業として実施いたしました 8 つの事業内容につきましては、1 つ目に、青森ねぶた祭と函館港まつりにおいて、青函ツインシティのロゴマークを掲示して P R するイベントでの相互 P R 事業を 8 月上旬に実施、2 つ目に、小学生を対象に、プログラミングを活用したロボットの操作を学ぶワークショップを 8 月 10 日、11 日に本市で開催するとともに、学んだ成果を発揮し交流を図る津軽海峡ロボコン競技会を 9 月 1 日に函館市で開催、3 つ目に、青函圏の料理人が、食を通じた地域振興や食資源について意見を交わす「津軽海峡エリア料理人フォーラム i n 青森」を 10 月 28 日に開催、4 つ目に、世界文化遺産に登録された縄文遺跡群を訪問し、理解を深めることで文化交流を図る北海道・北東北の縄文遺跡群訪問ツアーを 11 月 2 日に本市で開催、5 つ目に、交流団体による記念演奏のほか、両市の高校生と株式会社セブーン・イレブン・ジャパンが連携し、高校生のアイデアを基に開発した商品のお披露目と試食会などで構成されます青函ツインシティ提携 35 周年記念式典を 11 月 17 日に函館市で開催、6 つ目に、青函産学連携商品開発といたしまして、両市の高校生と株式会社セブーン・イレブン・ジャパンが連携し、地元の食材等を活用して開発した商品を 11 月 19 日から 12 月 2 日にかけて、両市を中心とした地域で販売、7 つ目に、両市の大学生チーム等がビジネスアイデアを競う学生ビジネスアイデアコンテストを 12 月 1 日に本市で開催、8 つ目に、本市の特産品や両市の企業同士が地域の食材や製造技術を提供し開発した青函連携商品を販売するほか、本市の観光プロモーションを行う青函ツインシティフェスタを函館駅構内で、2 月 8 日、9 日に開催いたしました。

このように、青函ツインシティ提携 35 周年記念事業を契機として、さらなる両市

の交流の促進が図られたところであり、今後におきましても、交流の輪を広げ、両市の発展につながるような取組を続けてまいります。

○山本武朝委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

要望と意見を申し上げます。

35周年記念事業を終え、40周年目は青森市がリーダーシップを取っていかれると伺っています。35周年記念事業は、コロナ禍でいろいろ控えているようにも思えましたが、青森市が進めていく40周年目は、人口減少、少子化が進み、青函ともインバウンドで観光客が増加して、お互い市内の状況にも変化が見られると思いますので、マーケティングの重視、状況の変化に対応した40周年事業を進めてほしいと思います。

それから、昨年と今年、青森市から函館市に伺っていく、北海道・北東北の縄文遺跡群訪問ツアーが——青森市から行くツアーが、何かの事情で実施されなくなっていたようですが、来年度は復活して、そして継続していく対策を行ってほしいと思います。

これで私の質疑終わります。ありがとうございます。

○山本武朝委員長 次に、小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員 創青会、小倉尚裕です。よろしくお願いします。

私からは2点、交通政策について、あと、農業政策についての2点です。

まず1点目、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費に関連して御質問いたします。

文教経済常任委員会の議員とカダる会、前工藤健委員長の時代から、いろいろ市内の大学と意見交換をしてまいりました。特に青森公立大学とは、3回ほど議員とカダる会をやる中で、やはり共通して最もあったのが、公立大学の立地上、非常に町なか及び中心市街地に来るのに、交通費がかかるというふうなお話でした。

まず、そういう中で、いろいろ今まで過去にもこの議論はあったと思うんですけれども、改めて、文教経済常任委員会等でこの話をしてきましたので、それも踏まえて何点か質疑してまいります。

1点目は、今現在の学生に対する割引制度、これをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 小倉委員からの交通部が実施しております学生に対する制度についての御質問にお答えいたします。

交通部では、高校生や大学生などの学生に向けた3つの学生生活応援プランを実施しております。具体的には、1つに、記名式のAOPASSに学生用交通ポイントサービスを登録した学生が、AOPASSでバスの運賃を支払った際に、毎回20%のバス運賃の支払いに使用できる交通ポイントの進呈、2つに、1か月、3か月、6か月、12か月の単位で販売しております通学定期に加え、夏休み等に定期

券を使用しない学生のニーズに合わせ、1学期、2学期、3学期、前期、後期の学期単位で購入いただける学期定期の販売、3つに、定期券を御利用の方が、定期券の区間外を土日・祝日などの休日に1回100円で乗車いただける「エコ100」サービスの提供、これらを実施しています。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 いろいろお聞きする中で、様々な制度があるんだなと思いながら、でも、これが本当に学生さん含めて、本当に皆さんに周知しているのかなあとも思いました。それで、本当に、公立大学でカダる会を実施する、それで、事前に——結構、柿崎委員とは三、四回、その前に打合せに行く中で思うのは、非常にバスを待っている生徒が多くて、結構利用しているんだなと感じました。

それで、今のいろいろ、例えば、「エコ100」などのサービスを提供しているとあるんですが、学生割引の主たるものとして、学生向けの定期券というのがあると思うんですけども、この定期券の販売枚数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 学生向けの定期券の販売枚数の再度の御質疑にお答えいたします。

学生向けの定期券の販売枚数につきましては、1636枚となっております。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 1636枚となっているとのことのお話です。その中で、例えば、小学生、中学生、高校生、大学生、定期券は割合でどの年代が多いのかなというの、お聞きしたんですけども、その中で、当然、小学校というのはそんな定期はないと、また、中学校も定期というのはない。それで、高校は、今現在は、ほとんど保護者の方が送迎をする、したがって、定期券が一番多いのが、ほとんど大学生ですというふうなお話でした。

なので、1636枚という、この学生さんの定期の中で、恐らく、中々その割合というのは確認することができないというふうなお話でしたけれども、かなりの割合で、この定期券というの、大学生が買っているのではないかというふうなお話でした。

なので、この場で、例えば小・中・高校・大学生の定期の割合とかを聞いても、多分、なかなか答弁は難しいと思いますんで、ただ、大学生がかなりの割合を占めているというふうにお聞きをしました。

これまでいろいろ——我が会派の木村委員も質疑しましたが、市議会で、学生のバス運賃について、どのような質問をされて、そして、どういう答弁をしてきたのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 これまでの議会での答弁内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

これまでも、交通部に対しましては、学生や若者といった特定の年齢層に対しま

す割引につきまして、御質問がありましたが、その御質問に対しましては、バス事業者が独自に特定の年齢層に割引を行うことは、道路運送法第9条第7項第2号の特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをするものに該当するとの国の見解が示されておりますので、交通部といたしましては、割引制度を実施することは難しいと考えていると答弁しております。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 国交省がいろいろ指導している中で、今、交通部長からありました、特定の年代に割引をするというのはなじまない。木戸議員からも、例えば、中・高・大学生を含めて割引とかそういうのであれば、というふうなお話がありました。そういう中で、例えば、今、公共交通という中では、青森市内でも、以前はコミュニティバス、市営バスではなくて民間のバス会社とも提携して、ねぶたん号であり、また、昨年度から実証実験として始めたデマンド交通、これも、その地区に合ったデマンド交通の在り方を実証実験しながら、今年度から本格事業として行っているというケースもあります。

一例ですけれども、浪岡地区のデマンド交通では、当初は高齢者が対象であった。でも、始めてみると、例えば、認定こども園、幼児の事業者の方が——浪岡地区です。JRの電車に乗る体験等もやっています。そういう際の送迎に、このデマンド交通で駅まで行って、時刻表に合った時間ですので、それに合った時間で申込みをして、それで、帰ってくるときに、また送迎の時間で予約して使うとか、また、浪岡地区での部活動は、今、1校だけでは部活動ができない。したがって、野球であり、サッカーであり、団体競技においては、デマンド交通を利用して、小学校を順番に回ってもらって練習する学校に集まってもらうとか、かなり活用しています。高齢者だけではない——高齢者も当然考えています、本当に様々考えながら。

それで、最も特徴的なのが、塾の送迎。小学校が3時に終わる。でも、例えば、小学校に親御さんが3時に迎えに行くというのは難しい。それで、やはり学校においては、かなり中心地から離れている学校、そういう学校では、生徒、親御さんが話をして、学校まで塾の送迎に来てもらえませんかということで、先生のほうでお話をして、これも可能になりました。

小学生が塾まで行くのに、デマンド交通を使って塾まで行く。帰りは、終わった時間ですので、親御さんであり、また、おじいちゃん、おばあちゃんが迎えに行くという形で、この交通手段というのを様々考えて使っています。

そういうのを考えたときに、大学生、特に公立大学、これを考えれば、以前からこの議論はされてきた。特に青森市は、保健大学であり、また、青森大学であり、中央学院大学と、大学がどちらといえば郊外にあって、生徒さんが中心地のにぎわいであり、いろんな活動で中心地に集まるというのが少ない。これは弘前市の弘前大学が町なかにあってにぎわいを持っているのとは、全くある面では、逆の形であると以前から感じています。

そういう中でも、弘前市もいち早く交通手段として 100 円バス、これは政策的判断で、バスを県内でもいち早く導入して、小学生、中学生、高校生、大学生、一般の方が活用しているというのを考えれば、確かに国交省の指導というのはあると思うんですけれども、もうこれは形骸化しているのではないかな。

こういうのはもう、各自治体がいろんな形で——交通手段、市民の足の確保として、いろんな政策的判断で行っているんだと思います。

そこで、1 点質疑いたします。

公立大学の特徴は、授業料は生徒皆同じですけれども、出身別によって入学金の割合が違っていると思うんですけれども、この点をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 青森公立大学の入学料についての再度の御質疑にお答えします。

青森公立大学では、入学する生徒の住所地により入学料を 3 段階に分けており、令和 7 年度の入学時点におきましては、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村に在住の方は 15 万 6600 円、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村以外で県内在住の方は 21 万 9200 円、県外在住の方は 31 万 3200 円となっております。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 青森公立大学を見ましても、例えば、入学金の割合が県外の方が納める入学金と、県内、さらに広域の市町村である東青地域、この地域では、県外に比べれば半額ぐらいの金額になっているという状況です。

これは——部長これ、初めからですよ——初めから。このように、その判断によっては、やっぱり政治的な判断というのは大きいんだと思います。

そうなので、この開設のときに、いろんな交通的な手段と考え、また、場所を考えたときに、公立大学の生徒さんのバス運賃は半分の定期にします、というふうに判断した際には、政治的な判断でいけば、国交省の指導とは別に、こういうのも可能であったのではないかとも思うところがあるんですけれども、何分、途中から変更するとなれば、このハードルは当然高くなってくるんだと思います。

しかし、そういう面でいろいろ、この課題については、私ども文教経済常任委員会でも、前工藤健委員長るとき、そして今現在、私が委員長るときでも、やっぱり継続している。過去の質疑を見てみれば、これについては、様々な意見が出ていると考えれば、今後ぜひ、また、行政側とも知恵を出し合って考えていきたいと思うので、今後の検討課題とさせていただきます。

これについては、以上で終わります。

次に、農業について。6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費に関連して、まず、今日の報道でもありました。概算金が 3 万円から 3 万 4000 円となっていると。恐らく、これからますますこの価格は上がってく。果たして、1 万 5000 円というこの備蓄米に、誰が入札の札を入れるのかと。

黙っても3万円以上で売れるもの、1万5000円でいいですよというふうな農家がいるのか。私だば絶対入れません。入れない。

農協がいろいろ、今現状、米を集荷すると。恐らく40%切っているんじゃないかというふうな話もあります。商社の決算を見ると、この米・食料品関係は約500%の増益でした。本当に、改めて、どこでお金が回っているのかという思いがあります。

そこで、まず、農業収入保険制度、これ非常に、部長がかなり以前から取り組んできて、財政とも交渉して進んできたものと思いますが、これについてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 小倉委員の農業収入保険制度についての御質疑にお答えいたします。

農業収入保険制度につきましては、農業保険法に基づき、全ての農産物を対象に、自然災害による収量の減少や市場価格の低下など、農業経営上の様々なリスクによる収入減少を補填する制度であります。

平成31年1月から開始されております。具体的には青色申告を行っている農業者を対象として、保険期間の収入が過去の平均収入を基本とする基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填される仕組みとなっております。

また、補填金の受け取りが見込まれる場合は、保険期間中に無利子のつなぎ融資を受けることができるなど、農業経営の上でメリットの大きい制度となっております。

本市では、令和3年度の米価下落を受け、保険加入の重要性を改めて認識いただくとともに、農業経営上の様々なリスクに備える環境を整備するため、収入保険加入時の掛金を支援する収入保険加入促進事業を実施してきました。

また、本年度からは、昨冬の豪雪や、近年の猛暑や大雨など自然災害が多発している状況を踏まえ、農業経営の様々な経営リスクに備える環境をより充実させるため、収入保険の掛金を毎年度支援できるよう見直しを行い、新たに農業経営収入保険加入推進事業を実施しているところであります。

これらの事業により、収入保険加入者数は、令和4年度では247経営体、令和5年度は266経営体、令和6年度では276経営体、令和7年度8月末時点では273経営体となっており、着実に収入保険への加入者が増加しております。

今後におきまして、農業者の皆様には様々な機会を通じて、農業収入保険制度への加入を促進し、農業経営の体質強化を図り、安定的な営農活動が継続されるよう支援してまいります。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 いろいろ、この保険、特に米のナラシ対策の保険等は、山本委員長も何度も一般質問で質問してやってきました。

でも問題は、9割補填します。9割といえば、すごくいいと思うんです。でも、出る基準が9割。9掛ける9で81、今までの農業からすれば、収入が約2割減るということは、ほとんどもう、これではできないという状況なんです。

令和4年度からだんだん加入者が増えてきました。でも、令和3年度、本当に大凶作、米が取れなかった。米の生産量が一気に下がった。あの頃は、概算金というのは1万円前後であった時期です。その前の七、八年前というのは、本当に八、九千円の時代もありました。

そういうのを考えれば、保険の基準が9割です。9割をさらに下回った際、農業者がほとんど収入を得ることできない。これはもう辞めるしかないというふうな判断をせざるを得なかった時期がここ七、八年ある中で、やっぱりここ2年ぐらいで一気に環境が変わってきた。

リンゴは青森県の1000億円産業、その中の100億円が海外に行っています。1割が海外に行っている。実は国内市場も青森のリンゴが7割近くを占めていますので、価格の安定には、実はこの海外に行っている1割が非常に大きく作用している。したがって、国内のリンゴの価格が安定したのは、この長年の、りんご協会を含めて、団体がいろいろ、この組合をつくって支援しますというふうな形で、負担金を払っている、市場に出して、幾ら集まれば幾らというので負担金を払っている。これをやってきて、海外の市場が拡大し、それで国内が安定してきました。私は日本農業のどこに問題があるのかというのは、これは負担金を払っていない、今までは農協であり、そして、商業者のリンゴ屋であり、海外出しますというふうなときは、この負担金をみんな出してきました。

これが関税等含めて、その分の費用として回ってきました。それで、日本農業は、自分たちは耕作放棄地の解消、そして新規就農者を増やす——これ確かにそうです。県内で青森市だけが、耕作面積が増えている。県全体では400町歩減っているのに、青森市だけが増えている、これは予算の力が非常に大きいんです。

でも、その負担金、例えば3000万円という金額が大きいのか小さいのかっていうのは、それは判断できませんけれども、そういうふうな面で、やはり耕作放棄地の解消、そして新規就農者を増やしている、それは非常に評価していますけれども、やはり長年——150年築いてきた、このリンゴ産業において、これからも継続するには、この9割の国内市場、これが非常に大きい。今、米がもっとも怖いのは、これが100%超えようとしている。

今、3万4000円、3万5000円という概算金になれば、販売価格は倍になります。3万円では60キログラム6万円となり10キログラム1万円、3万5000円になれば7万円、果たしてこれは——私は価格とすれば、決して米は高いものではないと思います。

10キログラム1万円でも、私はそんなに米は高くないと思います。でも、怖いのは、これが全部国内に回ってしまえば、いずれ価格は破綻、下落いたします。そう

なった際に、今、現状、米については、市場価格に任せるという方針です。

備蓄米は本来、あくまで災害時に抛出するのであり、価格の安定のためであったはずはない。これを無理に法改正して進めている。私はこれについては、全く納得できない一人です。

こういう面は、長い目と冷静な判断、そして、今後の農業者のことを考えていただきたいと思うものであります。

次に、この保険については、非常に部長が努力をされて、企画部長のことを落としたと。それで、副市長・市長の判断もいただいて進めていると、本当にありがたいと思っています、ありがとうございます。

次に、この圃場整備事業では、受益者である農業者の負担が生じると思います。その負担を軽減する制度についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 圃場整備における農家負担の軽減制度についての御質疑にお答えいたします。

圃場整備事業は、狭小で不整形な農地の区画の整形・拡大と農道・用排水路などの施設の一体的な整備を実施することで、大型機械の導入及び農地の集積による農業の生産性の向上と生産コストの縮減、地域農業を支える担い手の育成を図ることを目的として実施しております。

現在、本市において実施されております圃場整備事業につきましては、農地中間管理機構関連農地整備事業または経営体育成基盤整備事業により進められているところであります。

具体的には、三本木・滝沢地区で進められております農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、事業施行地域内農用地の全てにおいて、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること、また、事業完了後5年以内に収益性が20%以上向上すること、これらが事業の実施要件となっております。また、幸畑地区ほか3地区で進められております経営体育成基盤整備事業につきましては、受益面積が20ヘクタール以上であること、整備後において、整備前に比べ、担い手が耕作する農地面積または担い手が耕作する1ヘクタール以上のまとまりのある農地が増加すること等が事業の実施要件となっているものであります。

各事業の負担割合であります、農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、国が62.5%、県が27.5%パーセント、市が10%となっており、農家の負担は無い事業となっております。また、経営体育成基盤整備事業の負担割合であります、国が55%、県が27.5%、市が10%、農家が7.5%となっております。

この経営体育成基盤整備事業における農家の負担分につきましては、整備した農地の75%以上を担い手に集積いたしますと、国から県・市を介しまして、農家の方々に事業費の7.5%の助成金が交付される制度があり、農家の負担が軽減されることとなっております。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 やはり、青森地区はいろいろ、例えば、国での土地改良区事業というのではなくて、やっぱり県の改良区事業というふうな中心になってきたというのを考えれば、やはりその負担割合というのはゼロ%というのが基準できたのではないのか。

でも、浪岡地区等で考えたときには、やはりそれなりの規模の区画整理事業が進んでいくというのを考えた中で、浪岡地区等を含めて、そのような地域では、かさ上げという表現をしてきました。国があつて、県があつて、そして市町村があつて、受益者負担をどういう形でかさ上げをして受益者負担を減らすのかというのがありました。やっぱりこういう点も、いろいろ検討してきていただいているというのを聞いています。それで、やはりこの区画整理事業を進めるに当たっては、当然、整備をする年などは収益が入ってこない。田んぼを植えないので、収入が入ってこない。

それで、以前は、例えば減反制度を活用して、そういうのを活用して収入を得るとかがあった時代もありました。今は基本的に、圃場整備をするその受益者の方が納得して、じゃあ進めていきましようというふうなものに変わって、その休むときの補填する制度というのは、今現状はないというような状況になっています。

今後、そういう点も含めてまた、ある意味では、本当に、大規模区画整理がもっと大きな区画整理、これになっていくんだと思います。当然、その際には、暗渠排水についても、様々——次に質疑してまいります、GPSを活用したものになっていくんだと思います。

それでは、まず、この受益者負担、こういう点はいろいろ考慮してやっていくというふうなお話でしたので、次にRTK—GNSS地区、いわゆるGPSの衛星を利用して、今、様々なIT農業というのを進めています。スマート農業、これについての基地局の導入経緯と設置場所をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 RTK—GNSS基地局についての御質疑お答えいたします。

本市では、スマート農業の普及を図るため、スマート農業機器や技術を直接体験できる実演会や実証実験及びスマート農業フェア等を開催してきたほか、市内生産者のスマート農業機器の導入を支援するため、青森市スマート農業チャレンジ事業を実施しているところであります。

このような取組を進める中で、農機具メーカー、農業関係団体及び本市で設置いたしました、スマート農業の最新状況について意見交換等を行う青森市スマート農業プラットフォームからの提案を踏まえ、農業機器の操縦や作業の経験のない初心者でも、正確かつ効率的に農作業ができ、さらに農作業の省力化や時間短縮につながる、スマート農業機器の機能をフルに活用し、そのメリットを最大限に享受する

ため、高精度な位置情報を常に把握できるシステムであるRTK-GNSS基地局を整備することとしたところであります。

基地局の整備に当たりましては、国の農地耕作条件改善事業を活用しながら、令和5年度から令和6年度にかけて青森県が行っております。令和5年度は、青森地区の荒川市民センター、浪岡地区の野沢公民館に整備しております。また、令和6年度につきましては、青森地区の北中学校及び浪岡地区の浪岡庁舎に整備しております。

現在、青森地区には2基、浪岡地区には2基、合わせて4基を設置しているところであります。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 非常にこれは、私は部長の努力があったのだと思います。

何分、これ県——青森県が三村知事の時代に、令和2年度から始まって、ほとんどみんな南部でした。みんな畑というふうなことで、全部南部に基地局、それも30キロワットとか大きいやつをみんな持って行って、うちほうはたしか5キロワットですよ。南部に行けばとんでもない大きいアンテナ——GPSがあります。それで、中弘南黒地域で申し込みしたら、リンゴにはGPSを使って作業できないですよと、薬かけるのも上からかけるんですかと、薬はスプレーヤーでも何でも下からでしょというので、まずこっちに予算がつかなかったと。それで、ようやく西北五地方でアンテナを設置して、中弘南黒地域よりも、部長が努力して東青地域に持ってきたと。それで、これも荒川地区と浪岡の野沢地区で設置しました。これ非常に大きいですよ、やっぱり。私はこれ、部長が頑張ったのだと思います。

私も情報提供をしました。それで、やっぱり取れるものを取っていかなければ駄目だなというので進んでいったと、非常に大きいと思います。

それで、次に、また聞くんですけれども、浪岡庁舎につけたアンテナ、例えば、中弘南黒地域、浪岡地区において、黒石市であり、藤崎町の常盤地区というのはすぐ隣です。それで、アンテナというのは、障害物がなければどこまで飛んでいく、結構遠くまでいきます。なので、このGPSの基地局、利用できるスマート農業機器の導入実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 RTK-GNSSを利用できるスマート農業機器の導入実績についての御質疑にお答えいたします。

令和6年度の青森市スマート農業チャレンジ事業における、RTK-GNSS基地局利用可能機器の導入実績につきましては、青森地区において田植機が1台、田植機用の後づけの自動操舵システム1台の計2台、また、浪岡地区におきましては田植機4台、レベラー1台の計5台、合わせて7台となっております。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 これ、例えばですけれども、これはチャンネルを設定すると思う

んです。そうすれば、本来であれば青森市の事業なので、青森市だとなるんですけども、さっき言ったみたいに、例えば、浪岡の庁舎にあれば、黒石市も藤崎町常盤地区、板柳町も近いと。そうなったときには、電波ですので飛んでいきます。

チャンネル設定をすれば、これは利用することも可能なんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 基地局の整備についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区に現在2台設置されております。この2台の設置によりまして、浪岡地区のほとんどのエリアが基地局を利用可能なエリアとなっております。他市町村の利用に関しましては、まさしく、その受信できるような仕組みがあれば、設定によっては利用可能かと思えますけれども、その利用に際しては、協議してまいりたいというふうに思います。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 リンゴも米も、別に行政の仕切りはありますけれども、米を作るところも、リンゴを作るところも、仕切りは全くないです。畑も田んぼもつながっています。水路もつながっています。やはり、そうやってお互いさまというのはきつとあるんだと思います。

最後に、昨日、つがる市議会の一般質問で、やはりつがる市は、米どころですので、スマート農業の普及についてということがありました。補助事業——補助額は4分の1以内で上限100万円、2025年度までの受付分で180件、1億4970万円の実績があると。田植機が70件、トラクター29件、乾燥機24件、ドローン20件と、やっぱりつがる市は西北地区——米どころです。

でも、忘れてはいけない。実は、米については、西北地区があって、中弘地区があって、それで、東青地区もまさしく米どころです。まだまだ、こういうふうな面で導入して——農林水産部長も、私の一般質問の中で、リンゴ産業や米についても異業種からの参入が非常に増えてきていると。成長産業という面を考えれば、青森市内でもいろいろ参入を考えている業者はきつとあるんだと思います。

これだけ米が高ければ、うちの食堂でも、自分で作った米を売ったほうが全然安くつくなと考えているところは——例えば、花田委員なんかの大きい業種であれば、もっと考えているのかなと思っていますので、新規参入が十分あると思います。ぜひそういうふうな意見を聞きながら進めていただきたいと思います。

終わります。

○山本武朝委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしくお願いします。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費、シャトル・ルートバス運行事業の概要と決算の内訳をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 工藤健委員からの青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の運行概要と決算の内訳についての御質疑にお答えいたします。

青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」は、新青森駅、青森駅及びフェリーターミナルなど市内の主要交通拠点並びに三内丸山遺跡や青森県立美術館などの観光施設を結び、主に本市を訪れる観光客の二次交通として運行しております。

運行ルートにつきましては、これまで利用状況等を勘案して見直しを行っており、現在は、青森駅西口及び新青森駅東口をそれぞれ発着地とする2系統の循環ルートであり、当該運行ルートにつきましては、令和6年4月1日から運行しております。

ねぶたん号の事業費につきましては、年間の運行経費から、運賃収入及び広告収入を差し引いた額となっており、令和6年度の決算額につきましては、983万19円で、その内訳につきましては、運行経費が3081万8122円、運賃収入及び広告収入が2098万8103円となっております。

○山本武朝委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

今年の7月15日なんですが、市民クラブ会派4人で、いわゆる観光客の目線で、観光施設を結ぶねぶたん号に乗車して市内観光をしました。

午後1時10分、青森駅西口を出発して森林博物館、あおもり北のまほろば歴史館、フェリーターミナル、新青森駅を経由して、県立美術館前で下車をして、三内丸山遺跡前で再び乗って、青森駅西口に到着したのが午後5時10分であります。

以下、観光客として気づいたことをちょっとお話したいと思いますが、1つ目の感想ですけれども、気温の高い日でした。午後1時少し前に青森駅西口に到着して、ねぶたん号のバス停でバスを持っていたんですけれども、バスプールの向こう側に赤いねぶたん号が待機しているのが見えております。暑い中、早く来てほしいと観光客は待つこと十数分、出発の僅か2分前にねぶたん号が到着しまして、涼しい車内でようやく一息ついたんですが、暑い夏です。バス停から見えるところに赤いバスが待機していれば、いつ来てくれるかなと、期待は高まったのですが、せめて、やはり5分、10分ぐらい前には、涼しい車内で待ちたかったなというふうに思いました。

感想その2であります。ねぶたん号の運行間隔は3時間あります。つまり、1回バスに乗ると、次のバスまで3時間。森林博物館もあおもり北のまほろば歴史館も、それぞれで3時間滞在するには、青森を見て回りたい観光客としては、正直時間を持て余すということで、県立美術館前で降りて、三内丸山遺跡は近くなので、2か所を観光して3時間は、いわゆるタイパがいいということで、県立美術館前で下車することにしました。

バスを降りて、美術館の正面入り口に向かったんですが、何とそこに、本日休館というお知らせが貼ってあります。そこにぽつぽつ雨も降り始めて、観光客4人は肩を落として、少し濡れながら三内丸山遺跡に向かったんですが、3時間後に来た

ねぶたん号で青森駅西口に帰りました。

青森駅西口に着いてバス停を確認したのですが、確かにバス停の下に県立美術館の展示替えに伴う休館のお知らせというのが掲示されてあります。4人そろって、10分以上バスを待っていて、気づかないというのは全くうかつではあるんですけども、多くはないバスの回遊先の観光施設の休館は、可能であればバスでのアナウンスぐらいはしてほしかったなと思った次第であります。

一般質問の中で、津波注意報が出たときに、市営バスの停留所に掲示したバスの迂回情報が伝わらなかったということを聞いて、なるほどと思ったんですが、注意を要する情報は極力目につくように工夫をしていただければというふうに思います。

感想その3ですが、乗車した日は平日でしたので、乗車した観光客は多くはありませんでしたが、小さなバスでも乗り心地はとてもよくて、新青森駅での乗降者がとても多いなという印象でありました。

ただ、やはり間隔が3時間ですと、森林博物館、あおもり北のまほろば歴史館を見ただけで半日以上使ってしまうことになります。せめて1時間間隔にならないのかなと観光客として感じました。

感想その4、ねぶたん号の回遊ルートは約1時間あります。少し短い気もしますが、記憶では、かつて浅虫とか昭和大仏も回ったような記憶をしております。観光シーズンあるいは期間限定でもいいんですけども、市内の多くの観光施設を回れるルート、あるいは各観光施設での滞在時間の提案も含めた、ねぶたん号ツアーがあると楽しめるのかなという感想であります。

ねぶたん号は、その運行の目的と見た目——赤くて愛らしい色、デザインを含めて、青森をアピールする絶好の観光資源でもあると思っています。単にバス事業としての定期便ではなく、やはり青森にいらした方へ青森の魅力を伝える役割をきちんと持って情報提供・企画を含めて、もう少し踏み込んでもいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上が市民クラブ会派でのねぶたん号体験記ですが、質疑を続けます。

ねぶたん号の創設から、いろいろルートの変遷——変更があったと思うんですけども、その内訳と理由をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 運行ルートの変遷についての御質疑にお答えいたします。

新青森駅と青森駅などの交通拠点や観光施設を結ぶ二次交通として運行しております青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の運行ルートの設定につきましては、これまでの利用状況や沿線施設の状況等を踏まえ、主に利便性と効率性の2つの観点から検討して設定してきたものであります。

ねぶたん号の運行につきましては、当初、市内の交通関係者で組織する青森市総合都市交通対策協議会からの委託により、平成22年8月から運行してきたもので

あり、平成 24 年 4 月からは青森観光バス株式会社が自主運行したものであります。

当時の運行ルートは、青森駅とフェリー埠頭を結ぶルート、青森駅から県立郷土館、棟方志功記念館、県立図書館、三内丸山遺跡を経由し、新青森駅までを結ぶルートの 2 つを設定しておりました。

その後、同社から本市に対し、採算性を理由に運行を終了したい旨の申出がありましたことから、平成 26 年 8 月からは本市の委託業務として運行しており、運行ルートにつきましては、三内丸山遺跡から新青森駅東口、フェリーターミナル、青森駅、アスパムなどを經由し、棟方志功記念館までの間を、おおむね 1 時間に 1 往復の間隔で 1 日 6 往復を新幹線及びフェリーとの接続を考慮して設定しておりました。

直近では、令和 6 年度運行から令和 5 年度の実績を基に利便性向上の観点からさらなる見直しを行い、1 つ目のルートといたしまして、主に新幹線利用者の利便性を向上させることを目的に、新青森駅東口を起終点とし、ねぶたん号利用車の約 9 割が目的としておりました主要な観光地である三内丸山遺跡及び県立美術館をつなぐ小回りルート、2 つ目のルートといたしまして、青森駅西口を起終点とし、小回りルートの観光施設や新青森駅に加え、フェリーターミナルやあおもり北のまほろば歴史館等をつなぐ大回りルートの 2 つのルートを設定し、現在に至っております。

○山本武朝委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

私が記憶していた浅虫、昭和大仏というのは実験的な事業だったということを後で聞きました。県立郷土館、棟方志功記念館も回っていたんですけれども、今はありませんので、それから省かれたのはやむを得ないなというふうに思っております。

では、5 年間の乗客数の推移を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 過去 5 年間の乗客数の推移についての御質疑にお答えいたします。

ねぶたん号の過去 5 年間の利用実績につきましては、令和 2 年度は 2 万 369 人、令和 3 年度は 2 万 1295 人、令和 4 年度は 5 万 6403 人、令和 5 年度は 10 万 1013 人、令和 6 年度は 10 万 2355 人となっております。

なお、令和 2 年度から令和 4 年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行需要の低迷による観光客などの減少により、ねぶたん号の利用者も減少したものであります。令和 6 年度はコロナ禍前である令和元年度の 7 万 4169 人に比べまして、2 万 8186 人の増となっております。

○山本武朝委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。さらに増えているということです。

運行時間の話をしましたがけれども、間隔が 3 時間あるということでは、1 回降りると、やはり次のバスまで 3 時間待たなくてはならないんです。それで、観光する

人にとっては、行程をなかなかつくりづらいと感じましたけれども、やはりせめて1時間間隔に近づけるとかという利用者のニーズに合わせた運行ができないのかどうか伺いたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 運行ダイヤについての御質疑にお答えいたします。

令和6年度以降のねぶたん号の運行ダイヤにつきましては、令和5年度の利用実績等を踏まえまして、新青森駅を起終点とし、主要な観光地である三内丸山遺跡及び県立美術館をつなぐ小回りルートにおきましては通年で1日8便、ねぶた祭期間等の繁忙期である特定日については1日15便、新青森駅西口を起終点とし、主要交通拠点等をつなぐ大回りルートにおきましては通年で1日4便を運行しております。

ねぶたん号の運行ダイヤを1時間間隔とするためには、現行のダイヤを増便させる必要がありますが、現行ダイヤは限られた予算と運転手や車両などの輸送資源を最大限活用して検討したものであります。

今後におきましても、より効率的な運行ダイヤとなるよう引き続き検討してまいります。

先ほど、大回りルートの御説明で新青森駅西口を起終点とし、と申し上げましたが、正しくは青森駅西口でありましたので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○山本武朝委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

委託事業であるということもあって、予算もそうだし、バスの台数の現状も限度だということだと思いますが、重ねて伺いますけれども、期間限定でもいいので、多くの観光施設を回れる特別なルートとか、先ほども感想で言いましたけれども、滞在時間を含めた、ねぶたん号でのツアーというのを企画してもいいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

企画ツアーについての御提案ということでもありますけれども、ねぶたん号につきましては、新青森駅と青森駅などの交通拠点や主要な観光施設を結ぶ移動手段といたしまして、日々多くの観光客等に御利用いただいているところであります。

ねぶたん号の利用者におきましては、それぞれ行き先や利用目的が違うことが想定され、ねぶたん号での各施設を回る企画ツアー等の実施につきましては、実施主体のほか、ニーズや現在御利用いただいている利用者への影響等を考慮しつつ、慎重に検討する必要があるものと考えております。

○山本武朝委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 あくまでシャトル・ルートバスであるということでもありますけれども、ねぶたん号自体が赤い色をしていて、とても目立ちます。観光をしている方に

としては、あれは何だろうという、乗ってみたいという、そういう気持ちにさせるものがあると思うんですが、そういう意味では、せっかくですので、バスに乗って移動する観光客にとっては、バスの中でいろんな観光情報を得られるようにしていただきたいと思うんですが、車内の情報発信とか、観光、企画も含めて情報発信をしていく考えはありませんか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 情報発信についての再度の御質疑にお答えいたします。

ねぶたん号では、各沿線施設に関する案内といたしまして、車内アナウンスでの沿線施設の紹介、一部のバス停への休館日情報の掲示を実施しております。

突発的な休館やイベント情報等につきましては、基本的には各施設がホームページ等により周知を図っているところであります。

各施設の休館やイベント情報等の情報発信につきましては、ねぶたん号車内にはチラシの設置やポスターの掲示が可能なスペースがありますことから、これらを活用するなど、各沿線施設とも情報共有を図りながら、有効な発信方法について研究してまいります。

○山本武朝委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

ぜひ車内を活用していただきたいと思います。

では、ほかに乗客の方、利用者の方からの声とか、意見・要望がありましたら教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 利用者からの御意見や御要望等につきましてはの御質疑にお答えします。

現在のねぶたん号の運行に関しまして、本市や運行事業者へ寄せられております改善や見直しに係る主なものといたしましては、1つに、繁忙期や満車により、車内が密な状態になることがあるので、今より大きい車両を使用するか、または、もっと便数を増やしてほしい、2つに、フェリーターミナルから青森駅へ向かうために乗車する利用者にとりましては、運行ルートが逆回りであるために、乗車時間が長くなってしまうので見直しできないものかなどの御意見をいただいているところであります。

こうした御意見につきましては、利用状況等を踏まえ、次年度以降の運行ルート等の見直しの参考としているところではありますが、限られた予算と運転手や車両などの輸送資源の制約の中で、今後も利用者の利便性の向上を目指し、改善に努めてまいります。

○山本武朝委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

ほかにもフェリーの時間にぜひ運行を合わせてほしいという声も私も聞いており

ます。

重ねてであります、要望として申し上げますと、青森駅西口の出発時には、今回は暑かったんですけども、冬は寒いですし、雪もありますので、余裕を持って乗車させていただくように配慮をお願いしたいと思います。

あとは、ルート先の休館情報、これもやはり観光客にとっては、とても大事なことなんです。ですので、見落としとはいえ、バス停での掲示の仕方、あるいは運転手によるアナウンスとか車内掲示できちんと伝わるように工夫をしていただきたいと思います。

繰り返しますが、ねぶたん号はやはり赤い形状と小さくてかわいいという女性からの印象があると思うんですけども、そういう意味では青森を訪れる方には、いわゆる観光資源にもなっているねぶたん号だと思います。

観光客のいろんな利便性とか快適性とか、そういった情報提供を工夫することによって、いわゆるさらに動く観光案内という意味合いも可能性もあると思いますので、青森市を楽しもうとする観光客には、ぜひ、ねぶたん号を最大限活用していただきたいと思いますよね。何かもったいないです。シャトル・ルートバスという役割があるのは分かるんですけども、実際に乗車する観光客にしてみると、観光気分で来ているわけですから、いろんなわくわく感と期待感もあると思いますので、ぜひ市民・観光客双方に愛されるねぶたん号の運行をこれからも工夫をしていただきたい。観光客として、乗った人間として、ぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子です。よろしくお願いいたします。

4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費から、ごみ処理について質疑してまいります。

本市では「分ければ資源 混ぜればごみ」のスローガンの下、空き缶・ペットボトル・その他のプラスチック・古紙・瓶などの資源ごみの分別収集を行っておりますが、直近3年間の排出量の実績と処理の流れについてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 軽米委員からの資源ごみについての質疑にお答えいたします。

本市で分別収集しております資源ごみの直近3年間の排出量の実績といたしましては、主に、空き缶・ペットボトル・その他のプラスチック・ガラス瓶・古紙類・生き瓶の合計であります。令和4年度は7087トン、令和5年度は6745トン、令和6年度は6382トンとなっております。

市内のごみ収集場所から分別収集しました資源ごみの処理の流れであります、まず、空き缶につきましては、ECOプラザ青森でアルミ缶・スチール缶の選別及び異物除去等の中間処理の後に売却、ペットボトル・その他のプラスチック・ガラ

ス瓶につきましては、同じくＥＣＯプラザ青森で異物除去等の中間処理後に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ再商品化を委託、古紙類・生き瓶は市内の古紙回収業者で異物除去等の中間処理後に売却という流れになっております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

アルミ缶・スチール缶・古紙・生き瓶は売却されて市の歳入となっているとのことでした。ただ、資源ごみの収集量は減少傾向にあるとの御答弁でした。

今、スーパーなどで、ペットボトル・古紙・段ボールなどを回収する場所を設置しているところが増えているので、結構スーパーで見ても、物すごい量のペットボトル・新聞・段ボールを回収していて、このような点も減少につながっているのかなと思っています。

我が家でも近くのスーパーにペットボトル・古新聞・厚紙を出すんですけども、出すときに、私自身は、これは市の収入になるはずだから、スーパーじゃなくて、できるだけごみ収集日に出すべきじゃないかなというふうに心が痛むんです。けれども、主人は面倒だから何のためらいもなくスーパーに出すんですが、いつもその辺で私はもやもやしているんですけども、今の御答弁で収集量が減っているということは、歳入も減となっているのか、資源ごみの売却収入の実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再質疑にお答えいたします。

資源ごみの売却収入ということですが、缶類・古紙類・生き瓶の売却収入の合計額につきましては、令和４年度は 7398 万 5192 円、令和５年度は 8110 万 5738 円、令和６年度は 8112 万 2502 円となっております。

なお、資源ごみの回収量は減少傾向にあるものの、一方で金属資源のリサイクル市場におけるアルミの買取り価格が上昇傾向にありますことから、本市の売却収入はほぼ横ばいとなっております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 アルミなどの金属資源の価格上昇によって、売却収入はほぼ横ばいであるということで、約 8000 万円を超える歳入があるとのことでしたけれども、では、資源ごみによる収入は市の財源として、どのように活用されているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再質疑にお答えします。

市の財源としての活用ということですが、資源ごみの売却収入につきましては、諸収入の雑入に計上しておりまして、本市の一般財源として活用させていただいております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 一般財源として活用されているとのことでした。

ただ、リサイクル事業というのはリサイクルすればするほどコストがかかるという点もありますので、売却収入イコール純利益にはならないという面もあるのかなというふうに思っています。

しかし、リサイクル事業というのは収入を目的としているわけではなく、SDGsの観点、資源循環型社会の実現という点を重視して行っているものだと思います。そのような点から、自治体だけで回収するとなると、やはり負担も大きくなるのかなと思うので、自治体だけではなく、スーパーなどいろいろなところで資源を回収することが大事だということが、今回改めて分かったところでありますので、今後は心を痛めずにスーパーに出したいなと思っております。

それで、このリサイクルという部分で、私が個人でやっているリサイクルをちょっと御紹介したいんですけども、私は衣類を「古着 de ワクチン」というのに出しています。この「古着 de ワクチン」というのは、古着を出すことによって、ラオスへポリオワクチンを寄附することができるというものです。1キット 3300 円と、こちらからお金を出して寄附するんですけども、スタンダードの1キットで5人分のワクチンが寄附されます。

このキットには、大変大きな袋が入ってきて、そこに衣類だけであれば120着ぐらいのものが入れられる袋が送られてくるんです。衣類だけでなく、かばん・帽子・靴・アクセサリとかも入れられるんです。それを回収しに来てくれるんですけども、それによって1キットで5人分のワクチンがラオスの子どもたちに送られます。

それだけじゃなくて、このキットを製造するために、日本で知的障害のある方などが全国のいろんな福祉作業所でこのキットを作るために働いていて、雇用が生まれているという部分で、また、その集まった洋服を送るために整理する、分別したりとかというところにも、障害のある方であったり、外国の方であったり、いろんな方が働いていて、そこでまた雇用が生まれています。

その洋服をカンボジアに送って、そこで衣類を販売しているんですけども、その販売するところでも、ポリオの後遺症であったり、障害のある人、貧困で苦しんでいるような人たちが働いて、雇用を生んでいるという点で、この「古着 de ワクチン」はサステナブルな取組をすごく評価されて、第3回ジャパンSDGsアワード特別賞のSDGsパートナーシップ賞というのを受賞している——という取組をしているんです。

最近では、プラスして「キッチン de 給食」というのが新しくスタートして、1キットで5人分の給食がアフリカとかフィリピンの子どもたちに寄附されているというものがあって、私は今、衣類をそういう部分でリサイクルしているんですけども、このように自治体だけではなく、スーパーや、また、個人でもいろいろな部分からリサイクルしていくということが大事だということが分かりました。

そこで、資源ごみの分別収集以外に市がリサイクル推進に向けて実施している取組をお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再質疑にお答えいたします。

リサイクル推進に向けた市の取組ということについてであります。本市では現在、リサイクル推進に向けた取組といたしまして、家庭から出た資源ごみの分別収集のほか、有価資源回収団体活動奨励事業といたしまして、いわゆる集団回収を実施する団体に対し、回収量1キログラム当たり4円の奨励金の交付、また、生ごみを堆肥化する生ごみ処理機を購入する市民に対する補助金の交付、市庁舎や市民センターで割り箸、衣類、リチウムイオン電池を含む小型家電などを回収する拠点回収の実施により、リサイクル推進に取り組んでおります。

このほか、家庭へ毎戸配布しております清掃ごよみ、小学4年生に配布しておりますジュニア版ハンドブック、市ホームページなどにより、情報発信などを通じまして、リサイクル推進の意識啓発を図っております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ジュニア版ハンドブックで、小学校でもリサイクル推進の意識啓発をしているということはとても大事なことだなと思っています。また、集団回収している町会などの団体には奨励金、生ごみの処理機購入への補助金を交付してリサイクル推進に取り組んでいるとのこと。

そこで、リチウムイオン電池を含む小型家電の回収についてですが、昨今、このリチウムイオン電池による火災が多発しています。また、リチウムイオン電池が起因と思われるごみ処理施設の火災も多くなっていますけれども、その理由として、私が思うには、リチウムイオン電池を使用している製品が物すごく増えているからではないのかなと思っています。

ワイヤレスイヤホンや電子たばこ、持ち歩く小型扇風機、最近では子どものおもちゃでも充電式の電動おもちゃやゲーム機にも使われていて、あまりにも多岐にわたっているので、捨てる側もどれにリチウムイオン電池が使われているのか分からない場合も多いのではないかなと。分からずに捨ててしまうケースもあるのではないかなと思っています。

そのために、市民にもリチウムイオン電池を使用している製品には、どのようなものがあるのか知らせる必要があるのではないかなと思うんですけれども、そこで、市民センターなどに設置されている小型家電の回収ボックスには、リチウムイオン電池を使用している製品例は表示されているのかお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再質疑にお答えする前に、先ほどの御質疑で私のほうから小学4年生に配布しておりますジュニア版ハンドブックと申し上げましたが、正しくはジュニア版ごみハンドブックですので、訂正させていただきたいと思っております。

それでは、再質疑にお答えいたします。

拠点回収ボックスへの製品例の表示についてということでの御質疑であります。拠点回収として設置しております回収ボックスのうち、使用済み小型家電回収ボックスは、家庭で使用していた小型家電類を回収対象としておりまして、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池使用製品についても、このボックスでの回収を実施しております。

現在、使用済み小型家電回収ボックスには具体的な製品例示はしていないものの、広報あおもりや本市の公式Xで具体例を示し、周知を図っているところであります。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ここからは要望になりますけれども、広報あおもりや公式Xで周知をしているということでした。回収ボックスには表示されていないとのことですが、確かにスペースが限られているので、表示は難しいかなと思います。

私も市の公式LINEにごみリサイクルというコーナーがあるので、そこからたどってみたんですけれども、やっぱり分かりづらいのもそうですし、具体的には表示されていないということが分かりました。

実は、清掃ごよみが一番分かりやすく書かれているということが今回分かりました。清掃ごよみは、各家庭に配られていますけれども、その真ん中の上のほうに、「小型充電式電池（リチウムイオン電池等）が火災の原因となっています！ごみ収集場所に出せません」と書いてあって、清掃車から火が出ている写真もついているんですよ。小型充電式電池の製品例や処分方法で回収協力店のホームページのQRコードもちゃんと掲示されていて、回収ボックスのこともきちんと掲載されていて、とても丁寧に書かれていたということに今回初めて気がつきました。毎日ごみを出す日にちは見るんですけれども、細かいところは見ていなかったのも、全然気づいていませんでした。

ただ、どうしても紙の中ですので、スペースが限られていて小さいので、高齢の方とかは見づらいのかなというふうに思っています。

そこで、リチウムイオン電池を使用している製品をすぐ調べられるように、公式LINEからホームページを開いたときに、リチウムイオン電池を使用している製品が一目で分かる、そういったコーナーをつくったらどうかなと思います。その際は、イラストや写真などで分かりやすく表示するということも大事ですし、タイトルも小型家電と書くのではなくて、リチウムイオン電池使用製品と表示しないと、イヤホンとかおもちゃが小型家電だというふうには思わない人も多いのではないかなと思うんです。

なので、そういうものを回収ボックスに捨ててもいいのかなと捨てる時に思ってしまうので、やはりリチウムイオン電池をもっとこういうものだと分かるように、回収ボックスのタイトルのところにも書いていただければいいのかなと思いますし、そのコーナーを開くとリチウムイオン電池の製品が書かれていると同時に、ご

みに出すと火災が起きる可能性があるという、そういうイメージも一緒にしっかり伝えていただければと思います。

私、市で作成している、ごみの出し方分別辞典というのを時々参考にしています。ホームページから入っていくと出てくるんですけども、あいうえお順になって、このごみは何ごみかなとか、捨てられるかなと調べるんですけども、そこにもぜひ、このリチウムイオン電池使用製品を載せてもらいたいと思います。

また、回収ボックスに製品名は書けなくても、リチウムイオン電池使用製品はこれみたいな感じでQRコードをつければ、そこからすぐどういうものかというのを調べられて、これは捨ててもいいんだなということが分かるんじゃないかなと思いますし、それであれば、そんなにスペースを取らないじゃないかなと思うので、そういう部分で、本市において二度と清掃工場の火災が起こらないようにするためにも、市民に対してリチウムイオン電池を使用した製品を分かりやすく表示していただきたいと要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健費に関連して、子育て世帯訪問支援事業について質疑します。

第3期青森市子ども・子育て支援事業計画の中に位置づけられている子育て世帯訪問支援事業ですけども、本市では実施する考えはあるでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 村川委員からの子育て世帯訪問支援事業の実施についての御質疑にお答えいたします。

子育て世帯訪問支援事業は、令和6年4月1日施行の改正児童福祉法により新たに創設された事業であり、要支援児童または要保護児童の保護者や出産後の養育に特に支援を必要とする妊婦、ヤングケアラーなどに対し、その居宅において、子育てに関する情報提供や家事及び養育に係る援助、その他必要な支援を行う事業であり、市町村における実施が努力義務とされた事業であります。

現状、本市では、本事業を実施していないことを踏まえ、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする、第3期青森市子ども・子育て支援事業計画におきまして、本事業のニーズなどを把握するとともに、実施場所や支援方法などについて調査研究を行うこととしております。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 実施場所や調査研究をこれから行う予定ということなんですけれども、この計画期間のうちに実施する予定なんですか。いつまでに実施する予定なのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 事業実施に関しての再度の御質疑にお答えいたします。

第3期青森市子ども・子育て支援事業計画につきましては、中間年に当たる令和9年度に見直しを行うこととしております。

この見直しに合わせまして、まずは本事業について調査研究を進め、当該事業計画に反映させる予定としております。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 まずは、令和9年度までに調査研究して、事業計画に反映させていくということでした。

市民の中には、この訪問事業を期待している方もいるので、ぜひ、実施に向けて、スピーディーに調査研究していただくことを要望したいと思います。以上です。

次に、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費に関連して、小規模工事の契約実績について質疑します。

令和4年度から令和6年度までの過去3年間における130万円以下の工事の契約件数及び契約金額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 村川委員の過去3年間の契約実績についての御質疑お答えいたします。

青森市契約実績報告書によりますと、令和4年度から令和6年度までの過去3年間におけます、130万円以下の工事の契約件数及び契約金額につきましては、令和4年度が1379件、2億7437万4523円、令和5年度が1251件、2億5453万1667円、令和6年度が1239件、2億5894万9998円となっております。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今年4月から、この小規模工事の契約額の見直しが行われて、130万円から200万円に引上げが行われました。

市の対応を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 少額随契の基準額の引上げに係る市の対応についての再質疑にお答えいたします。

国におきましては、昨今の物価高騰や、事務の効率化の観点を踏まえまして、地方自治法施行令を一部改正いたしまして、令和7年4月1日から、少額随契の基準額の引上げが行われ、例えば、工事及び製造の請負につきましては、130万円から200万円に引き上げられたところであります。

本市では、少額随契の額を定めております青森市財務規則のほか、関連いたします青森市事務の専決等に関する規程や、各種要領、マニュアル等を改正いたしまして、本年10月1日から適用することとしております。

以上です。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この少額随契の契約額の見直しは、1974 年を最後に改定されていなくて、約 50 年ぶりに改定されて、それこそ先ほど部長の答弁にあったようにここ数年の物価高騰によるものとされています。

次に、市に登録のある工事業者のうち、随契をやる——E 等級の登録業者数を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 E 等級に登録のある事業者数についての再質疑にお答えいたします。

本市は建設工事の競争入札に参加しようとする者につきましては、青森市競争入札参加資格等に関する規則によりまして、施工能力の審査等を経て、建設工事の種類ごとに特 A から E 等級までの格付を行っております。

E 等級につきましては、経営事項審査によります経営規模等の評価の結果、完成工事高の平均が 500 万円に満たない場合や、経営事項審査を受けていない場合としておりますほか、市内に本店を有する建設業許可を持たない事業者につきましても E 等級に格付しているところであります。

工事に登録を要します事業者数、全 1042 者のうち、E 等級に格付されております事業者は 554 社となっております。そのうち、市内に本店を有する事業者は 329 社となっております。

以上です。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは、令和 6 年度の 13 万円以下の維持修繕についての発注件数上位 10 位までの——13 万円以下は各課で契約するので、上位 10 課、課ごとの契約件数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 13 万円以下の工事等の発注件数についての再質疑にお答えいたします。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び青森市財務規則第 122 条の規定によりまして、130 万円以下の工事につきましては、随意契約によることができるとされており、さらに、同規則第 123 条ただし書の規定により、随意契約できる額の 10 分の 1 に相当する 13 万円以下の工事については、1 人から見積書を徴することができるのとされているところであります。

青森市契約実績報告書によりますと、令和 6 年度における 13 万円以下の工事及び維持修繕の発注件数上位 10 課は、多い順に、教育委員会事務局総務課が 354 件、都市整備部公園河川課が 124 件、教育委員会事務局学校給食課が 57 件、農林水産部中央卸売市場管理課が 45 件、教育委員会事務局中央市民センターが 40 件、教育委員会事務局浪岡教育課が 36 件、総務部管財課が 20 件、都市整備部道路維持課が 20

件、福祉部福祉政策課が 19 件、浪岡振興部都市整備課が 15 件となっております。

以上です。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この 13 万円以下の工事、維持修繕についてなんですけれども、先ほど言った 130 万円以下の基準額の見直しと同じように、恐らく 50 年ぐらい見直しがされていないというふうに思われます。

この 13 万円以下の維持修繕も基準額を見直しすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 1 人から見積書を徴することができる額の見直しについての再質疑にお答えいたします。

随意契約で 1 人から見積書を徴することができる額につきましては、青森市財務規則第 123 条ただし書の規定によりまして、同規則第 122 条に定める少額随契の額の 10 分の 1 に相当する額としております。

先ほども御答弁申し上げましたが、本市においては、青森市財務規則を改正いたしまして、本年 10 月 1 日から、工事及び製造の請負につきましては、少額随契の額を 130 万円から 200 万円に引き上げますことから、維持修繕で 1 人から見積書を徴することができる額につきましても、13 万円から 20 万円に引き上がることとなります。

以上です。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。

こういう少額随契の工事や維持修繕については、やはり市内の業者に公平公正に工事や修繕の発注がなされることが大事だと思っています。

こうした公平性を確保するための市の取組をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 公平性確保のための取組についての再質疑にお答えいたします。

予定価格 130 万円以下の工事につきましては、各課からの契約依頼を受けまして、総務部契約課が事業者の選定を行っております。また、予定価格 13 万円超 130 万円以下の維持修繕につきましては、総務部契約課及び浪岡振興部総務課が事業者の選定を行っております。その際、両課におきましては、公平性を確保する観点から、見積り競争への選定回数などが少ない事業者から順に選定をしております。

以上です。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 少ない事業者から選定を行っているということでした。

同じく、先ほど言った各課が少額随契で 13 万円以下の維持修繕を発注する場合

も、やはり、公平性を担保される必要があると思うんですけれども、その取組はどのように行っているんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 各課発注における公平性の確保のための取組についての再質疑にお答えいたします。

13 万円以下の維持修繕に関する発注につきましては、予算や工期、工事内容等を踏まえまして、契約の適正性、迅速性、効率性を総合的に考慮しながら、各課において適切に対応しているものであり、技術力、履行能力等を勘案した上で選定した事業者から見積書を徴し、契約を締結しているところであります。

事業者の選定につきましては、公平性を確保する観点から、青森市中小企業振興基本条例を踏まえまして、予算の適切な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、市内中小企業者の受注機会の増大に努めることや、安易に前回の契約時と同じ事業者を選定しないことなどにつきまして、契約事務の手引きや毎年度開催しております会計庶務事務研修で全職員に周知しております。

以上です。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その 13 万円以下、これからは 20 万円以下になるんですけれども、各課任せだと。研修をやっているけれども、各課で公平性を担保できるように取組をしてもらっていると思ったんです。

最近、こうした少額随契の中小企業の皆さんからは、市からの発注が少なくなったなという声も聞かれます。なので、ぜひ公平に市内の業者に仕事が行き渡るように、公平公正な発注に努めていただくようお願いしたいと思います。

これは、以上で終わります。

次に、2 款総務費 2 項徴税費 1 目課税費に関連して税制度について質疑します。

市民の方から、年金がちょっとだけ上がったんだけど、今年、納税通知書を見たら、非課税者から課税者になってしまったと。そのために年間 5000 円ぐらい徴収されることになったということで、本人は年金生活なので、年金の基礎控除の 43 万円引いて、社会保険料 7 万円引いて、年金 110 万円引けばかからないだろうというふうに思っていたのに、納税通知書を見たら、課税者になっていたと。

いつ、何が、どのように変わってそういうふうになったのかというような問合せが寄せられました。

私も分からなくて答えられなかったんですけれども、そこでまず、令和 6 年度及び令和 7 年度の市民税納税義務者数と、それから市民税均等割非課税者数を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和 6 年度及び令和 7 年度の市民税納税義務者数と、市民税均等割非課税者数についてお答えいたします。

7月1日時点での市民税納税義務者数は、令和6年度は13万2663人、令和7年度は、13万3819人で、1156人増加しております。

また、同じく7月1日時点での市民税均等割非課税者数は、令和6年度が8万5622人、令和7年度は8万2423人で、3199人減少しております。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 だから、今年、非課税者が減って課税者が増えているという現象が起こっているということなんですけれども、この市民税均等割非課税から課税となった、その考えられる要因をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 市民税均等割が非課税から課税となる要因についての御質疑にお答えします。

市民税均等割につきましては、青森市市税条例において、前年の合計所得金額が、扶養家族がない方については41万5000円、扶養家族がある方については、31万5000円に、本人と扶養家族の合計人数を乗じて得た金額に、28万9000円を加えた金額、これを超えますと課税されることになります。

このことから、これまで均等割が非課税だった方が課税となる要因といたしましては、1つに、給与、年金収入が増えたことや、個人事業主においては、必要経費が減ったことにより、前年に比べて、合計所得金額が増となった場合、2つに、子どもが自立したことなどにより、前年に比べて、扶養親族の数が減となった場合などが考えられます。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃあ、この人の場合は年金がちょっとだけ上がったことによって影響を受けたということになると思います。

では、課税者になることによって影響を受ける制度があると思うんですけれども、どのようなものがあるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 行政サービスの基準に住民税非課税を用いているものについての御質疑にお答えします。税務部所管のものを中心にお答えさせていただきます。

まず、住民税非課税が対象要件となっているものとしたしましては、老齢年金生活者支援給付金があります。

給付につきましては、税務部以外にも、低所得者向け給付金は、住民税非課税を要件にしているものが多いと思います。

そのほか、対象要件ではありませんが、重度心身障害者医療費助成につきましては、非課税世帯は実質本人負担がなしになります。

また、高額療養費の自己負担限度額については、住民税非課税の方の負担額が低く抑えられています。

介護サービスの利用者負担限度額も同様です。

ほかにも、負担能力という観点から、制度の基準に課税状況を用いているものが多い状況となっております。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ちょっとの年金の引上げによって多くの給付金だったりあるいは障害者だとか、高額療養費のところが変わってきたりとか、介護保険だったり、もちろん後期高齢者医療保険料だとかも影響が出るので、上がった年金よりも本人負担のほうが多くなるっていうところで、そのラインにいる市民はすごくもやもやとした気持ちになっています。

やはり、その公的サービスから外れることになった市民に対する何らかの救済策っていうか、そういう制度はないでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 新たに均等割が課税された方についての再度の御質疑にお答えいたします。

住民税につきましては、広く住民が地域社会の費用を分担する、言わば地域社会の会費的な性格を有するものであり、担税力に応じて課税し御負担いただいているものであります。

また、各種公的サービスにつきましては、負担能力という観点から、課税状況を用いて基準を設け、受益者負担や対象者などを定めているものと考えます。

現在、物価や賃金上昇などに伴い、様々な課題が生じていることは認識しておりますが、税制面では、令和7年度税制改正において、この物価・賃金の上昇などを踏まえ、基礎控除額や給与所得控除額の最低保障額がそれぞれ引き上げされることとなりました。

また、これ以外の課題につきましても、今後、税制改正などの議論の場において、対応の検討がなされていくものと考えています。

これらの見直しが進められていくことで、課題となっている方々が対処、救済されていくものだと考えます。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 課税とその非課税のそのボーダーラインによる方が一番混乱していると思われます。

先ほど言ったように介護保険料だったり、国保だったり、後期高齢者だったり、様々なところに影響してくる中で、本人たちの知らないところで、そうした制度が決められていることにすごくもやもやした気持ちになって、私にいろんな声が寄せられました。

ぜひ、これからの税制度の推移を見守りつつ、そうした課税者になった市民に対しては、丁寧に説明を尽くしてもらいたいというふうに思います。

このことを要望して、この項は終わりたいと思います。

最後に、10款教育費6項保健体育費3目学校給食費に関連して質疑します。

令和4年第4回定例会でも質問しました、食物アレルギーを理由として給食を食べないで、学校給食無償化の恩恵を受けない児童・生徒数、令和4年当時は中学生5人、中学生13人、計18人でした。

現在の食物アレルギーを理由とした、給食を食べられない児童・生徒数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 村川委員からの学校給食に関する御質疑にお答えいたします。

食物アレルギーとは、公益財団法人日本学校保健会刊行の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインにおきまして、特定の食物を摂取することによって、皮膚、呼吸器消化器、あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことと定義されております。

本市が提供している学校給食のうち、食物アレルギーを理由として給食を摂取することができない児童・生徒数は、令和7年5月1日現在で小学校が2人、中学校が3人の合計5人となっております。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 当時、令和4年といえばちょうどその年の10月から給食無償化が実施された年です。

当時は、私立の中学校には、何の影響もなかったもので、同じ青森市民なんだから、何らかの支援策を実施すべきじゃないかというふうにも訴えてきました。

そして、その後、青森県が学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を実施したことによって、私立の学校や特別支援学校に対する支援が行なわれて、青森市としては支援は必要なくなりました。

残されているのは食物アレルギーの子たちです。

お弁当を持参しているわけですが、学校給食のように1食は260円だとか230円だとかで作れるものではありません。その何倍もかかって、お弁当を持たせています。お米もしかり、全ての食料品が上がる中で、やはり何らかの支援策が必要だと思います。

この学校給食無償化の恩恵を受けていない児童・生徒へやはり支援すべきだと思いますが、市の見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 学校給食に関する再度の御質疑にお答えいたします。

本市における学校給食費の無償化につきましては、それまで児童・生徒の保護者に御負担いただいていた給食材料費について、令和4年10月から本市が全額公費負担することで、学校給食費の徴収を行わないこととしたものであります。

また、令和6年度からは、県による学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金

を財源の一部に充て、本事業を継続して実施しているところであります。

国の動向といたしましては、令和8年度の予算編成の過程において、給食の無償化を検討するとされております。また、学校給食費を無償化した自治体の中では、食物アレルギーなどで弁当を持参する子どもの保護者に対し、全国で給食費相当額を助成する動きが出ているところであります。

今後につきましては、国及び他都市の動向を注視しながら、本市としての対応を見極めてまいります。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、この5人に対する支援策を実施した場合の給食費相当額、予算額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 学校給食費に関する再度の御質疑にお答えいたします。

今、提供している給食費は1人当たり約8万円となっております。先ほどアレルギーで提供を受けていない数は5人と申し上げましたので、約40万円となると考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 村川委員。

○村川みどり委員 40万円あれば、食物アレルギーの子たちへの支援ができるということが分かりました。

先ほど教育委員会事務局理事も言っていました、全国でもアレルギーの子に対する給食費の支援が広がっています。杉並区も2024年から、国立や私立、インターナショナルスクール、それからアレルギー等の給食を受けていない児童に対して給食費相当給付金を実施しています。

埼玉県加須市でも、ここは1万円の地域クーポン券ですけれども、給食を喫食していない児童・生徒に対するちょこっとおたすけ絆サポート券を配布したりとか、他都市でもやはり食物アレルギーを持つ家庭に対する支援策が広がりつつあります。

これだけ物価も高騰して家計も大変に厳しい中で、ぜひ、食物アレルギーの子に対する支援策を前向きに検討していただくことを要望して質疑を終わります。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時10分からといたします。

午後0時7分休憩

午後1時10分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

小熊ひと美委員。

○小熊ひと美委員 立憲民主・社民会派、小熊ひと美です。

質疑の順番は、1、地球温暖化、2、花岡プラザ、3、猫の不妊・去勢手術と犬・猫等一時預かりボランティア事業、4、不妊治療費助成事業の順に進めます。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、地球温暖化防止活動推進センター業務委託料に関連して質疑をいたします。

青森市地球温暖化防止活動推進センターの委託業務の内容と令和6年度の決算額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 小熊委員からの青森市地球温暖化防止活動推進センターの委託業務の内容と令和6年度決算についての御質疑にお答えいたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律第38条では、都道府県知事及び指定都市等の長は、地球温暖化対策に関する啓発活動等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人、もしくは一般財団法人または特定非営利活動法人を都道府県または指定都市等が地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定できるとされております。

本市では現在、特定非営利活動法人青森県環境パートナーシップセンターを同法に基づく青森市地球温暖化防止活動推進センターとして指定しており、本市における地球温暖化対策に関する啓発活動等の業務を委託しております。

青森市地球温暖化防止活動推進センターへ委託している主な業務といたしましては、子ども向けに地球温暖化について学べる機会を提供する体験型学習講座の開催、大人向けの地球温暖化について学べる機会を提供するエコライフセミナーの開催、地球温暖化対策について学ぶための小・中学校、市民大学、市民団体等へ出向いての出前講座の実施、地球温暖化対策実践の普及啓発のための青森市環境フェアの実施及び運営、地球温暖化対策の普及啓発を目的としたイベントへの出展等となっております。令和6年度におけます委託料の決算額は、346万4925円となっております。

○山本武朝委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 では、令和6年度における委託業務内容の実績件数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 委託業務内容の実績件数についての再質疑にお答えいたします。

令和6年度におけます青森市地球温暖化防止活動推進センターへの業務委託のうち、主な業務の実績件数につきましては、体験型学習講座が3回、エコライフセミナーが4回、出前講座が15回、青森市環境フェアの実施及び運営が1回、地球温暖

化対策の普及啓発を目的としたイベントへの出展が7回となっております。

○山本武朝委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 では、各委託料における業務ごとの内訳をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

委託料の業務ごとの内訳とのことではありますが、まず、令和6年度青森市地球温暖化防止活動推進センターの業務委託につきましては、本市が作成しました仕様上の業務を実施するために必要な総額といたしまして、346万4925円となっております。

その業務別の内訳といたしましては、体験型学習講座が25万7776円、エコライフセミナーが31万4380円、出前講座が70万7641円、青森市環境フェアの実施及び運営が121万3740円、地球温暖化対策の普及啓発を目的としたイベントへの出展が20万6140円、その他の業務が76万5248円となっており、合計といたしまして346万4925円となっております。

○山本武朝委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

昨年は、令和6年3月に西市長がゼロカーボンシティ宣言をいたしましたので、宣言に関連して、活発な活動を期待していたところですが、実績としては、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定作業と、啓蒙活動への委託のほかには、具体的で実効性のある施策は、あまり進展が見られなかったように思います。

環境フェアは毎年秋に開かれておりますが、その費用として市が委託費として支出している分は、121万3740円ということでした。これは、令和6年度の地球温暖化対策関連の委託事業の決算額、346万4925円の約3分の1を占めています。

地球温暖化対策として、もちろん啓発も非常に大切で必要な対策ですが、フェアをやるだけでなく、出展した事業者や集まった市民と市が協働して温室効果ガスを減らしていく動きにどうつなげるのか、どうぞ知恵を絞っていただきたいと思います。

今年度は啓蒙活動のほかに、市保有施設への太陽光発電装置の設置可能性調査を行うとお聞きしました。これは市が率先して、自ら削減率アップに貢献するとてもいい機会だと思います。ぜひとも、設置率50%を実現して、市民に大いにアピールしていただきたいと思います。2030年度までに——あと5年で温室効果ガス削減率を目標の2013年度比51.1%まで、上げなければなりません。そのためには、今すぐにでも、市民を巻き込んで、市全体として削減率を押し上げるようなスピード感と実効性のある施策を期待します。

この項は終わります。

次に、3款民生費1項社会福祉費10目保養センター費、健康の森花岡プラザ指定管理委託料に関連して質疑をいたします。

健康の森花岡プラザ指定管理委託料の不用額 323 万 8619 円の内訳についてお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 小熊委員からの花岡プラザの指定管理委託料についての御質疑にお答えいたします。

花岡プラザは、浪岡地域の有する豊かな自然環境の下で、市民の保養及び健康づくりの推進を図るとともに、温泉の利用を通じた市民の交流を促進するための健康増進施設として、平成 27 年 4 月に供用を開始しており、平成 30 年度からは、指定管理者制度を導入しております。

花岡プラザの指定管理業務におきましては、修繕費、燃料費及び光熱水費を精算項目としており、毎年度の業務終了後に精算残金が生じた場合は、市に返納することとしております。

また、浴場施設利用料など、指定管理者の収入となる利用料金につきましては、収支計画を著しく上回る利益が生じた場合、市と指定管理者が協議の上、増収分の一定割合を指定管理委託料と精算しております。

委員お尋ねの花岡プラザ指定管理委託料の不用額 323 万 8619 円の主な内訳といたしましては、利用料金増収分に係る精算額が 169 万 3162 円、燃料費に係る精算額が 94 万 8917 円、光熱水費に係る精算額が 59 万 5751 円となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

指定管理委託料の不用額の内訳は、利用料金の増収分 169 万円余りのほかに、燃料費が 94 万円、光熱水費が約 59 万円とのことでした。

温泉の湯量が減ってきたため、昨年末から、バイブラのある主浴槽にお湯が入っていないことを令和 7 年第 1 回定例会で御紹介しましたが、その間の燃料費や、光熱水費が浮いたということではないかと推察いたしました。

令和 7 年第 1 回定例会の一般質問では、井戸水をくみ上げて加温することも含めて、対応策を検討するという答弁でしたが、9 月現在、バイブラの浴槽は空で井戸水を加温しての運用は実施していないようです。前回の聞き取りの際に、井戸水の加温には毎月 50 万円ほど余分に燃料費がかかるということでしたので、やはりこれがネックになっているのかと思います。

温泉井戸の掘削完了予定は、来年 10 月ですから、新しい井戸のお湯が出るまで、まだあと 1 年ほどかかります。仮に月 50 万円の燃料費の増額としますと、総額で 600 万円ほどになりますが、温泉施設を楽しみにしている市民もたくさんいらっしゃいます。利用者の増加と収益を上げるためにも、バイブラ浴槽にお湯が入るよう、何とか検討をお願いいたします。

この項はこれで終わります。

次に、犬・猫の殺処分ゼロを目指して、令和6年度の新規事業として取り組んだ猫の不妊・去勢手術費補助事業と、犬・猫等一時預かりボランティア事業について質疑をいたします。

まず、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、猫の不妊・去勢手術費補助事業の概要と決算額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 小熊委員の猫の不妊・去勢手術費補助事業の事業概要と決算額についての御質疑にお答えいたします。

令和6年度から新たに取り組んでおります、猫の不妊・去勢手術費補助事業は、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫等の繁殖を抑制し、猫の引取りや殺処分数の減少を図るとともに、周囲に対する迷惑行為を未然に防止するため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助するものであります。

補助対象は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行う市民や団体等で、事前に市に相談・申請いただき、補助金交付の決定後、動物病院で不妊・去勢手術を実施し、その費用の一部を市が補助しております。

補助金額は雄1頭当たり6000円、雌1頭当たり9000円を上限としております。

令和6年度当初予算では、雄35頭、雌35頭の計70頭分、52万5000円の補助金のほか、捕獲用の捕獲おりの購入費用、通信運搬費など、19万1000円、計71万6000円を計上していたものであります。

令和6年度の決算額につきましては、予算額71万6000円に対しまして、決算額55万3000円となっております、このうち補助金は、雄32頭、雌38頭、計70頭分、52万1500円となっております。

○山本武朝委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 答弁ありがとうございました。

では、補助金の申請実績と交付実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。補助金の申請実績及び交付実績についてであります。

令和6年度の申請実績と交付実績につきましては、雄24頭、雌67頭、計91頭分の74万円の交付申請がありました。対しまして、交付実績は、雄32頭、雌38頭、計70頭分の52万1500円でありました。

申請と実績の差——頭数や金額に差がある理由といたしましては、手術の対象となる猫を捕獲できなかったこと、猫を捕獲したときに申請していた性別と違う性別だったということが判明しまして、申請内容を変更したことなどが挙げられます。

令和7年度につきましては、9月9日現在であります、雄20頭、雌56頭、計76頭分、62万円の交付申請が提出されております。このうち、雄13頭、雌25頭、計38頭分、29万8000円を交付済みです。

以上です。

○山本武朝委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

猫を捕まえるのは大変なので、逃げられてしまったということで、大分差が出たということでした。

当初予算の雄 35 頭、雌 35 頭、合計 70 頭に対して、実績は雄 32 頭、雌 38 頭、計 70 頭と、頭数はほぼ予算どおりの実績でした。

もっと申請が殺到するのかなと思っていたのですが、初年度は予算どおりで、それほどでもないなという感じがいたしますが、2 年目の今年——令和 7 年度は、この 9 月初めまでの約 5 か月間で既に昨年の実績を超える 76 頭の申請があったということで、やはりニーズはあるということだと思います。

では次に、同じく 4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費、犬・猫等一時預かりボランティア事業について質疑をいたします。

犬・猫等一時預かりボランティア事業の概要と決算額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 犬・猫等一時預かりボランティア事業の概要と決算額についての御質疑にお答えいたします。

本市では、青森県動物愛護センターの一部を借用し、飼い主のやむを得ない事情による引取りや、捕獲・収容した犬や猫などを飼養管理し、新しい飼い主への譲渡を行っているところであります。

しかしながら、青森県動物愛護センターの借用スペースが限られており、また、譲渡先が決まるまでの期間が長くなる場合があります。ボランティアの方に一定期間を預かっていただく犬・猫等一時預かりボランティア事業を令和 6 年度から実施しております。

本事業は、ボランティアを希望する市民の方に事前に市に登録していただき、実際に犬や猫などの対象動物を預かっていただく際に、大きさや頭数、預ける期間等に応じて飼養管理に必要なケージなどの物品の貸出しや、餌などの消耗品の支給を市が行っております。

令和 6 年度の本事業は、餌やトイレ用品等の業務用品費として 37 万 6000 円、通信運搬費等で 3 万 7000 円の合計 41 万 3000 円の予算を計上しておりまして、決算額につきましては、消耗品費 32 万 6000 円、電話料等で 2 万 1000 円の合計 34 万 7000 円となっております。

○山本武朝委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

では、令和 6 年度及び令和 7 年度のボランティアの登録人数と預けた頭数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。令和6年度及び令和7年度のボランティアの登録人数と預けた頭数についてです。

ボランティアの登録人数につきましては、令和6年度は7名、令和7年度は9月9日現在で18名となっております。

預けた動物の頭数につきましては、令和6年度は犬が1頭、猫が3頭の合計4頭、令和7年度は9月9日現在で、犬が2頭、猫が41頭の合計43頭となっております。

以上です。

○山本武朝委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

初年度の令和6年度は、犬と猫の合計で4頭と、本当に少ないなという感じなんです。2年目の令和7年度——今年は、先ほどの猫の不妊・去勢手術費補助と同じく、随分と増えています。

それにしても、犬が2頭、猫が41頭ということで、猫が圧倒的に多い。理由を聞いたんですけれども、やはり、犬に比べて、野良猫が圧倒的に多いからと、こういうお答えでした。そのとおりだと思います。

いずれにしても、2年目の需要が増えているということなので、今後も広く市民にお知らせして、協力者を募って、飼い主の見つかる犬や猫の数を増やしていただきたいと思います。

現在、市は県の動物愛護センターの一部を間借りして、譲渡事業を行っているのですが、新たに市として専用の施設を検討していると聞きました。あわせて、今後もっと実績が上がるようでしたら、来年度以降は、この2つの事業の拡大をぜひ検討していただきたいと思います。犬・猫の殺処分ゼロの青森市を目指していきたいと思っています。

この項は終わります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健費、不妊治療費助成について質疑をいたします。

事業の概要と令和6年度の実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 小熊委員からの不妊治療費助成事業の概要と実績についての御質疑にお答えいたします。

不妊治療は、令和4年4月から保険適用となったことにより、それまで全額自己負担であった治療費の3割を窓口で支払うことで治療が受けられるようになり、治療を始めやすい環境となりました。

しかしながら、不妊治療は長期にわたることや、治療費が高額となる場合もあることから、本市では、希望する方がちゅうちょすることなく不妊治療を受けられるよう、令和6年4月から不妊治療費の保険診療の自己負担分から高額療養費及び付加給付の額を控除した額の3分の2に相当する額で、1回当たり5万円を上限とし、

不妊治療費を助成する事業を開始いたしました。

その後、同年7月から青森県において、不妊治療費の保険診療の自己負担分から高額療養費及び付加給付の額を控除した額を全額助成する事業を開始したため、本市では、令和6年度をもって本事業を終了しております。

なお、令和6年度の本事業の実績は67件となっております。

○山本武朝委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 では、不妊治療費助成事業の不用額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 不妊治療費助成事業の不用額についての再度の御質疑にお答えいたします。

本事業の不用額は1645万4249円となっております。その内訳といたしましては、消耗品の購入に係る需用費が9761円、郵便代に係る役務費5万6588円、不妊治療費の助成に係る扶助費1638万7900円となっております。

この扶助費の不用額は、県において、不妊治療費の自己負担分を全額助成する事業を令和6年7月から開始したことにより、本市の事業への申請が少なかったことによるものと考えております。

○山本武朝委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 不用額が1600万円余りと非常に大きかったので、ちょっと疑問に思いまして確認をいたしました。ありがとうございました。

市の助成事業が始まって、4・5・6月と実施していたところ、県が7月から同様の取組を開始し、本市が治療費の3分の2、1回当たり上限5万円の助成のところ、県は全額助成という本市よりも手厚い助成ということで、本市の実施期間は4・5・6月の3か月となり、不用額が大きくなったということでした。

県が全額補助で引き継いだ形になりましたが、本市が独自に始めた事業で、出生率の上昇に寄与するととてもよい取組だったと思います。今後もこのような温かい取組をお願いしたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 次に、相馬純子委員。

○相馬純子委員 無所属、相馬純子です。よろしくお願いします。

3款民生費2項児童福祉費5目児童福祉施設費に関連して、本市の児童館の施設設備について伺います。

児童館は、ゼロ歳から18歳未満の全ての児童を対象にした児童厚生施設です。地域において、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的としています。

私の息子が小学校低学年のときも、相野児童館にお世話になりました。卓球を教えてもらってきて、温泉に行つて卓球の試合をしたんですけども、負けました。大変、健全な遊びを与えてくださったなって感謝しています。

児童館の役割っていうのも時代が変わってきて、主体的に学びを与えるみたいな取組をしているところもあるようですけれども、健全な遊び、健康の増進、それから情操を育む、これにはやっぱり、施設設備の整備がとても大事だと思います。

そこで伺います。

本市の児童館の数、1日の平均利用児童数が最も多い児童館とその児童数、また最も少ない児童館とその児童数、トイレの洋式化率、エアコンの設置の状況について伺います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 相馬委員からの児童館の利用児童数及び設備についての御質疑にお答えいたします。

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、相馬委員からの御紹介にもありましたとおり、18歳未満の全ての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的とする施設であり、本市におきましては15か所開設しております。

児童館の1日平均利用児童数は、令和6年度実績で最も多いのは、青森地区の平新田児童館の61.8人、最も少ないのは、浪岡地区の王余魚沢児童館の0.5人となっております。

次に、児童館のトイレにつきましては、全ての児童館に洋式トイレを設置しており、児童館全体の大便器52基のうち、38基が洋式であり、洋式化率としては73%となっております。

また、エアコンにつきましては、冷涼な場所で開設している浪岡地区の王余魚沢児童館を除いた全ての児童館に設置しております。

○山本武朝委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 ありがとうございます。

一番多く児童が利用しているのが61.8人ということで、すごく多いんだなというふうに思いました。

多くの子どもたちにとって、年齢幅も結構ありますので、居場所となっているんだなっていうのが、この利用の児童数からもうかがえるなというふうに思っていました。

それで、エアコンが全て――王余魚沢はちょっと涼しいところと聞き取りで聞きましたが、そこ以外は全て設置されているということで、とても安心しました。

それで、利用者が多い児童館では、エアコンを4台設置しているところもあって、快適な環境で子どもたちは過ごせているんじゃないかなというふうに思っていました。

ただ、やっぱり青森も、猛暑日が年々増えていっていますので、人数は少ないかもしれないんですけども、王余魚沢地区も暑くなってくるかもしれないので、ぜひエアコンを設置するという方向性で御検討いただければなというふうに思います。

トイレについてですけれども、昨日、戸山の児童館を見学しに行ってきたんですけれども、大便器が3つあって、2つが簡易のかぶせる方式の洋式化をされていて、1つが和式でした。

和式を意図的に残しているんですよという説明も伺ったんですが、そこの戸山もそうですけれども、男の子と女の子が使うトイレの個室が同じ場所で、和式も残っているということで、学校のトイレについて質問したときも、教育的意義があって、意図的に和式を残してるということもあるかとは思うんです。けれども、やっぱり、生活の場としての児童館という意味合いが大きいので、生まれたときから洋式トイレに慣れてきているお子さん——男の子と女の子が同じ大便器を使っていて、和式もあるということで、できれば洋式化を、もう少し推進してほしいなっていうのが正直なところですよ。

令和6年度に洋式化した施設、洋式化にかかった費用と実績について伺います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 令和6年度のトイレ洋式化の実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

児童館のトイレにつきましては、令和5年度以前に、全ての児童館に洋式トイレを設置しておりますことから、令和6年度におきましては、新たにトイレの洋式化工事は実施していないところであります。

○山本武朝委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 令和6年度は実施してないと。もしかしたら来年度以降もそのようにお考えですか。

先ほども申し上げましたが、子どもたちが六十何人も利用している児童館ですし、できる限り洋式化を推進していただければなというふうに思います。何とか少なくとも和式のほうが、数が多い児童館もあるので——3つあるうち1つが洋式で2つが和式というところもあるみたいなので、こういうところから少しずつでも洋式化に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

いただいた資料によると、15か所ある児童館のうちの11か所の児童館が、先ほども言ったように、全て個室が男女兼用です。多目的トイレはありません。

浪岡地区の施設は、洋式が1基だけで和式のほうが多いです。ゼロ歳から18歳までを受け入れる施設ですので、ちょっと大きい課題かなって個人的には思います。大人の私たちでも、居酒屋なんかに行って、男女兼用のトイレだと、うーんって、ちょっと二の足を踏むので、思春期の子どもたちはなおさらだと思いますから、早急に改善を求めたいというふうに思います。

それでは次に、修繕の状況について伺います。

令和6年度に実施した児童館の主な修繕内容と件数について伺います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 令和6年度の主な修繕内容と件数についての再度

の御質疑にお答えいたします。

本市の児童館の維持管理につきましては、青森地区は青森市社会福祉協議会、浪岡地区は特定非営利活動法人NPO 婆娑羅凡人舎がそれぞれ指定管理者として行っております。

児童館施設の維持修繕につきましては、児童館管理運営業務仕様書において、原則 10 万円以下の修繕費は、指定管理者が指定管理委託料の範囲で行い、10 万円を超える修繕費につきましては、市と指定管理者が協議の上、指定管理者が対応できない場合は市が直接修繕を行うこととしており、緊急度、優先順位を見極めながら対応しているところであります。

令和 6 年度に実施した児童館の主な修繕内容と件数につきましては、青森地区は高田児童館屋根修繕工事、平新田児童館玄関スロープ柱修繕工事など 30 件、浪岡地区は平川児童館屋根修繕工事、平川児童館玄関勝手口階段修繕など 14 件、児童館全体では 44 件となっております。

○山本武朝委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 ありがとうございます。

戸山児童館と一緒に同行してくださった職員の方からとか、聞き取りのときも伺ったんですが、修繕の要望はその都度、児童館のほうから市のほうに要望を出しているみたいなんですけれども、その要望については全て対応してくれているっていうふうに、その児童館の担当の方からも伺って、とてもよくしていただいていますという話でした。市の職員の方がそばにいたのでもしれませんが、古い児童館だったんですけれども、環境もとてもいい所で、職員の方も、それから非常勤の館長さんも、草刈りとか雪片づけとか、とてもよく対応してくれているというお話を伺ってます。

そういう地域の方のお力も大きいんだなというのを、お話を聞きながら強く思いましたが、まず、どこの施設も児童館も結構な年数で、修繕の要望も年々多くなっていくと思うんですけれども、できる限り子どもたちの大きな居場所として、その修繕要望には今のように応えていただければありがたいなというふうに思います。

大変よい環境の戸山児童館の玄関先に戸山児童館御利用の皆様へというお知らせが貼られていました。平成 25 年 8 月 26 日付の青森市が発出したお知らせです。戸山児童館御利用の皆様へ、耐震診断の結果に関するお知らせという文書です。

そこには、平成 24 年度に耐震診断を実施しました。その結果、当児童館については、震度 6 強の地震で倒壊する危険性が高いものと想定されました。今後においては、施設の在り方も含め、補強や建て替えなどの対応について検討することとしていますというふうに書かれていました。

この戸山児童館の玄関先に貼られていたお知らせが貼られている児童館は 13 施設というふうに伺っています。15 施設ある中で、2 つの施設だけがその耐震基準に違反しないということで、残りの 13 施設がその基準を満たしていないということ

になります。危険性がないのは、本市の児童館の2施設だけです。震度6強で倒壊する危険性があるっていうことは、私の感覚では、緊急度はとても高いものだと思うんです。

平成26年から現在まで、このお知らせについての対応について伺います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 児童館の建て替えなどについての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では比較的小規模なコミュニティー施設等について、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設からサンプル抽出をして、平成24年度に耐震診断を実施いたしました。

その結果、旧耐震基準で建築された13施設について、震度6強の地震で倒壊する危険度が高いと想定されたことから、避難行動の実施に御理解と御協力をお願いするなどのため、相馬委員からの御案内の耐震診断の結果に関するお知らせを対象施設に掲示等したものであります。

耐震補強対策といたしまして、旧耐震基準で建築された児童館のうち、後潟児童館につきましては、平成26年12月に後潟支所の改築に合わせて、平新田児童館につきましては、平成27年3月に原別支所の改築に合わせて複合化して整備したところであります。

児童館につきましては、昭和40年代から昭和50年代にかけて整備された施設が大半となっており、老朽化が進んできておりますことから、適宜修繕を行うことで、維持管理に努めてまいります。

○山本武朝委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 2施設は、複合化をして問題はないと。残り13施設については、修繕で対応していくということなんですけれども、耐震の対応ですので、修繕というよりは補強または建て替えの検討になるかと思うんです。平成24年から玄関に貼られているそのお知らせは、やっぱり市民の皆さんとの約束だと思うんですね。

なので、幸いにもこの間、震度6の地震は起こらなかったのでもよかったのですが、もしもこのお知らせを貼った状態で震度6の地震があつて、児童館が倒壊して、子どもたちに何かあったら、もちろんですけれども、市の責任になります。そうならないことを祈るばかりですけれども、そうなる前にやはり、耐震基準を満たしていない、非常に危険性が高いと思われたところは補強をしていただくなり、建て替えを検討していただくなり、そういう対応をしていただくことを強く要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○山本武朝委員長 次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員 8款土木費5項住宅費1目住宅総務費に関連して、市営住宅について質疑させていただきます。

質疑に入る前にまず全国的な市営住宅の状況について申し上げたいと思います。

日本全体の公営住宅は 2021 年度末で 213 万 3000 戸です。その内の半数超 53.9% が昭和 60 年度——1985 年までに建設されたもので、40 年を超えたストックの割合が、半数を超えているという状況です。近年は新規供給が激減し、2021 年度の新規建設は僅か 385 戸となっています。

公営住宅は当初、住宅政策として住む場所を物理的に供給することを目的としてきましたが、バブルの頂点以降は住宅が余るようになり、その当初の目的が喪失して、供給戸数が減少したと推測されます。

青森市の市営住宅は 27 団地で約 2600 戸、このうち、昭和 55 年度以前の旧耐震基準のものが、桜川第一・第二、幸畑第三・第四・第五、青柳団地、小柳第二団地など、約 1000 戸と 40%を占めています。これらの全てが完成後 50 年を経過しようとしています。さらに、完成後 40 年から 50 年が経過した団地も、野木和第二・第三、戸山団地など約 900 戸あり、40 年以上経過したものの合計で全体の 4 分の 3 となっている状況です。

そこで質疑します。

令和 6 年度決算における、市営住宅家賃収入額と維持管理費、起債償還金など、市営住宅関連経費をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 木村委員からの市営住宅に係る令和 6 年度の家賃収入額と市営住宅関連経費についての御質疑にお答えいたします。

本市では、公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、令和 7 年 9 月 1 日現在、青森地区で 21 団地 115 棟、浪岡地区で 6 団地 29 棟、合計 27 団地 144 棟の市営住宅を管理しております。

これらの市営住宅に係る令和 6 年度決算額といたしまして、歳入では、市営住宅使用料が約 3 億 9045 万 4000 円、駐車場使用料などが約 2196 万 3000 円、合計約 4 億 1241 万 7000 円となっております。

一方、歳出では、起債償還金が約 2 億 9686 万 4000 円のほか、指定管理委託料約 1 億 6961 万 5000 円、借上げ市営住宅賃借料約 3816 万円、駐車場除排雪業務補助金約 426 万 8000 円など、管理運営事業費を含めまして、合計で約 6 億 8645 万円となっております。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

市営住宅事業の目的について、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的と御答弁がありました。既に公営住宅は住宅を供給する政策としての役

割を終えつつあり、求められる機能は、様々な事情があって住宅が手に入らない方々に住宅を提供すること、つまり、セーフティーネットになっているということだと思います。次に、市営住宅の需要動向について質疑いたします。

長寿命化計画における青森市の公営住宅施策対象世帯数のこれまでの推移と、今後の推計についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 長寿命化計画における公営住宅の需要量の今後の推計についての御質疑にお答えいたします。

本市では予防保全的な管理、長寿命化に資する改善を推進することを目的に、平成 23 年 3 月に青森市公営住宅等長寿命化計画を策定し、計画終期を迎えた令和 3 年 3 月に計画の改定を行いました。本計画では、計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とし、団地・住棟別の現況調査を行うとともに、国から示された公営住宅等長寿命化計画策定指針におけるストック推計プログラムにより、市営住宅の入居のための収入基準を満たす公営住宅施策対象世帯につきまして、将来的な需要を推計し、市営住宅の効率的な維持管理の在り方について検討を行いました。

本計画における、本市の将来的な公営住宅施策対象世帯の需要の推移と今後の推計につきましては、平成 27 年に 1 万 6503 世帯、令和 12 年に 1 万 3992 世帯、令和 22 年に 1 万 2234 世帯であり、減少傾向となっております。なお、需要に対する住宅供給量といたしましては、市営住宅、県営住宅及び家賃が低廉な民間賃貸住宅等を含めまして、計画期間内の令和 12 年に 1 万 4642 戸、中長期見通しとしての、令和 22 年に 1 万 2701 戸であり、需要に対する住宅供給量が確保されていると推計しております。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ただいまの御答弁によれば、市営住宅入居のための収入基準を満たす公営住宅施策対象世帯は今後減少を続け、2040 年、すなわち 15 年後には現在に比べておよそ 2 割減となるとの推計でありました。これは人口減少の流れを踏まえるともっと減る可能性が大きいのではないかと考えています。また、この数値はあくまで収入基準を満たす世帯数であり、実際の需要は推計よりもさらに少ないと考えます。

次に、市営住宅にどのような方が入居しているのか把握したいと思います。入居者の年齢、世帯構成についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市営住宅入居者の年齢世帯構成についての御質疑にお答えいたします。

令和 7 年 9 月 1 日現在の市営住宅入居者数につきましては、青森地区と浪岡地区を合わせまして 3236 人であり、その年齢構成は、子育て世帯として入居要件の緩和の対象であります、ゼロ歳から 18 歳までが 336 人で 10.38%、一般の入居要件であ

る 19 歳から 59 歳までが 1115 人で 34.46%、高齢層といたしまして、入居要件が緩和対象である 60 歳以上が 1785 人で 55.16%となっております。

また、入居者の世帯構成といたしましては、単身世帯が 988 世帯で 51.43%、夫婦のみの世帯が 313 世帯で 16.29%、夫婦のみ以外の 2 人以上の世帯が 620 世帯で 32.27%となっております。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 市営住宅の入居者については、60 歳以上の方が 55.16%を占めているとのことでした。

これは青森市全体の人口構成と比較しますと、青森市全体では 60 歳以上の方の割合がおよそ 41%であり、市営住宅においては、高齢者の比率が際立って高いことが分かります。問題は高齢者に偏っているということそのものではなくて、そのような住まい方がコミュニティとして持続性を保てるのかどうかという点にあります。住民の方が年々高齢化し、空き室が増えていく中で、地域のつながりや生活の質をどう維持していくのが課題となります。

次に、青森市の住宅需要を見るために、土地の評価額の推移について質疑いたします。固定資産税の評価替え年度、3 年ごとにおける宅地の平均価格、これ 1 平米当たりの評価額、これについて平成 18 年度以降の推移をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 宅地の固定資産税の平均価格の推移についての御質疑にお答えいたします。

固定資産税の評価替えは 3 年に一度行われており、平成 18 年度以降の評価替え年度における宅地の平均価格、1 平方メートル当たりの評価額につきましては、平成 18 年度は 2 万 9671 円、平成 21 年度は 2 万 6435 円、平成 24 年度は 2 万 2203 円、平成 27 年度は 1 万 8954 円、平成 30 年度は 1 万 8162 円、令和 3 年度は 1 万 7883 円、令和 6 年度、1 万 7827 円となっております。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 宅地の評価額が、20 年間で約 4 割下落したという御答弁でした。

宅地の価格が下がるというのは、これは土地が売れないということの証拠です。で、売れないということになると、相続をしないとか管理をしないということに結びついていきます。特に青森市に相続人の方が住んでいらっしゃる場合は、まず、相続放棄をするだろうというような形になりやすいということになります。

一軒家もそうなんですが、アパートの大家さんでも、自分が高齢になり、相続をされないだろうと。改修が本当は必要なんですが、実際、今後売却できる見込みもないので、管理を放棄して、入居者が大変な思いをしているという事例が実際にあります。住宅地の宅地価格の下落は人口減少などで需要が少ない中で、住宅が余っていること、つまりこれを意味していて、空き家につながっていて、大きな問題であるというふうに考えております。

もちろん空き家の要因は公営住宅の供給過剰ということだけではありませんが、人口減少や経済構造の変化など、複合的な要因だと考えています。ただ、その中で行政が供給者として安い市営住宅を過剰に維持し続ければ、需給バランスが崩れ、空き家がより増えてしまい、まち全体の居住環境悪化の一因になる可能性もあると考えます。

次に、市営住宅の立地についてお伺いします。市営住宅のうち、居住誘導区域の外に立地しているものをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 居住誘導区域外に立地する市営住宅の住棟についての御質疑にお答えいたします。

本市が管理しております市営住宅は、令和7年9月1日現在、青森地区で21団地115棟、浪岡地区で6団地29棟、合計27団地144棟となっております。このうち、本市の立地適正化計画に定める居住誘導区域の外に立地している市営住宅の住棟につきましては、青森地区で青柳団地1棟、幸畑第二団地36棟、幸畑第三団地5棟のうち3棟、幸畑第四団地16棟、幸畑第五団地4棟、戸山団地11棟のうち5棟、合浦団地1棟の計66棟であり、浪岡地区で林本団地4棟、花岡団地3棟、白鳥団地1棟、宮本団地1棟、福田団地17棟の計26棟であり合計92棟となっております。

なお、これらのうち、青森地区の青柳団地1棟、幸畑第三団地2棟、幸畑第四団地9棟は令和8年度から順次住み替えを行い、住み替えを完了した住棟を廃止する予定であり、浪岡団地の林本団地2棟、花岡団地1棟につきましては、既に住み替えが完了しておりますため、解体工事に合わせて用途廃止する予定であります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 居住誘導区域の定義は、鉄道駅から概ね800メートル、あるいは日往復が30往復以上のバス路線から300メートル以内の場所とされています。

先ほどの御答弁にもありましたとおり、市営住宅の入居者の方は高齢者の割合が非常に高く、免許を返納される方や経済的な事情から自家用車を持たない方も少なくないと考えられます。そうした方々にとって、居住地が公共交通から遠い場所にあるということは、日常の買い物や通院といった生活上の行動に大きな制約を与えるものです。そのような環境に市営住宅を置き続けることが、住宅政策や福祉政策として本当に妥当なのか、慎重に考えなければならないと思います。したがって、市営住宅を居住誘導区域など、利便性の高い区域に集約し、移転を進めていくことは大きな意義があり、極めて重要な取組であると考えます。

次に、集約して、取り壊す団地の跡地利用についてお伺いします。用途廃止後の跡地利用に関する状況をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市営住宅団地住棟の解体後の跡地利用についての御質疑にお答えいたします。

これまで解体後の跡地利用の例といたしましては、跡地の位置や面積、用途地域に応じまして、市営住宅の建て替えのほか、グループホーム、店舗、ポンプ場及び有料老人ホーム等にそれぞれ利用されております。今後、解体後の跡地につきましては、青森市ファシリティマネジメント基本方針に基づき、公共施設として全庁的な利活用を検討いたしますが、利活用の需要がないと判断した場合には売却することといたしております。

また、直近の例といたしまして、令和5年度に、小柳第一団地5棟を、令和7年度に花園団地を解体しており、このうち小柳第一団地の跡地につきましては、公共施設として、全庁的な利活用の予定がありませんでしたことから、現在売り払いの手続を行っているところであります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 答弁の中で、花園団地の解体をしたということでした。

今年度解体を完了した花園団地の解体費についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市営住宅花園団地の解体費についての御質疑にお答えいたします。

市営住宅花園団地は、昭和27年度に建築された鉄筋コンクリート造三階建て、管理戸数24戸の市営住宅であります。築70年以上が経過し、老朽化が著しかったことから、青森市公営住宅等長寿命化計画におきまして、用途廃止する住棟に分類し、令和4年度の集約化に伴う用途廃止に向けて、入居者の住み替えを完了したところであります。解体工事につきましては、令和6年8月に着工し、令和7年5月に完了したところであり、解体に要した経費は1億2971万2000円となっております。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 花園団地の解体に際しては周辺道路が狭隘、狭かったということでダンプによる搬出に手間がかかり、その分コストが上がったとお伺いしております。一方、小柳団地の解体の際には条件が比較的良かったことから、より低コストで実施されていたということでした。

こうした事例を踏まえますと、団地の立地条件やその大きさによって、かなり差が出ると思いますが、概ね1棟当たり、解体費は1億円を下回る水準で収まる見通しであると考えます。

そこで、老朽化が進んでいる市営住宅ですが、即入居可能ではない空き室が約600戸あるということです。その理由についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市営住宅の空き室についての御質疑にお答えいたします。

市営住宅の空き戸数は令和7年7月31日現在で、青森地区で670戸、浪岡地区で39戸、合計709戸となっております。このうち、修繕されていない戸数につきま

しては、青森地区では 587 戸、浪岡地区では 8 戸、合計 595 戸となっております。

空き室の修繕につきましては、長期間の入居により室内の劣化が進み、比較的高額な修繕が必要となる場合があります。また、空き室の中には、室内の修繕に合わせて住棟の大規模修繕が必要となり、非常に高額となる場合もあります。

これらの空き室につきましては、入居状況や応募倍率等を勘案し、必要に応じて実施してきており、市営住宅の新規入居に支障がないよう修繕を行っているところであります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 今、非常に、物価や人件費の高騰によって、工事費が高騰しております。

その中で、例えば外壁、屋根、それから給排水設備など老朽化した集合住宅の大規模修繕を行うとなると、下手すると 1 棟当たり 1 億円を超えるというような試算もあります。そういった中では、ファシリティーマネジメントの観点から、入居状況や応募倍率に合わせて必要な部分を修繕するというのは、合理的な判断だと思います。

新築、維持管理、修繕、解体までのライフサイクルコスト全体を勘案し、今ある老朽化した市営住宅を集約して、万が一足りないとなった場合は、民間アパートへの家賃補助で対応するなど、そういった柔軟な政策を進めることが必要であると考えます。

国としても、住宅のセーフティーネットを公営住宅のみで担うのではなく、民間住宅の協力を得ながら支えていく方向へと政策を転換してきています。本市においてもその流れを踏まえた対応が求められていると思います。

そこで質疑します。

本市のセーフティネット住宅の登録状況とセーフティネット住宅への家賃補助の対象をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 セーフティネット住宅についての御質疑にお答えいたします。

セーフティネット住宅は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者など、住宅の確保に特に配慮を要する、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅として登録されているものであり、本市では、令和 7 年 9 月 1 日現在、103 棟 784 戸が登録されております。登録の際には、住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅である専用住宅または住宅確保要配慮者以外でも入居可能な住宅である登録住宅のいずれかを選択していただくものでありますが、本市では専用住宅の登録はなく、全て要配慮者以外でも入居可能な登録住宅となっております。

セーフティネット住宅への家賃補助につきましては、専用住宅を対象に、一定の

額を上限に、国と自治体がそれぞれ2分の1を補助する制度がありますが、先ほど申し上げましたとおり、本市においては専用住宅の登録がない状況であります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 本市において、住宅確保要配慮者が入居できるセーフティネット住宅は103棟784戸という御答弁でした。

住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者の範囲は、市営住宅の入居対象よりも広いと認識しております。

茨城県ひたちなか市では、民間賃貸アパート約200戸、これは月額家賃が5万円までで、新耐震基準以降の建物を条件にしています。これを指定し、そこに公営住宅の入居資格を持つ方に入居してもらうという制度があります。そして、家賃の月額の2分の1以上、上限2万円を補助しています。つまり、上限が5万円までの物件ですので、最大でも自己負担が3万円という形になっています。

つまりこれ、二、三万の負担で、民間の賃貸アパートに入るか、市営住宅に入るかをひたちなか市では選べるということになります。青森市の市営住宅は収入によって家賃が違うと思うんですが、大体、新耐震基準以降に建てられた市営住宅ですと、1万5000円から5万円ぐらい家賃負担が必要なんです。このひたちなか市の制度とあまり自己負担が変わらないという形になります。

現在のところ、本市ではセーフティネット住宅の登録はあるものの、国や市の補助が受けられる要配慮者のみが入居できる専用住宅は登録されていないということでした。現状では専用にするとかえって入居者が集まらなくて、空き室の課題を抱える可能性があるという事業者の判断だと思います。

現在、市が取り組んでいる公営住宅の集約を進めながら、民間アパートを活用する仕組みを導入していくことで、将来的には、こうした専用住宅の登録を選択するオーナーさんも出てくると思います。この専用住宅は答弁にあったとおり、低所得者が入居する際に公営住宅と同水準まで家賃を引き下げた場合に、1戸当たり毎月最大2万円の国費補助、加えて、2万円の自治体からの補助、つまり合計4万円まで補助を受けることができるという制度が設けられております。

1棟丸々空いていなくても、数室が空いている民間の賃貸アパートというのは町なかに山ほど存在しています。そうしたストックを不動産業者さんに見つけてきてもらって、住宅を必要とする方々にあっせんして入っていただく。オーナーさんから見ると、公営住宅法に基づく公営住宅の家賃では経営的に不足する金額を、市から家賃を補助すると。このような形式を取れば、行政は過剰な市営住宅を持たなくても済み、不動産業者さんは新たなビジネスが生まれ、オーナーさんは空き室が埋まる、そして空き家対策にも直結するという、直接的なメリットが生じます。

そして、この政策で最もメリットを享受できるのはここにお住まいになる方々です。花園団地を解体した際には多くの方が新しくできた小柳団地に移られたという、移ることを希望されたということでした。

要するに同じ地域でなくても新しいところに住みたいというのが普通だと思います。公営住宅のみしか選択肢にならないような状態だと新しい住居へということ自体がまず難しい。なおのこと、同じ地域で新しいところというと、ほとんど不可能ということになります。しかしこれは民間アパートを含めれば可能性が出てきます。

また、公営住宅だからと様々な事情を抱えた方々を1か所に集めてしまうと、どうしてもそのような偏見の目で見えてしまう方たちが出てきます。これは当然入居している方の責任ではなくて政策サイドに責任があります。そこで生まれ育つ子どもたちの環境やプライドを考えると決して好ましくありません。ひたちなか市のように家賃補助制度の形で、町なかにぽつんぽつんと住宅を必要とする方々の住む場所を点在させることができたなら、そういう環境にあるということは100%隠すことができます。

また、市営住宅が老朽化して、例えば、24戸の住宅のうち2戸しか入居しておらず周辺の住環境を含めて悪化が懸念されると、入居者御自身のためにも、転居していただいて集約した方が望ましいという状況だとしても、行政の職員の方々は、不動産のプロではありません。よって民間のアパートを紹介するとか、様々な選択肢を用意することはできません。他の市営住宅を用意するので転居をお願いしますということぐらいしかできないと。

そこで、宮崎市では、入居者移転支援業務と題して、この業務を民間事業者へ成果報酬型で委託することを実施しております。既に宮崎市では、今年度から始まったんですが、4戸の方々が別の市営住宅や親族、御家族の元へと移転しています。

前述のひたちなか市の家賃補助事業と合わせて取り組めば、より市営住宅を必要とする市民の方々が、住居をより幅広い選択肢から選べる体制とつながっていくと考えます。市営住宅のみでセーフティネット住宅を担うのではなく、民間の協力も得ながら、幅広い選択肢の中で取り組むことが重要と考えます。

以上で本項は終わります。

次に、議案別冊「令和6年度青森市病院事業会計決算書」4ページ・5ページに関連して、病院事業会計について質疑いたします。

まず、令和6年度決算における市民病院・浪岡病院の純損益、一般会計繰入金の額をそれぞれお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 木村委員からの病院事業会計の純損益及び一般会計からの繰入金についての御質疑にお答えいたします。

令和6年度決算における青森市民病院の純損益は前年度から約6億2300万円悪化し、約10億6400万円の純損失となりました。

前年度と比較し、純損益の額が増加した理由は、入院延患者数の増や、令和6年度診療報酬改定に伴う新たな加算算定等の影響により、医業収益は前年度と比較して増となったほか、一般会計繰入金の増があったものの、新型コロナウイルス感染

症の病床確保に係る補助金の減などにより、事業収益としては、前年度と比較し、約 4500 万円の減となったことに加え、人事院勧告等を踏まえた給与改定の影響や物価高騰に伴う経費の増などにより、事業費用としては、前年度と比較し、約 5 億 7800 万円の増となったことなどによるものであります。

また、令和 6 年度決算における青森市立浪岡病院の純損益は前年度から約 1200 万円改善し、約 3600 万円の純損失となりました。

前年度と比べて、純損失の額が縮小した理由は、建替事業の完了に伴う減価償却費の増などにより、事業費用としては、前年度と比較し約 1300 万円の増となりました。一方、入院延患者数及び外来延患者数の減などにより、医業収益が前年度と比較し減となったものの、一般会計繰入金の増により、事業収益としては、前年度と比較し約 2600 万円の増となったことによるものであります。

続きまして、一般会計からの繰入金について、青森市民病院においては、前年度と比較し、約 1 億 1900 万円増の約 19 億 7300 万円となっております。その内訳につきましては、病院の運営等に係る繰入金が約 10 億 1100 万円、高等看護学院の運営等に係る繰入金が約 7900 万円、県立中央病院との統合関連経費に係る繰入金が約 1 億 5400 万円、経営強化プランに基づく経営支援のための基準外繰入金が 3 億円、令和 6 年度における人件費・物価高騰分の補填としての基準外繰入金が約 4 億 2900 万円となっております。

また、青森市立浪岡病院における一般会計からの繰入金につきましては、前年度と比較し約 7300 万円増の約 7 億 3700 万円となっており、その内訳につきましては、病院の運営等に係る繰入金が約 2 億 3300 万円、資金不足解消のための繰入金が約 5 億 400 万円となっております。

青森市民病院におきましては、今後も一層の経営の効率化等を図るとともに、青森県立中央病院との統合を見据えながら、青森地域保健医療圏における中核病院として、安全で良質な医療の提供と信頼される病院を目指して取り組んでまいります。

また、青森市立浪岡病院におきましても、在宅療養支援病院として、訪問診療・訪問看護に注力するとともに、地域住民の健康管理、疾病の治療や予防の基幹となる病院として、また、地域包括ケアシステムの中核としての役割を果たしていくため、多くの皆様に利用していただけるよう取り組んでまいります。

ただいま、市民病院の純損益について、前年度と比較し、純損益の額が増大した理由と申し上げましたが、正しくは純損失であります。謹んでお詫びし訂正させていただきますと存じます。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 なかなか病院の経営が非常に厳しくて、純損益と言ってしまうのも、言いたくなるお気持ちはすごく分かるかと、2 回目ですんで分かりますけれども、本当に厳しい状況です。

繰出金は昨年度よりも増加し、赤字も拡大しており、年間で見れば、繰出金と赤

字を合わせて 37 億円以上の市の負担がある状況です。

昨年度は、資金不足比率が 3.7%から 13.5%へと急上昇しました。この比率は 20%を超えると総務省が定める財政健全化法により、病院の医療活動は大幅に制限されます。過去にこの 20%基準をオーバーした自治体では、医師・看護師を含む病院職員の給与カットを余儀なくされています。

もし青森市の病院事業がこうした事態に追い込まれれば、事実上の医療崩壊が発生してしまいます。だからこそ、今必要なのは医療崩壊を防ぐための経営改革です。将来にわたり市民が安心して医療を受けられる体制を守るために取り組まなければならない選択です。

今年度も、経営環境は依然厳しいままです。人件費や物価の高騰。仮に今年度、資金不足比率が 20%を辛うじて回避できたとしても、来年度には超過する可能性が極めて高いと考えます。一般会計からさらに繰入金を積み増すことで、形式上はこの比率を抑えることもできますが、それはほかの市民サービスを削ることに直結します。また、財政調整基金が財政プランを下回っている現状を踏まえれば、現実的には困難です。

こうした中で前回の議会では、国が認めた特別の市債、つまり借入れによって資金不足比率の数字を抑える制度を活用するという答弁がありました。しかし、この市債の借入れは、民間に例えて言うなら、債務超過で事実上倒産しているが、借入れで延命しているゾンビ企業と同じことになります。かつてのバブル崩壊後の日本長期信用銀行もそうでした。その後の日本経済は、30 年の長きにわたり低迷を余儀なくされました。青森市も同様に、このままでは市債の償還や多額の繰入金に追われ、30 年間沈むことになりかねません。

本当に取り組むべき未来への投資が何もできなくなる。それは市の発展を止め、市民生活に直接的な影響を及ぼすことになるという強い危機感を抱いています。

再質疑は浪岡病院についてから行います。純損失の金額は令和 5 年度と比べ縮小しました。しかしその理由は、一般会計繰入金の増との答弁がありました。また、繰入金の内訳、その 7 割が資金不足解消のための繰入金とのことでした。経営の深刻さはますます増しています。

経営強化プランの点検評価の項目から質疑をしたいと思います。訪問看護の件数が 199 件と、プラン上の目標 550 件を大きく下回りましたが、この要因お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 浪岡病院の訪問看護件数についての御質疑にお答えします。

令和 6 年度の訪問看護件数につきましては、精神神経科患者の減少などに伴いまして、在宅での処置が必要となる患者数が減少したことによりまして、訪問看護の実施も減少したものであります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 浪岡病院の精神神経科が休診となっており訪問看護についても、ほかの病院に引き継がれたと思います。訪問看護の需要が高まる一方で看護師さんに求められるスキルが特殊であることから人手不足が深刻だとお聞きしています。そうした中で、浪岡病院が独自に訪問看護を維持するよりも近隣の事業所に任せたほうが地域全体として医療人材の適正配置になるのではないかと考えます。

例えば、Aさんが浪岡病院から、Bさんが別の事業所から訪問を受けていて、実際はAさんとBさんは近所同士に住んでいるという場合、同じ事業所から訪問したほうが移動効率も良く、限られた看護師さんの人材を活用できると考えます。

そこで質疑します。浪岡地区及び近隣で訪問看護を実施している施設はあるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 訪問看護を実施している施設についてお答えいたします。

浪岡地区及びその周辺におきまして、訪問看護を実施している医療法人等の施設は、特定の方に限定して実施している施設が浪岡地区に1施設、浪岡病院と同様に不特定の方を対象に実施している施設が、黒石市、藤崎町に各1施設の計2施設があります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 近隣に同様の施設があるという御答弁でした。

次に、入院患者についてです。浪岡病院の入院患者数が昨年度比 30%減となり、6割以上のベッドが空いているという状況です。

そこで質疑いたします。

入院患者数が大幅に減少し、病床利用率が低い状況で入院機能は必要なのか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 入院機能についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区は、一般診療で24時間、救急患者の受入れ可能な病院がないことなどを踏まえ、令和3年5月に35床の規模の入院施設を有する新病院として開院いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後における医療需要や患者動向等の変化に加えまして、令和5年度に増加した入院患者数が令和6年度には再び大幅に減少したことなど、想定どおりの患者動向になっていないことについては、認識しております。

これらの状況を踏まえまして、現在、浪岡地域において、浪岡病院の利用の有無にかかわらず、集団健診受診者や企業の従業員などから、現段階における浪岡病院の評価やニーズなどを把握するアンケート調査を行っております。

今後、これらの結果や現状を踏まえまして、高度で専門的な知識を有する第三者

に浪岡病院の経営改善に向けた調査・分析、施策提案などの業務を委託することとしております。市といたしましては、これらの結果を踏まえまして、浪岡病院のさらなる経営改善策や今後の方向性を検討いたします。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 浪岡病院の今後の方向性を検討するために専門コンサルを頼むというところまで到達したところは、市が遅まきながら経営の深刻さを受け止めて行動していただいたということで評価をしたいと思います。

一方で、早急に結論を出す必要があります。外来も非常に厳しい状況です。外来患者数は昨年度比 10%減で単価も一般クリニック並みです。

浪岡病院は診療所化したほうがいいのではないかと思います、見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 浪岡病院の今後の方向性についての御質疑にお答えいたします。

浪岡病院につきましては、これまで青森市公立病院経営強化プランに基づきまして、救急搬送患者の受入れ体制の確保、患者満足度調査の結果に基づく業務改善、浪岡地区全世帯を対象としたチラシの回覧等による浪岡病院の機能やサービスに係る情報発信、D Xを活用したオンライン診療強化に向けた介護施設を対象としたニーズ調査など、利用促進に向けて様々な取組を行ってきたところでありますが、令和 6 年度決算がプランに掲げた収支計画と大きく乖離したことは、先ほど申し上げたとおり認識しているところです。

これらの状況を踏まえまして、現在、浪岡地域におきまして、集団健診受診者等からのアンケート調査を行っております。

先ほども申し上げましたとおり今後、これらの結果や現状を踏まえまして、高度で専門的な知識を有する第三者に、病院の経営改善等の提案の業務委託をいたしまして、これらの結果を踏まえて、今後の方向性などを検討してまいります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 浪岡病院は現在 8 診療科を標榜しておりますが、精神神経科は休診、また、内科と外科以外の 5 診療科は常勤のお医者さんがおらず、週に 2、3 回、1 回 2 時間ほど外来診療にとどまっているのが実情です。弘前大学から派遣されるお医者さんにとっては、移動の負担が大きく、その時間に比べて診療枠が短いと考えます。この体制が果たして地域全体にとって効率的か、持続可能かという点について早急に決断する必要があると考えます。

また、入院・外来合計で患者数は昨年度 3 万 648 人。これに対して繰出金と赤字の合計額が 7 億円超。これを割り返すと患者 1 人当たり約 2 万 4000 円の公費投入となっています。1 人当たり約 2 万 4000 円だと市民病院への無料バスどころかタクシーチケットさえ配れるレベルです。

そして、経営強化プランの中で利用促進に一生懸命取り組んでいらっしゃるということでした。しかしながら患者が減っています。減り続けています。そして、医師や看護師などの医療人材の確保も非常に難しい状況です。こうしたことを前提として患者が増えない、医療従事者の確保が難しいという前提で浪岡病院の在り方を考えていただきたいと思います。

このコンサルへの委託は1歩前進ですが、悠長に結論を先延ばしする余裕はありません。資料が出たから対策を検討しますという姿勢では、市民サービスを圧迫する状況が続くだけです。今年度、そして来年度、病院運営を続けるのか続けないのか、そのスケジュール感と危機感を持って、早急に結論を出すべきだと強く申し上げます。

次に市民病院について再質疑したいと思います。経営強化プランの点検評価を見ると、地域分娩貢献率という指標があります。これが目標値を大幅に下回り、病院自己評価として一番下のD評価になっています。実際の数値が令和2年度 8.8%から令和6年度 5.9%まで低下しました。分娩数の取扱い数自体が、市民病院は令和2年が134件から令和6年度は73件に減りました。

県立中央病院も同様に令和2年度 418件から 336件に減少しており、現在の市民病院と県立中央病院の分娩数合わせた数が5年前の県立中央病院単体の分娩数と同じになっています。それほどの減少です。

そこで質疑します。

市民病院で取り扱う分娩件数が地域出生数の減少よりも大きく減少している要因をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 分娩件数が減少している要因についてお答えいたします。

当院での分娩につきましては、ハイリスクな妊婦さんや、地域の民間クリニック等の受入れ能力を超えた通常分娩の妊婦の方などに対応しております。

分娩件数につきましては、近年の地域全体の出生数減少に伴いまして、初めに、地域の民間クリニック等で対応できない部分を担っている当院の役割に相当する件数から減少しているものと思われます。

また、県立中央病院においても同様に減少しておりまして、分娩件数が今後も減少を続けた場合、周産期医療の質に影響を及ぼす可能性があることなどを踏まえまして、現在、市民病院と県立中央病院に弘前大学を加えまして、医療の安全性確保と効率性の視点などから、統合新病院での両病院の調整に先行して、今後に向け、持続可能な周産期医療体制についての検討を進めております。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 まず、妊婦の方々が第一に民間クリニックを選択する傾向が強いことから、県病や市民病院は、クリニックの受入れ能力を超えた分娩やハイリスク

妊婦への対応を担っていると。そのため、地域全体での分娩数が減少した場合に、最初に大きく件数が減少するのが市民病院であるという御答弁でした。また、極めて重要な御答弁として、分娩件数が今後さらに減少した場合、周産期医療の質に影響を及ぼす可能性がある。医療の安全性確保と効率性の視点から、統合新病院での両病院の調整に先行して、持続可能な周産期医療体制について検討を進めているとお示しがありました。これは、症例数の減少が待機時間の増加や経験の減少につながり、結果として医師や助産師の質、安全性を維持することが難しくなるという現実を指摘しているものと理解します。したがって、現実的には、市民病院と県病、機能を重複して維持するのではなく、弘前大学の派遣を含めて医師・助産師の体制を集約し、より効率的で安心できる周産期医療体制を構築することが不可欠です。

産婦人科は看護師や助産師など専門職も多く必要とされる診療科で、しかも、いつ生まれるか分からないから常に待機が求められる。安全で当たり前に生まれてくることが普通だと思われがちですが、実際は妊婦さんにとっては命がけであり、必ずしも、全ての出産が幸せに終わるとは限りません。もしそうってしまったときの精神的な負荷は、妊婦さんや家族にとっても、そしてお医者さんにとっても極めて大きいものです。だから産婦人科は非常に厳しい診療科であり、医師が減り続けている現実があります。

そういう状況で、市民病院にも県病にも、産婦人科があるから安心ですと言っても、それが本当に持続可能かどうかは別問題です。新しい医師を簡単に確保できるわけではありません。青森市には県立中央病院があります。だから、市民病院と県病を一緒にしたとしても、民間で受け入れられない妊婦さんやハイリスク妊婦をしっかりとカバーすることは可能であると考えます。むしろ共倒れになる前に、県病に機能を集約して分厚くするべきです。薄く広く2つに分かれていることが青森地域の医療体制の弱点だと、専門家から何度も指摘されてきました。新しい命を安心して迎えるために、今までの形に固執するのではなく、現実的に持続可能で安心できる体制にしていくべきだと強く訴えたいと思います。

市民の皆さんにとって病院の診療科がなくなるというのは、自分の医療へのアクセスが悪くなるという不安に直結します。そして現場の医師や看護師の方々にとっては、目の前の患者さんを救いたいという思いで日々臨んでいると思います。その不安は決して軽いものではありません。しかし同時に、政治は今だけを見て、見せかけの安心を語るだけでよいのかという問いが突きつけられています。5年後、10年後に今の体制をそのまま維持できるのか、医師や看護師を本当に招聘し続けられるのか。患者数が減れば、医療の質に影響することは答弁にもあったとおりです。思考停止して今の形に固執すれば、結局最後に困るのは、市民、患者さんです。

だからこそ、政治には未来の持続可能な医療体制を見据えて判断を下す責任があります。今できているからいい、形を守れば安心だという考えは、市民にとって本当の安心につながるでしょうか。それはむしろ政治の責任放棄です。私たちは5年

後、10 年後も安心できる医療体制を市民に届けるための方策を決断するべきです。

先ほどの御答弁にあった患者数の減少により、質や安全性に影響が出るのは産婦人科に限らないと考えます。

そこで質疑します。

令和元年度と比べ入院患者数が減少した診療科があるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 診療科別の令和元年度の入院患者数の比較についてお答えいたします。

令和元年度の延べ入院患者数は 11 万 4145 人に対し、令和 6 年度の延べ入院患者数は 8 万 7353 人となっておりまして、約 23.5%減少しております。診療科別では、現在入院患者の受入れを行っております 13 診療科のうち、10 の診療科で患者数が減少しております。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 多くの診療科で患者さんが減少していると。5 年間で入院患者は約 23.5%の減少ということでした。

9 月 9 日に行われた、青森県、県立中央病院、弘前大学、この 3 者による令和 7 年度青森県地域医療維持確保に向けた医師派遣・配置調整会議、この後、取材を受けた宮下知事は、今後、医師派遣を強化するための取組の 1 つとして、統合新病院の開院前から、県立中央病院と市民病院の機能再編を模索するとしています。宮下知事は県立中央病院・青森市民病院の統合という課題をどう乗り越えていくか、機能統合をした結果として、ドクターの配置、医療従事者の再配置ができる可能性があると言いました。つまり、統合新病院の開院前でも市民病院と県病の診療科再編を行って医師の配置を最適化し、地域全体で安心な医療体制をつくるという趣旨だと考えます。

新病院開院前の早期の経営統合と機能集約、私も度々提案をしてきました。県もこうした方向に具体的にもう、かじを出しています。県病との連携などを目的としてできたのが、医療連携推進法人ということになります。連携推進法人の活用はもちろんですが、2032 年 10 月に新しい病院の建物ができるとき、いきなり県病と市民病院が合併するというのは非常に無理があります。新しい建物、知らない同僚、初めての業務フロー、最新の機器、全てが初めてであれば、患者さんに迷惑がかかってしまいます。

そこで質疑します。

新病院建設前であっても、診療科の統合や分担、スタッフの人事交流などを早期に進める必要があると考えるが、市の見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 統合新病院整備に向けた、その前の取組についての御質疑にお答えいたします。

市民病院では、統合新病院の円滑な開院のためには、開院前に、両病院の融合がなされている必要があると認識しておりまして、本年3月策定の共同経営・統合新病院に係る基本計画に基づき、令和10年4月をめどに企業団を設置する方向で、現在、県と共に準備を進めております。また、企業団設置前から、県と連携・協力して運営を行うことを目的に、昨年度、地域医療連携推進法人を設立いたしましたので、これを活用するなどし、診療機能、管理運営の連携をはじめ、共同研究・共同研修や人材確保・人材交流などについては、実施環境が整ったものから、順次取り組んでまいることとしております。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 3年後の企業団設立時までには医療を取り巻く環境はますます厳しくなると思います。必要な医療が維持できずに、患者さんにも迷惑がかからないように機能集約を早期に進めていくことを要望いたします。県の意向もはっきりしていることですし。

外来については、患者数も伸びずに単価も下がっています。患者が減少するのが明らかな状況の中で、病院審議会で病院局長からも、ほかの病院と患者を奪い合う段階ではないと御発言がありました。地域全体で医師の確保が難しい中で勤務している医師の勤務負担を軽減する、あるいは外来応援体制の適正化が必要と考えます。

そこで、1人当たりの医師が、今と同じ時間で現在の倍の患者を診察するような合理化は可能なのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 外来診療の合理化についての御質疑にお答えいたします。

市民病院は、青森地域保健医療圏における中核病院として、紹介患者を中心に、専門的かつ高度な外来診療を提供しておりまして、これらの患者は重症であったり、複雑な疾患を抱えているケースが多く、十分な診療時間を確保する必要があります。また、医師の業務の効率化につきましては、これまでも、医療クラークの配置等のタスクシフト・タスクシェアなどを行ってきたところであり、現在においても、引き続き取り組んでいるところであります。

これらのことから、医療の質や安全性の観点から、現段階におきましては、医師1人当たりの外来診療数を倍にすることについては、想定し得ないものであります。が、可能な限りの効率化を図るべきだと考えております。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 当然必要な診療や検査を行う中での効率化を目指していくことになると思います。

市民の方からお伺いした話です。青森市民病院で受けた検査と同じ種類の検査を新都市病院で受けたところ、市民病院では丸1日かかっていたが、新都市病院では僅か2時間で終了したとのことでした。

市民病院については、県立中央病院との統合が予定されていることから、新たに高額な医療機器を導入するのではなく、別の方法で効率化を図るべきです。今はA I システムも汎用品が多く、リースで利用可能であり、安価で早期に導入できます。短期間でも十分に費用対効果が得られることから、こうした新しい仕組みを積極的に活用し、患者さんの利便性を高めつつ、病院経営の合理化を進めることが必要ではないでしょうか。

そこで質疑いたします。

外来診療の待ち時間が長いとの声が多くありますが、A I 活用やシステム見直しの検討状況についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 待ち時間についての御質疑にお答えいたします。

診療の待ち時間短縮を図るための取組といたしましては、現在、医師事務作業補助者——医療クラークによる診療録等の代行入力や、看護師があらかじめ作成した手順書によりまして、医師の判断を待たずに、薬剤投与等の特定行為を行うことなどの取組を進めているところであります。また同時に、A I 活用など医療D Xの導入により、待ち時間短縮を含む患者サービスの向上が図られるよう、検討を始めているところであります。

○山本武朝委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ただいまの御答弁で検討を始めているとのことでした。これは評価をしたいと思います。待ち時間の長さは市民の大きな不満となっており、また、経営の厳しさの中で効率化を進めることは待ったなしの課題です。

深刻な経営難による医療崩壊が現実味を帯びる中、猶予はほとんど残されていません。来年度にはすぐ医療D Xによる経営効率化を実行に移せるよう、12月以降の補正予算に調査費を盛り込むなど、できるだけ早期に具体的な取組を出していただきたいと思います。

医師の招聘が難しいこと、看護師の確保も容易でないことは再三示されてきました。これは本市だけではなく、日本全体の人手不足という大きな流れの中で、避けられない現実です。厚労省の会議においても、人の配置に依存しない診療報酬体系が議論されています。つまり、医療D Xを活用し、少ない人員でも安全に医療を提供できる体制を整えていく方向に、既に先進的な病院は歩みを進めています。

現場の医療従事者の方々が、今、患者さんのために人がもっと必要だと思われるのは当然です。しかし、自治体病院の経営トップであり、市民のための医療に責任を持つ市長には、5年後、10年後を見据えて、確保できない人材を前提に、どう地域全体で安心できる医療体制をつくるかという視点で御判断いただくことが大切だと考えます。ぜひA I 活用など、医療D Xについて、来年度から実証実験など、補正予算の組立ても含めて、スピード感を持って取り組んでいただきたいと要望して、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時 15 分からといたします。

午後 2 時 45 分休憩

午後 3 時 15 分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブ、奈良祥孝委員であります。

決算特別委員会の質疑に当たり冒頭一言申し上げます。

総務企画常任委員協議会で提出予定案件を説明する中で、参考資料としてキャッシュレス納付の実績の一覧表で説明をいただきました。これは、昨年の決算特別委員会で私から要望をして具体化したものです。ですので、今回はこの項の質疑はしませんので、答弁は 7 分から 8 分はカットになると思います。

それでは、早速質疑に入りたいと思います。

まず 1 点目は毎年聞いていることですが、歳入項目の予算現額と調定額の増減の理由をそれぞれお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 予算現額と調定額の増減理由についての御質疑にお答えいたします。

税務部が所管いたします、歳入予算の 2 款地方譲与税から 9 款環境性能割交付金までの 8 項目につきましては、地方財政計画で示される伸び率等を用いて積算し予算計上しており、予算現額は当初予算額と同額となっております。

各歳入項目の令和 6 年度予算現額に対する調定額の増減理由は、2 款の地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税の合計で、予算現額 9 億 6679 万 2000 円に対し、調定額 9 億 5843 万 2777 円で、835 万 9223 円の減となっております。

このうち、自動車重量譲与税が 725 万円の減となっており、これは、近年の半導体不足の解消に伴う自動車の供給体制の改善などにより、増収と見込んでいたものの、自動車保有台数が前年と比較して横ばいだったことなどが要因と考えています。

次に、3 款の利子割交付金につきましては、予算現額 1731 万円に対し、調定額 1521 万 1000 円で、209 万 9000 円の減となっております。預貯金の利率が上昇し、前年度決算額比較では、313 万 4000 円の増となりましたが、見込みほど伸びなかったものであります。

次に、4 款の配当割交付金が、予算現額 8388 万 9000 円に対し、調定額 1 億 3468 万 9000 円で、5080 万円の増となっています。業績が好調で株式配当等が増となった企業が見込みを大幅に上回る結果となったものであります。

次に、5 款の株式等譲渡所得割交付金が、予算現額 8388 万 8000 円に対し、調定額 1 億 6444 万 8000 円で、8056 万円の増となっています。株式上昇に伴い、株式売買が活発に行われ、譲渡益が見込みを大幅に上回る結果となったものであります。

次に、6 款の法人事業税交付金が、予算現額 5 億 673 万 9000 円に対し、調定額 5 億 1278 万 8000 円で、604 万 9000 円の増となっています。前年度決算額比較では 3397 万 4000 円の増であり、企業の業績が好調だったことにより、増加見込みをさらに上回ったものであります。

次に、7 款の地方消費税交付金が、予算現額 69 億 3590 万 1000 円に対し、調定額 75 億 8760 万 7000 円で、6 億 5170 万 6000 円の増となっています。国内消費が堅調であったほか、物価高の影響もあり、見込みを大幅に上回ったものであります。

次に、8 款のゴルフ場利用税交付金が、予算現額 2050 万 5000 円に対し、調定額 2268 万 7139 円で、218 万 2139 円の増となっています。前年度決算額比較では、26 万 2081 円の減であり、減少を見込んだゴルフ場利用者数が、結果、ほぼ前年度並みとなったものであります。

最後に、9 款の環境性能割交付金が、予算現額 7988 万 8000 円に対し、調定額 8959 万 2000 円で、970 万 4000 円の増となっています。中古車の販売台数が伸びたことにより見込みを上回ったものと考えています。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 歳入項目の予算現額と調定額の増減理由に関する御質疑のうち、企画部所管の 12 款、16 款から 20 款及び 22 款について順次お答えいたします。

初めに、12 款地方交付税における増減理由についてであります。

12 款地方交付税につきましては、予算現額 305 億 4925 万 9000 円に対し、調定額 323 億 5454 万円で、18 億 528 万 1000 円の増となっており、地方交付税のうち、特別交付税について、予算現額を 29 億 567 万 4000 円と見込んでいたものの、決定額が過去最高の 47 億 1095 万 5000 円となったことによって、予算現額よりも調定額が上回ったものであります。その理由といたしましては、昨冬の豪雪災害に対応するため、例年をはるかに上回る規模の除排雪関連経費を要する見込みとなったことを踏まえ、複数回にわたって国に財政支援を要望してきたところ、特別な財政需要を勘案して交付額を算定していただいたものと考えております。

次に、16 款国庫支出金における増減理由についてであります。

16 款国庫支出金のうち、1 項国庫負担金につきましては、予算現額 241 億 7944 万 7965 円に対し、調定額 242 億 386 万 7256 円で、2441 万 9291 円の増となっており、同項 1 目民生費国庫負担金において、主に障害者自立支援給付費負担金につい

て、居宅サービス事業に係る負担金の率が見込みを下回ったことにより、調定額が予算額を約 2 億 7400 万円下回ったこと、また、生活保護費のうち、生活扶助について、生活保護受給者の減等により執行残が生じ、その財源である生活保護費負担金で約 1 億 3800 万円の不用額が生じたものの、子どものための教育・保育給付費国庫負担金について、負担割合の変更による国庫負担金の増額などにより、予算現額よりも調定額が約 5 億 2200 万円上回ったことなどが要因と考えております。

また、2 項国庫補助金につきましては、予算現額 89 億 4964 万 2847 円に対し、調定額 77 億 5533 万 1415 円で、11 億 9431 万 1432 円の減となっており、同項 1 目総務費国庫補助金においては、主に全額国庫補助事業である定額減税補足給付金給付事業について、実際の給付人数が見込み数に届かなかったことなどによって、執行残が生じ、その財源である国庫補助金で不用額が生じたことから、予算現額よりも調定額が約 2 億 3000 万円下回ったこと、同項 2 目民生費国庫補助金においては、主に全額国庫補助事業である各種給付金事業について、実際の給付世帯数等が見込み数に届かなかったことなどによって、執行残が生じ、その財源である国庫補助金で不用額が生じるなどしたこと、予算現額よりも調定額が約 6 億 7900 万円下回ったこと、同項 6 目土木費国庫補助金におきましては、主に昨冬の豪雪に対する支援として、臨時市町村道除雪事業費補助金 7 億 800 万円の交付を受けたことなどによって、予算現額よりも調定額が約 2 億 8600 万円上回ったこと、同項 7 目教育費国庫補助金においては、主に国補正に伴う造道小学校校舎等改築事業等に係る財源として、学校施設環境改善交付金等の国庫補助金を補正予算で追加計上したところですが、事業が複数年度にまたがることから、その財源として当該歳入予算を繰り越したことなどにより、予算現額よりも調定額が約 4 億 8500 万円下回ったことなどが要因と考えております。

次に、17 款県支出金における増減理由についてであります。

17 款県支出金のうち、1 項県負担金につきましては、予算現額 79 億 8069 万 5000 円に対し、調定額 75 億 5572 万 3781 円で、4 億 2497 万 1219 円の減となっており、同項 1 目民生費県負担金において、子どものための教育・保育給付費県負担金について、国の負担割合が増加したことによって、当初予算見込み時よりも、県の負担割合が縮小されたことなどにより、予算現額よりも調定額が約 2 億 6100 万円下回ったことなどが要因と考えております。

また、2 項県補助金につきましては、予算現額 17 億 7492 万 3000 円に対し、調定額 16 億 8331 万 9712 円で、9160 万 3288 円の減となっており、同項 2 目民生費県補助金において、子ども医療費助成事業の財源である乳幼児はつらつ育成事業費補助金について、医療費助成の実績が見込みを下回ったことなどによって、予算現額よりも調定額が約 3800 万円下回ったことなどが要因と考えております。

最後に、18 款財産収入以降における増減理由についてであります。

18 款財産収入につきましては、予算現額 2 億 6471 万 5000 円に対し、調定額 2

億 7952 万 2482 円で、1480 万 7482 円の増となっており、同款 2 項財産売払収入、5 目出資金払戻収入において、予算上見込んでいなかったシィライン株式会社からの出資金払戻金があったことにより、予算現額よりも調定額が約 100 万円上回ったことなどが要因と考えております。

次に、19 款寄附金につきましては、予算現額 16 億 9304 万 1000 円に対し、調定額 15 億 7646 万 5398 円で、1 億 1657 万 5602 円の減となっており、これは寄附金の当初予算見込みからの急増に備え、補正により予算を追加計上したものの、寄附実績が見込みを下回ったことにより、予算現額よりも調定額が下回ったことが要因と考えております。

次に、20 款繰入金につきましては、予算現額 83 億 5219 万 6000 円に対し、調定額 57 億 9868 万 3086 円で、25 億 5351 万 2914 円の減となっており、同款 3 項基金繰入金 1 目青森市財政調整積立金繰入金において、予算全体の財源調整をするための基金について、決算見込みにより当初予定していた金額を繰り入れる必要がなくなったことから、予算現額よりも調定額が約 18 億 500 万円下回ったことなどが要因と考えております。

次に、22 款諸収入につきましては、予算現額 33 億 4780 万 7000 円に対し、調定額 38 億 1035 万 4718 円で、4 億 6254 万 7718 円の増となっており、同款 6 項雑入 5 目雑入において、生活保護受給者に係る生活保護法第 63 条返還金について、返還見込みが立てられないことから、これまで当初予算では科目計上としており、令和 6 年度については、調定額が約 3 億 7300 万円となったことにより、予算現額よりも調定額が上回ったことなどが要因と考えております。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 それぞれ答弁ありがとうございます。

これについては、再質疑はありません。

ただ、やはり、国庫補助金でもやっぱり全額補助する事業でも見込数にいかないという、市民が知っているか知らないかもあるかもしれませんが、この辺はこれで分かりました。よろしいです。

次にまいります。次は、続けてお伺いします。

令和 6 年度における催告強化の実績をお示してください。

次に、令和 6 年度における差押えの実績をお示してください。

次に、令和 6 年度において行政サービスを制限した実績をお示してください。

次に、令和 6 年度における地方税統一QRコードを利用した納付の割合と実績をお示してください。

続いて、令和 6 年度の債権回収委託の実績をお示してください。

最後に、令和 6 年度の債権回収委託実績のうち、弁護士法人の回収実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 ただいまの答弁の前に、先ほどの答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

5 款株式等譲渡所得割交付金について、予算現額に対し調定額が増となった理由を、株式上昇に伴い株式売買が活発に行われと申し上げましたが、正しくは、株価上昇に伴い株式売買が活発に行われでありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきたいと存じます。

それでは、6 点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、催告強化の実績についてお答えいたします。

収納対策本部では、毎年度、収納対策を策定して、債権の適正管理を推進しており、催告の強化は、その一環として取り組んできています。収納対策本部で進行管理を行っている 14 収入項目の令和 6 年度における催告の実績は、文書催告 9 万 5015 件、電話催告 2 万 2662 件、臨戸訪問による催告 2826 件、青森市納付お知らせセンターからの納付勧奨 1 万 6602 件、ショートメッセージサービスによる納付勧奨 1510 件、保証人への納付依頼等 198 件、合計は 13 万 8813 件となっており、前年度実績に対して、約 12%の減となっていますが、昨年度は個人住民税の定額減税の実施により、減税となった普通徴収一期目の滞納者が大幅に減少したことなどが理由であります。

次に、差押えの実績についてお答えいたします。

令和 6 年度における差押えの実績は、差押え件数 1093 件、差押え金額 5 億 8857 万 5907 円であり、差押えをした財産を換価し、滞納額に充当した実績は、充当件数 797 件、充当金額 1 億 2694 万 756 円であります。差押え実績は、前年度比較で 84 件の減となったものの、差押え金額は 2 億 1750 万 8598 円の増となっており、また、換価実績は前年度比較で 190 件の減、充当金額が 1255 万 2426 円の減となっています。

次に、行政サービスの制限の実績についてお答えいたします。

行政サービスの利用制限は、行財政運営の根幹をなす市税の滞納を抑止することを目的に、青森市収納対策本部で決定する収納対策の一環として取り組んできています。令和 6 年度において、市税滞納により、市が提供する各種行政サービスの利用制限をしたという実績は、市営住宅駐車場申込み資格 5 件、青森市スマート農業チャレンジ事業、公衆浴場施設衛生管理支援事業は各 2 件、猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業、障がい者雇用促進事業、職業能力開発資金貸与事業は、各 1 件、合計 12 件となっています。

次に、地方税統一QRコードを利用した納付の実績についてお答えいたします。

地方税統一QRコードによる e L T A X を通じた納付については、令和 5 年度から固定資産税及び軽自動車税種別割に、令和 6 年度からは市・県民税に導入しており、納付書に印字されている地方税統一QRコードを読み取ることで、インターネットやスマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が可能となるほか、

市内のみならず、全国の共通納税対応金融機関の窓口で、現金納付が可能となるものであります。令和6年度の納付実績と普通徴収の収入全体に占める割合は、市・県民税が2万7115件、11億2483万3662円、全体の35.27%、固定資産税が9万8601件、73億3750万8131円、全体の45.82%、軽自動車税種別割が2万6735件、2億2098万410円、全体の27.32%、合計15万2451件、86億8332万2203円、全体の43.39%となっています。

次に、債権回収委託の実績についての御質疑にお答えいたします。

令和6年度における債権回収委託の回収実績は、母子父子寡婦福祉資金貸付金11件で58万8000円、市営住宅使用料7件で18万円、市民病院医療費57件で128万1724円、奨学資金貸付金6件で29万8400円、水道料金74件で37万5347円、下水道使用料63件で37万3063円、農業集落排水施設使用料1件で2763円、合計219件で309万9297円となっています。

最後に、弁護士法人の回収実績についてお答えいたします。

令和6年度の債権回収委託の実績のうち、弁護士法人による回収実績は、母子父子寡婦福祉資金貸付金が2件で11万円、市民病院医療費29件で95万4724円、水道料金40件で25万7614円、下水道使用料34件で22万5706円、農業集落排水施設使用料1件で2763円、合計106件で155万807円となっています。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 答弁ありがとうございます。

今の答弁の内容は、収納対策本部会議できっちりやっているというのが聞き取りの段階で分かりました。個人情報の確認同意書の担当課収入科目ごとの提出状況とか、あと法的手続の債権ごとの活用状況とか、債権回収会社、弁護士法人への担当課と債権名ごとの委託実績とか、不納欠損額の総括表、それから債権放棄の内訳、キャッシュレス納付の実績などなど、聞き取り段階でいろいろお話ししたら、ほとんどの項目が収納対策本部の中で確認をされていることであります。

昨年第3回定例会では、私が毎年収入未済の理由を聞いているのは、理由により、対策を講じることができるのではないかと行って、できれば収納対策本部で、理由などをもっと深掘りしていただいて、次の打つ手を考えていただきたいと要望してまいりましたが、全くそのとおりの——対策本部の会議が進められているということが分かりました。ありがとうございます。

これらもひょっとして、先ほどみたいに、公表されるものの一覧表にすれば、この質疑をしなくてもよくなって、答弁があと5分、10分はカットになるのではないかなと思っていますので、できるものがあったらやってみてください。よろしくお願いいたします。

それでは次の質疑に入ります。毎年聞いております。

対前年度比で不納欠損額が増加した項目とその理由についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 不納欠損額が増加した項目とその理由についてお答えいたします。

税務部が所管する歳入項目のうち、令和6年度決算において不納欠損額が増加した項目は、放課後児童会利用負担金及び国民健康保険一般被保険者返納金の2項目となっています。

放課後児童会利用負担金の不納欠損額は7万6800円で、前年度と比較いたしますと、6万7600円の増となっています。その主な理由は、滞納処分の執行停止後も、資力回復や差押え可能な財産がなく3年経過したことにより、不納欠損となった滞納事案が増えたことによるものであります。

次に、国民健康保険一般被保険者返納金の不納欠損額は23万5346円で、前年度と比較いたしますと、5868円の増となっています。その理由は、債務者の無財産や生活困窮などにより、結果として、前年度の不納欠損額を上回ったものであります。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 奈良委員の不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えいたします。

市民部が所管いたします歳入項目のうち、令和6年度において不納欠損額が増加した項目は、霊園管理手数料でありまして、令和5年度は23万5670円だったものが、令和6年度は18万3150円増の41万8820円となったものであります。不納欠損額が増加した理由としては、埋葬場所の使用権者及びその家族が所在不明となり、または縁故者がなく、青森市霊園条例第13条第1項の規定により、令和6年度に使用権が消滅した墓地区画が増加したことが主な要因であります。

以上です。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 奈良委員からの不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えいたします。

福祉部が所管する歳入項目のうち、令和6年度決算において不納欠損額が増加した項目につきましては、生活保護法第63条返還金及び介護給付費・訓練等給付費等返還金の2項目であります。

それぞれの不納欠損額といたしましては、生活保護法第63条返還金が1292万2456円、前年度と比較しますと181万700円の増、介護給付費・訓練等給付費等返還金が132万3650円、前年度の不納欠損額はゼロ円となっております。不納欠損額が増加した理由につきましては、生活保護法第63条返還金は、生活保護廃止者の時効が完成したこと及び死亡により徴収の見込みがなくなり債権放棄したこと、また、介護給付費・訓練等給付費等返還金は、債務者が死亡し、その親族が相続を放棄したこと等に伴い、徴収の見込みがなくなり、債権放棄したことによるものであります。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 奈良委員からの不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えいたします。

こども未来部が所管いたします歳入項目のうち、令和6年度決算において、不納欠損額が増加した項目は、児童扶養手当受給者が遡及して児童扶養手当の受給資格を喪失した場合などに発生する児童扶養手当過年度返還金の1項目であります。

児童扶養手当過年度返還金の不納欠損額は34万8105円であり、前年度の不納欠損額はゼロ円となっております。不納欠損額が発生した理由といたしましては、青森地方裁判所が認可決定した債務者の個人再生手続に伴う再生計画において、返済が免除された額について債権放棄したことによるものであります。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えいたします。

都市整備部が所管する歳入のうち、対前年度比で不納欠損額が増加した項目は、損失補償金返済金で、令和5年度はゼロ件だったものが、令和6年度は1件で119万1924円となっております。増加した理由といたしましては、平成9年に屋根雪処理施設設置資金貸付制度により、金融機関から融資を受けた債務者が、平成14年8月を最後に返済が滞ったことから、平成21年12月に当該金融機関より損失補償請求があり、本市が代位弁済を行い、平成22年1月に債権が譲渡されたものであります。これまで再三にわたり督促、催告を行ってきたものの返済されず、令和6年度に時効が到来したことにより、結果として不納欠損処分としたものであります。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 教育委員会事務局が所管する不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会事務局が所管する歳入項目のうち、令和6年度決算において、不納欠損額が増加した項目は違約金であり、不納欠損額は、令和5年度のゼロ円に対し、令和6年度が3万8500円となり、3万8500円の増となったものであります。

当該違約金は契約相手方である個人事業主の死亡による契約解除に係るものであり、不納欠損の理由としては、青森市の債権の管理に関する条例第13条第7号、債務者の死亡による債権の放棄の規定に基づくものであります。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 水道部所管の各会計におけます不納欠損額についてお答えいたします。

水道部が所管する歳入項目のうち、令和6年度において不納欠損額が増加した項目は、農業集落排水施設使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金及び受託工事費の4項目となっております。

このうち農業集落排水施設使用料の不納欠損額は、22万2571円で、前年度と比較し、20万3271円の増となっております。不納欠損額が増加した主な理由は、居

所不明により、消滅時効が完成したもののの中で、漏水を放置させていたものが1名おり、この分で約20万円の高額滞納となったことによるものであります。

次に、下水道事業受益者負担金の不納欠損額は51万5450円で、前年度と比較し41万2050円の増となっております。不納欠損額が増加した主な理由は、滞納者の資力及び財産調査を行った結果、無財産、生活困窮により、滞納処分の執行停止後3年経過したものが1名増加したことなどによるものであります。

次に、下水道事業受益者分担金の不納欠損額は10万8600円で、前年度と比較すると、1万7700円の増となっております。不納欠損額が増加した理由は、対象となる滞納者が生活困窮などにより、滞納処分の執行停止後3年経過したもので、前年度と人数及び件数は同じだったものの、令和6年度の対象者が土地の面積が大きかったため、受益者分担金の金額が高かったことによるものであります。

最後に、受託工事費についてであります。前年度は不納欠損額がなかったものの、令和6年度は5万3360円となっております。不納欠損額が発生した理由ですが、対象者が市外在住で、水道部での催告や、債権回収会社への回収委託を実施したものの、居所不明になるなど回収に至らず、時効到来により、債権放棄したものが3名いたことによるものであります。

以上であります。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 残り十五、六分ありますので、今度は歳出のほうで質疑させていただきます。

歳入歳出決算附属書93ページ、22款諸収入6項雑入5目雑入、次世代健康・スポーツ振興基金廃止関連収入に8億5766万6868円とあり、121ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の次世代健康・スポーツ振興基金積立金に2万2419円とあります。まず、これについて説明をお願いしたいと思います。

あわせて、次、287ページ、10款教育費5項社会教育費2目市民センター費に沖館市民センター管理運営業務・使用料収納事務委託料として4491万1388円が支出されております。また、同じく163ページ、3款民生費1項社会福祉費4目青少年対策費からも沖館市民センターへ管理運営業務・使用料収納事務委託費が同じ項目で委託料として557万9150円が支払われております。この民生費と教育費との違い、事業について、それぞれお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 奈良委員からの青森市次世代健康・スポーツ振興基金についての御質疑にお答えいたします。

青森市次世代健康・スポーツ振興基金は、平成29年に市民の方から御寄附いただいた20億円を原資といたしまして、市民の平均寿命の延伸が重要であることに鑑み、次代の社会を担う子どもの健康の増進に資する食育に関する事業を実施し、並びにスポーツの振興及び市民の交流を促進するための施設を整備することを目的と

して、平成 30 年第 1 回定例会での御議決を経て設置したものであります。当該基金は、子どもの食と健康応援プロジェクト及び青森市アリーナプロジェクトに活用してまいりましたが、令和 6 年、昨年 7 月 1 日の青森市総合体育館の供用開始を契機に廃止いたしまして、基金残高につきましては、青森市スポーツ活動振興基金へ振り替えて積み立てることといたしました。

委員お尋ねの廃止関連収入と積立金につきましては、青森市次世代健康・スポーツ振興基金を廃止しました令和 6 年 7 月 1 日時点での、令和 6 年分の当該基金の運用利息 2 万 2419 円であります。この運用利息を一般会計の収入として受け入れまして、これを青森市次世代健康・スポーツ振興基金へ積み立てるため同額を支出しております。これによりまして、青森市次世代健康・スポーツ振興基金の令和 6 年 7 月 1 日時点の残高は、8 億 5766 万 6868 円となり、この基金残高につきましては、青森市次世代健康・スポーツ振興基金の廃止に伴う廃止関連収入といたしまして、一般会計で受け入れ、これを青森市スポーツ活動振興基金へ積み立てるため、同額を支出したものであります。

なお、令和 6 年度における青森市スポーツ活動振興基金についてでありますけれども、先ほど申し上げました 8 億 5766 万 6868 円に、スポーツ施設のネーミングライツ料 600 万円と、青森市スポーツ活動振興基金の運用利息 53 万 4924 円を足し合わせた 8 億 6420 万 1792 円となったところであります。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 沖館市民センターの令和 6 年度決算に関する再度の御質疑にお答えいたします。

沖館市民センターには、貸館を行っている各居室のほか、3 階に児童集会室があり、この児童集会室で行っている放課後児童会の運営を指定管理業務の中に含めて、青森市沖館市民センター管理運営協議会に委託しているものであります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 4 目青少年対策費に計上されている沖館市民センター管理運営業務・使用料収納事務委託料 557 万 9150 円は、この放課後児童会の運営に係る委託料として同協議会へ支出したものであり、具体的には、放課後児童支援員の賃金や共済費といった人件費、消耗品費や通信運搬費等の事務管理費がその内訳となっております。

一方、10 款教育費 5 項社会教育費 2 目市民センター費に計上されている沖館市民センター管理運営業務・使用料収納事務委託料 4491 万 1388 円は、放課後児童会の運営を除く沖館市民センターの管理運営に係る委託料として、同協議会へ支出したものであり、具体的には業務員の賃金や共済費といった人件費、消耗品費、維持修繕料、光熱水費、委託料等の施設運営費、講座等の講師謝礼や消耗品等の主催事業開催業務費がその内訳となっております。

○山本武朝委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 御答弁ありがとうございました。

今の沖館市民センターの件も、要は、指定管理の業務の中にそれを位置づけて契約しているから、指定管理料のほうで払ったということですよ。はい、分かりました。ありがとうございます。

あと経済部のほうの、これも分かりました。私最初、何でこういうふうにあるのかなと思ったら、要は御寄附いただいた、その基金、その利息分が入って、なおかつそれを廃止したからということで、この決算書で見ると、最後 299 ページのスポーツ活動振興基金積立金で支出をしていますよという認識でよろしいですね。今、説明あったとおり、金額が合計額とちょっと合わなかったからよく聞いたら、簡単に言うとそれ以外にもあるということで、分かりました。金額も分かりましたので、多分符合すると思います。符合しないと困るんだけどもな。

あと質疑はないです。

最後に、今回の決算における聞き取り等も、大変詳しく教えていただきました。特に収納対策本部の関係とか、収納対策の取組内容も、適正な債権管理の推進、催告の強化、強制徴収の徹底、行政サービスの制限とか、あと納付機会の拡大、特別徴収の徹底、PRの推進、納付相談の充実、青森県との連携、外部委託の推進、さらに検証結果、これを受けての令和7年度の取組内容など、様々詳しくお知らせいただきました。持続可能な行財政運営に資するため、収納対策本部のさらなる活動に期待し、私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 公明党の渡部でございます。早速、質疑に入りたいと思います。

今日の私の質疑は、令和6年度の予算案提案時に主な取組として挙げられたものから質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連して、新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業についてお伺いをいたします。

この新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業の令和6年度の取組と実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 渡部委員からの新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業の令和6年度の取組と実績についての御質疑にお答えいたします。

本事業は、新しい働き方の担い手となる移住希望者の誘致を、主に青森圏域を移住先候補として選んでいただけるよう、圏域全体の魅力をまとめた効果的な情報発信、移住相談、移住体験など、移住に関心のある方や移住を検討されている方へのアプローチを、東青5市町村が連携して実施しているものであります。

令和6年度に実施いたしました具体的な取組と実績につきましては、まず移住に関心のある層へのアプローチといたしまして、フェイスブック等のSNSを活用した青森圏域の情報発信を151投稿、首都圏での移住相談会等を8回開催し、計246

名の参加者でありました。

次に、移住を検討されている層へのアプローチといたしましては、浅虫地区の古民家、石木邸や、令和6年5月から供用開始いたしました、まちなか移住体験施設などを活用した移住体験モニター事業は、65名の参加者、本市に滞在しながらリモートワークや地域との交流などを体験していただくアオモリ・ワーケーション事業は4回開催し、計78名の参加者、ハンドメイド作家などのクリエイターを対象にしたクリエイターワーケーションは3回開催し、計25名の参加者、親子を対象にした親子ワーケーションは1回開催し、11名の参加者でありました。

さらに、定住を支援する移住後のフォローアップといたしましては、孤立の解消や移住者同士の交流を図るため、移住者交流会を7回開催し、計113名の参加者でありました。

本市総合計画前期基本計画におきましては、移住・定住の促進に係る目標指標といたしまして、本市の相談窓口等を通じて県外から本市へ移住した移住者数と、移住体験及び移住相談のリピーター数等の関係人口を設定しており、年度目標値を移住者数は124人、関係人口は100人としております。

令和6年度の取組を実施したことにより、同年度の実績は、移住者数が令和7年8月末時点で192名、関係人口が93名となっております。

○山本武朝委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

この移住促進事業、1437万9000円という決算額が出ておりますけれども、様々な取組をされて、実際に実績として、目標値移住者数124人に対して192人、これは令和7年8月現在ということですね、関係人口は目標値100人に対して実績値93名ということで、実績も上がってきておりますし、これはまた全国各地で移住の事業は行われているかと思っておりますけれども、青森市も引き続き取り組んでいかなければいけない事業だと思っておりますので、また様々な事業で工夫をしていただけて続けていただきたいというふうに思います。

この点はこれで終わります。

次に、7款商工費1項商工費2目商工業振興費に関連して、地域企業DX推進事業についてお伺いいたします。

DX業務委託料998万8550円ということだと思います。

この地域企業DX推進事業について、令和6年度の事業実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 渡部委員からの地域企業DX推進事業における令和6年度の事業実績についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、人口減少及び若者等の域外流出などによる労働力不足に加え、労働生産性が低いとされる第3次産業が市内総生産の約9割を占めていることから、デジタル技術の活用などを通じ、地域企業の生産性の向上を図ることが必要

であると認識しているところであります。

また、地域企業におきまして、D X・デジタル化の必要性は理解しているものの、具体的な効果が見えにくいことや、どこから着手すべきか分からないといった御意見が多いことも承知しているところであります。

このため本市では、地域企業のD X・デジタル化を推進し、地域経済の活性化を図るといった観点から、令和6年度より地域企業D X推進事業を実施しているものであります。

地域企業D X推進事業の令和6年度の事業実績であります。当該事業では、経営改善のスキルを有する専門家がD X・デジタル化に意欲的な市内企業を対象といたしまして、経営課題の分析、解決策の提示、さらには定期的なメンタリングを実施することにより、D X・デジタル化を推進するための実行計画でありますD X・デジタル化推進プランの策定や、その実行を支えるデジタルツール導入に向けた伴走支援を3事業者に対して実施いたしました。

具体例を申し上げますと、製造業の1事業者におきまして、部門間における情報共有が課題となっておりましたところ、ノーコードツールを活用して、自社アプリケーションを構築し、情報管理を一元化する取組を行ったことにより、業務の効率化が図られたところであります。

また、他の事業者においても、経営層を含めた社員の意識改革が促進されたこと、さらには、業務進捗状況の情報が可視化されたことにより、迅速な意思決定が可能となったことなど、取組の成果が報告されているところであります。

○山本武朝委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

この令和6年度の実績を踏まえて、令和7年度ではどのように取り組んでいるのか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 地域企業D X推進事業の令和7年度の取組の再度の御質疑にお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、令和6年度事業におきまして、地域企業がD X・デジタル化に取り組む際の参考となりますロールモデルを創出したところであります。

令和7年度におきましては、これらのロールモデルを積極的に活用し、地域企業のD X・デジタル化推進に向けた機運醸成を図ることとしております。

具体的に申し上げますと、地域企業がD X・デジタル化に取り組む第一歩を後押しするため、「ここからスタートプログラム 2025」といたしまして、D X・デジタル化に必要な基礎知識を学ぶデジタル人材育成セミナーや、業務に取り入れやすいツールを実際に体験するツール体験ワークショップなど、テーマに応じたプログラムを全4種類、計6回にわたり開催する予定であります。

これによりまして、企業は専門家の支援を受けながら、基礎知識の習得からデジ

タル活用に関する情報収集、さらには自社におけるD X・デジタル化推進のための計画検討から策定に至るまで、一体的に取組を進めることが可能となるものであります。

本市といたしましては、商工会議所をはじめ、関係機関と連携しながら、引き続き、地域企業のD X・デジタル化推進に向けた機運醸成に取り組んでまいります。

○山本武朝委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

「ここからスタートプログラム 2025」のチラシを頂きましたけれども、先着 20 名ということで、まず 1 回目、2 回目の基礎部分のデジタル人材育成セミナーというところをやったと思いますが、この参加人数を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

令和 7 年度のプログラム参加人数についてであります。

地域企業D X推進事業におけます今年度のプログラム案につきましては、地域企業の経営者層やD X推進部門の担当者を対象といたしまして、D X・デジタル化の必要性、D X・デジタル化への取組方とデジタルツール導入事例の紹介、今後の効果的なアクションをテーマといたしましたデジタル人材育成セミナーを、これまで 7 月 29 日及び 8 月 28 日の 2 回開催しており、合計で 12 事業者、14 名の方に御参加いただいたところです。

○山本武朝委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございました。

令和 6 年度に 3 者ですね、事例集を頂きました。本当にバラエティーに富んでるといいますか、製造業は従業員数 3 名なんですね。

かと思えば、70 名の運送業者のところと、コンクリート製品の提案設計をしている従業員 43 名のところの取組と取組成果というのを見させていただきましたけれども、まずこの突破口として 3 者からというところだと思います。まず、答弁でも言われていたけれども、高齢化が進んで、若い人も域外に出ていってしまっているというところにあって、地元の企業がどうやったら生き残っていけるかというか、発展させていくかというのは、やっぱりこのD Xというのは非常に大事な部分になるというふうに私も思いますので、しっかりとこれをまた少しずつでも広げていっていただいて、理解していただけるよう、いろんな企業に浸透して利用していただける形をつくっていくのがこれからすごく大事、これから大事だというふうに思いますので、引き続き、取組をお願いして、この項は終わりたいと思います。

次に、7 款商工費 1 項商工費 3 目観光費に関連して、外国人観光客誘客促進事業について、お伺いをいたします。

本事業について、令和 6 年度における実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 令和6年度における外国人観光客誘客促進事業の実績についての質疑にお答えをいたします。

青森市では、インバウンド需要のさらなる獲得に向けた誘客プロモーションといたしまして、外国人観光客誘客促進事業を実施しております。

令和6年度の実績でありますけれども、1つに、青森駅周辺地区の商店街と連携を図りながら、飲食や歴史的建造物、体験型コンテンツなどの情報を掲載したまち歩きマップを6万7000部作成をいたしました。

当マップは、英語、中国語の簡体字、繁体字、韓国語の4つの言語で作成しております。青森港国際クルーズターミナルや青森市観光交流情報センターなどで外国人観光客に配布しております。

2つに、青森港に寄港いたしますクルーズ船客に対する市内周遊の促進策といたしまして、ツアーの造成や催行業務を行う事業者に対しまして、ツアー利用者1人当たり2000円を助成いたしました。

実績といたしましては、5隻のクルーズ船から634人の利用がありまして、助成金額は126万8000円となっております。

3つ目でありますけれども、青森市への国別宿泊者数が最も多い台湾に対する情報発信の強化策といたしまして、特定の分野に強い影響力を持ち、フォロワーとの距離感が近いとされる日本に在住する台湾人等のマイクロインフルエンサーを20名招聘いたしまして、酸ヶ湯や廣田神社、八甲田山など、青森市の魅力をSNSを通じ、情報を発信していただきました。

実績といたしましては、投稿した動画の総再生回数が約90万回となっております。

以上です。

○山本武朝委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございました。

クルーズ船客向けの駅前周辺マップを頂きました。6万7000部ということでありましたが、このマップは商店街と連携を図りながら制作したということでありましたが、配布した結果、駅周辺地区の商店街店舗からどのような反応があったのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 再度の質疑にお答えをいたします。

マップを配布したことによる反応はどうだったのかというお尋ねであります。

マップに掲載されている青森駅周辺地区の店舗からは、マップを持参しました外国人観光客が来店し、店内で飲食されていた、あるいは、マップに掲載されている店舗の場所を聞かれた際に案内しやすかったなど、好評の声が寄せられておりまして、外国人観光客にも、まち歩きに役立てていただいているものと認識しております。

以上です。

○山本武朝委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

これからもインバウンドで外国人の方が、観光客が見えるというふうに思います。

特に、聞き取りでは大きな問題というか、あまり騒ぎ立てるような外国の方もいらっしゃらなかったというふうに聞いていますけれども、今後また、どんなことが起こるか分からないというふうには思いますが、地元の駅前地区ではありますけれども、商店街のほうでも好評であるということでもありますので、マップに関しては、またいろいろ工夫がされるかと思えますけれども、引き続きお願いしたいというふうに思います。

この項はこれで終わります。

最後に、除排雪事業についてお伺いします。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費に関連してお伺いをさせていただきます。

まず、この令和 6 年度の除排雪対策事業の振り返りをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 渡部委員の令和 6 年度の除排雪対策事業についての御質疑にお答えをいたします。

令和 6 年度の降積雪状況は、12 月上旬は平年よりも降雪量は少なかったものの、中旬からは降雪量が増加傾向となり、特に年末年始は記録的な豪雪となり、1 月 5 日時点の積雪は平年値の 3 倍以上となる 139 センチメートルに達するなど、累計積雪量は 669 センチメートルとなりました。

本市では、令和 6 年 12 月 28 日に豪雪対策本部を設置し、さらに令和 7 年 1 月 4 日には豪雪災害対策本部を設置しており、同日で災害救助法の適用を受けました。

また、県においては、令和 7 年 2 月 25 日から 3 月 6 日までの間、本市を含む県内 10 市町村に新たに災害救助法の適用を決定しており、これを受け、本市では、2 月 27 日から青森市豪雪災害救助窓口を再度設置し、対応に当たりました。

このような状況におきまして、年末においては、12 月 27 日の大雪警報発令以前から順次、除排雪作業を進めたものの、住宅密集地を中心に年内に完了できない工区が生じました。

年始においては、おおむね全工区に指令を発出し、順次作業を進め、遅れが生じた工区については、日中除雪や応援除雪を併用するなどして対応しました。

除排雪作業の状況としましては、工区によって除排雪作業の進捗に差が生じ、本市による事業者への作業管理が十分に機能しなかった工区があったものと認識しております。

本市としましては、今後も冬期間における都市機能の維持及び道路交通の確保と市民生活の安定を図るため、本年 5 月から計 3 回にわたり開催しました青森市除排

雪検討会議での御意見や、本年５月に実施しました除排雪事業者からのヒアリング結果などを踏まえ、早期に着手可能な施策は今年度の除排雪事業実施計画に反映することとしており、国、県、除排雪事業者及び町会・町内会等との連携の下、持続可能な除排雪体制の構築に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○山本武朝委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 令和６年度の事業を受けて、今年度、除排雪対策事業についてどのように取り組むこととしているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 今年度の除排雪対策事業についての再度の御質疑にお答えをいたします。

今年度の除排雪事業につきましては、青森市除排雪検討会議での議論などを参考にしながら、除排雪事業の課題解決に向けた施策や実施時期等の検討を行うとともに、青森市豪雪災害白書（案）での昨冬の振り返りを踏まえ、早期に着手可能な施策は今年度の除排雪事業実施計画に反映することとしております。

除排雪に関する短期の取組としましては、豪雪時（緊急対応時）における除排雪実施基準（除雪水準）の試行及び継続的な見直しの実施、GPSなどのICT技術を活用した作業進捗管理システムの導入に向けた検討及び試験導入、出動指令や除排雪作業の実施方法と関連させた地域コミュニティ除排雪制度の果たすべき役割の検討、出動指令に対応しやすい契約方式について見直しなどを位置づけており、実施に向けた検討を進めております。

以上であります。

○山本武朝委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

では、次に、除排雪作業に当たる事業者数の推移とその理由をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 事業者数の推移とその理由についての再度の御質疑にお答えをいたします。

本市の除排雪業務委託契約の事業者数について、直近５年間では、令和２年度は１０６者、令和３年度は１０８者、令和４年度及び令和５年度は１１４者、令和６年度は１１６者となっており、増加傾向にあります。

事業者数が増加傾向にある理由としましては、毎年５月に実施している除排雪事業者からのヒアリングを踏まえ、事業者の作業能力に適した工区の分割や見直しなどを行ったことによるものであります。

以上であります。

○山本武朝委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 次に、除排雪作業に当たるオペレーターの年齢層の推移を示しく

ださい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 オペレーター年齢層の推移についての再度の御質疑にお答えをいたします。

除排雪作業に従事するオペレーターの年齢構成比について、毎年5月に実施しております事業者ヒアリングの結果を基に、直近の10年間で比較しますと、平成27年度は20代以下が7%、30代が25.4%、40代が34%、50代が20.7%、60代以上が12.9%、であったのに対しまして、令和6年度は20代以下が6.8%、30代が16.4%、40代が28.5%、50代が30.6%、60代以上が17.8%でありまして、50代以上が増加傾向となっており、高齢化が進展しております。

以上であります。

○山本武朝委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 次、お聞きします。

令和6年度の除排雪作業中の人身事故または物損事故の件数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 除排雪作業中の事故に関する再度の御質疑にお答えをいたします。

昨冬の除排雪作業による人身事故につきましては、今年2月22日に千刈一丁目の信号機のない市道交差点におきまして、本市が委託する除排雪事業者のダンプトラックと自転車に乗っている方が接触し、死亡事故が1件発生しております。

昨冬の除排雪作業による物損事故につきましては、雪に関する市民相談窓口やメール、アプリなどからの受付のほか、本市に直接相談が寄せられた相談件数を合わせますと、令和6年12月1日から令和7年4月30日までの期間において、青森地区では1181件となっております。

主な物損事故の内容としましては、ブロック塀やフェンスへの接触等による破損、道路の側溝やグレーチングの破損、マンホール蓋の破損などとなっております。

以上であります。

○山本武朝委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

死亡事故1件、物損事故1181件ということでありましたけれども、多分、物損に関しては、これは相談窓口に来た数で、この件数というふうに伺っていましたので、実際にはもっともっとあるんだと思います。市民に直接関係ないところでも、車同士の事故というのはあるんだろうというふうに思います。

様々、今お聞きいたしましたけれども、こういう事故に関して原因として考えるのは、これは私の推測ですが、出動回数の増加による疲労の蓄積であるとか、注意力・集中力の低下によるものが多いのではないかなというふうに思っております。

先ほど、オペレーターの年齢層の推移をお聞きしました。20代は平成27年と令和6年と比べると、0.2%減って、6.8%になっていると。30代は25.4%だったのが令和6年度16.4%になっていると。マイナス9%。40代が34%だったのが28.5%と、マイナス5.5%。加えて50代は20.7%だったものが9.9%増えて30.6%、60代は12.9%だったものが4.9%増えて17.8%、50代、60代を合わせても33.6%だったものが48.4%になります。

このオペレーターの年齢層の推移をそのままパーセントが続くものと考えたと、20年後、20代は3.2%になります。30代は1.6%、40代が21.5%で50代、60代が44.4%という、半分近くになるというふうに——そのまま推移すればですけどもね——こういった数になってまいります。

検討会議でも労働力不足というのは指摘されておりましたし、オペレーターも造園業などの他業種からの参入もあって、約25%が建設業以外の方のオペレーターで、かつ、仕事をしていただいているということでありました。

事故は事業者側の管理問題かもしれません。

実際に作業している人に私いろいろお聞きしましたが、実に苛酷な作業だなという感想を持ちました。どんなに報酬額が高くても、お金よりも家に帰って寝たいと言って辞めていく人も結構いらっしゃるというふうに伺いました。

現在は、これからの取組として、先ほど言われていましたけれども、除排雪検討会議での議論などを参考にしながら、除排雪事業の課題解決に向けた施策、また豪雪災害白書の振り返りを踏まえて、今年度の除排雪事業実施計画に反映するというふうにおっしゃってございました。

オペレーターもそうですが、それ以外の作業員の方も併せて高年齢化しているというふうに思います。

これからそういうことも考えて、20年後、30年後、同じように除排雪作業が続けられるよう、体制を構築していただくように要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

最初に、鳥獣対策についてお尋ねします。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費です。

一般質問で多くの議員が取り上げている熊対策ですが、猿対策用としての電気柵が熊にも有効だと聞きました。

熊は鼻先で探っていくので電気柵に触れて、どんと来るということで、この電気柵は農作物を守るという意味とともに、熊の誘因物である農作物から遠ざけるという意味も大きいことになります。

令和6年度における侵入防止電気柵の設置状況についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 万徳委員の令和 6 年度における侵入防止電気柵の設置状況についての御質疑にお答えいたします。

本市における野生鳥獣による農作物被害対策につきましては、関係機関による青森市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、鳥獣対策に取り組む青森市鳥獣被害防止対策実施隊や、実施隊の活動をサポートする、地域の農業者等で構成される青森市捕獲サポート隊を組織するなど、実施体制を整えながら、巡回パトロールや追い払い活動、箱わな等の設置による捕獲活動、電動ガンやスターターピストルの貸出しや、動物駆逐用煙火の提供、侵入防止電気柵の設置等を行っているところであります。

このうち、令和 6 年度における侵入防止電気柵の設置状況につきましては、ニホンザルの生息状況調査におきまして生息域とされ、また、農作物被害の声が多く寄せられておりました新城天田内地区に 3 か所、整備延長 873 メートルを設置したところであります。

この電気柵の設置に要した経費につきましては、134 万円となっております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それでは、この令和 6 年度を含むこれまでの設置実績をトータルでお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 侵入防止電気柵のこれまでの設置実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市ではニホンザルの生息状況調査を踏まえまして生息域とされ、また、農作物被害の声が寄せられている状況等を踏まえまして、侵入防止電気柵を設置しているところでありますけれども、令和 5 年度におきましては、新城天田内地区に 4 か所、四ツ石地区に 2 か所、田茂木野地区に 3 か所の計 9 か所、整備延長 2692 メートルを設置しております。

また、この設置に要しました経費につきましては、414 万 26 円となっております。

先ほど御答弁いたしました令和 6 年度の整備と併せまして、現時点において市内の侵入防止電気柵につきましては、新城天田内地区に 7 か所、四ツ石地区に 2 か所、田茂木野地区に 3 か所の計 12 か所となっております。この整備延長につきましては 3565 メートルとなっております。

また、これらの整備に要した経費につきましては、合計で 548 万 26 円となっております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 繰り返しますが、猿だけでなく熊にも大変有効だということで、個体数を減らすんだと、3 分の 2 にするんだと県の計画も示されましたが、箱わなに簡単に入るわけでもないですので、熊は他の動物に比べ、死んだ鹿などの肉も食べるそうです。ですから、コンポストも誘因物になるというふうに聞きました。

また、今はお墓にお供物などを置きっ放しにしないと聞きますが、やはりこういっ

た点でも注意喚起が必要だと思います。

電気柵は今、ホームセンターやネットでも入手可能ですけれども、やはり生産者はなかなか自分のところに被害が出ないうちは自分たちで設置するかがどうか、大変迷うと思うんですよね。

どの電気柵を選んでどう設置するのかということも含めて、農協とも連携して、熊対策として有効だということを周知していただくこととともに、以前、赤平議員が要望したように、生産者が設置した電気柵に対する支援ということで広げていただくことと、あと国の基準も、交付金が来ると聞きましたけれども、生産者がある程度まとまっている——3つ以上だったかしら、そういうことも緩和していただくように、ぜひ求めていただきたいということを申し上げて、次の項に移ります。

やはり、農林水産費、ホタテガイについてです。

6款農林水産費3項水産業費2目水産業振興費、ホタテガイ生産力強化支援事業補助金について、令和6年度に実施したホタテガイ生産力強化支援事業補助金の内訳をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ホタテガイ生産力強化支援事業についての御質疑にお答えいたします。

本市の漁業生産額につきましては、平成30年から令和4年までの平均で25億5700万円となっております。そのうち、ホタテガイによるものが約9割を占めております。

また、ホタテガイは加工及び流通等の関連産業との関わりが深いことから、ホタテガイ生産は本市水産業の柱となっております。

本市における近年のホタテガイ生産につきましては、令和4年には採苗不振に伴う稚貝不足、令和5年及び令和6年には、高水温によるへい死被害が発生し、生産量が大幅に減少しているところであります。

令和5年の高水温被害に伴います本市の対策といたしましては、ホタテガイ生産の早期回復、漁業者・漁業協同組合の経営安定に資することを目的といたしまして、ホタテガイ生産力強化支援事業を実施したところであります。

令和6年度におきましては、ホタテガイ母貝確保対策事業といたしまして、漁業協同組合がホタテガイの自然繁殖を促すために親貝となるホタテガイ半成貝の地まき放流を行うための経費を支援しております。

また、漁業団体経営支援対策事業といたしまして、漁業者が負担する漁業行使料を漁業協同組合が免除した場合、免除に要した経費を支援しております。

なお、令和5年度のホタテガイ生産力強化支援事業では、特定養殖共済掛金補助事業、ホタテガイ母貝確保緊急対策事業、漁業活動継続支援事業を実施しております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 実績として、交付実績、金額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ホタテガイ生産力強化支援事業の補助金交付実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和6年度におけるホタテガイ生産力強化支援事業のうち、ホタテガイ母貝確保対策事業につきましては、青森市漁業協同組合管内で40トン、後潟漁業協同組合管内で11.3トンの半成貝の地まき放流を行っております。

これに伴います補助金の交付額は、青森市漁業協同組合で1100万円、後潟漁業協同組合で310万4200円、合計で1410万4200円となっております。

また、漁業団体経営支援対策事業につきましては、青森市漁業協同組合で1633万8000円、後潟漁業協同組合で369万6000円、合計2003万4000円となっております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ホタテガイ生産のこの対策は陸奥湾全体で取り組むべき課題だと思うんですね。

それで本市がやっている、今、答弁いただきました事業は、地方創生交付金を活用していると聞きました。

それで県への要望書の2項目にもありますホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実についてということで、県にも当然ですけれども、国にもぜひ要望していただきたいと思うんですね。

それで、国会では、ホタテガイ養殖について取り上げられた際、どこの議員だったかちょっと分からないんですけども、水温が高かったら一時的でもいいから移動させればよいというような答弁もあって、これはもう現場を知らない、実情を知らない議論だなと思うんです。

それとか、あと、ホタテが駄目ならカキなどに変えればよいという案もありますけれども、今は陸奥湾のホタテ養殖を守るという姿勢が大事だと思います。

最後に、今年の陸奥湾の海水温は今の状況では昨年と比較してどんな感じでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和7年の陸奥湾の海水温についての再度の御質疑にお答えいたします。

今夏の陸奥湾の海水温の状況につきましては、高水温であった一昨年と同様の水温となっており、水深10メートルから15メートル層では、平年よりかなり早い7月上旬で20度に達し、平年と比較して、かなり高めから甚だ高めで推移しております。

8月以降も海水温は上昇を続け、全ての観測点で26度に達しているところであります。

また、本市沿岸に最も近い観測点であります青森ブイにおける水深 15 メートル層の令和 7 年 9 月 6 日から 9 月 9 日までの平均水温は 26.6 度となっており、昨年との比較では 1.4 度、平年との比較では 3.5 度高い状況となっております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ちょっと大変な高水温ですね。

これからの見通しが本当に見えないというところで、11 月にならないと今年の状況は分からないと聞きましたが、不安を抱える生産者や加工業者もいらっしゃいます。そういった皆さんを励ますためにも声をお聞きするという取組が大事だろうと思います。

生産者の中には半ば諦めて片づけている方もいらっしゃるなどと聞いていますけれども、自然相手ですけれども、もはや災害級の位置づけが必要ではないかと思います。

今年の 3 月、市長と議長が農林水産大臣に要望をされました。ぜひ、引き続き国に対する要望活動をお願いして、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 本日の委員会はここまでで終了し、9 月 16 日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時48分散会

2日目 令和7年9月16日（火曜日）午前10時開議

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、9月12日に引き続き付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、蛭名和子委員。

○蛭名和子委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）立憲民主・社民、蛭名和子です。

それでは初めに、2款総務費2項徴税費1目課税費の森林環境譲与税に関連してお尋ねします。

本市における令和6年度の森林環境譲与税の譲与額と譲与基準を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）蛭名委員の森林環境譲与税の譲与額及び譲与基準についての御質疑にお答えいたします。

森林環境税及び森林環境譲与税につきましては、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるために創設され、令和元年度から譲与が開始されております。

市町村に対する森林環境譲与税の譲与基準につきましては、私有林人工林の面積、林業就業者数及び人口で按分して譲与されており、それぞれの譲与割合は、私有林人工林の面積5.5割、林業就業者数2.0割、人口2.5割となっております。

森林環境譲与税は、毎年度2期に分けて交付されておまして、本市への令和6年度の譲与額につきましては、9月期が4954万2000円、3月期が4767万3000円、合計で9721万5000円となっております。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 今、示された森林環境譲与税の用途の一つに森林整備があると思いますが、令和6年度の森林整備面積を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 森林整備面積についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、財産形成や林業の振興を図るため、市有林や財産区有林等の公有林で、森林の造林、保育などの森林整備を行っているほか、個人等が所有する私有林にお

いても、森林経営管理法に基づき森林の管理を行っております。

本市におきましては、市有林として約 710 ヘクタールの面積を管理しており、令和 6 年度の整備面積は保育間伐 13.05 ヘクタールとなっております。

また、本市が財産区との分収造林契約を締結しております面積は約 500 ヘクタールあります。令和 6 年度の整備面積は間伐 9.58 ヘクタールとなっております。

また、私有林につきましては、森林が奥地にあり林業経営に適さない等の理由で、本市が直接管理している面積は、令和 7 年 8 月末時点で青森地区が約 7.5 ヘクタール、浪岡地区が 24.4 ヘクタールとなっております。

このうち令和 6 年度の整備面積は、青森地区で延べ 6.75 ヘクタール、浪岡地区で延べ 4.33 ヘクタールとなっております。

ただいま御答弁の中で、本市が分収造林契約を締結している森林の整備面積を先ほど間伐 9.58 ヘクタールと申し上げましたが、正しくは 9.85 ヘクタールであります。謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 私有林とか分収造林、それから森林経営管理事業においても、なかなか進んでいないという状況にあるかと思います。

次の質疑ですが、ホームページで公表している令和 5 年度の森林環境譲与税の活用実績を見ますと、森林整備は約 29%、木材利用が約 10%、普及啓発の割合が約 61%と、極めて高い状況にあります。

どのような優先順位で充当事業を決定しているのか示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 森林環境譲与税の充当事業についての再度の御質疑にお答えいたします。

森林環境譲与税の使途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条の規定によりまして、1 つに、森林の整備に関する施策、2 つに、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他森林の整備の促進に関する施策に充てなければならないものとされております。

本市におけます森林環境譲与税の充当の基本的な考え方につきましては、前提といたしまして、本市への譲与額を踏まえつつ、まずは森林の整備に関する施策に係る事業に優先的に充当した上で、残りを森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進に関する施策に係る事業に充当することとしております。

しかしながら、本市の令和 5 年度における森林の整備に関する施策と森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進に関する施策との比較では、充当事業数については同数でありますものの、充当額につきましては、個々の事業の見極めの結果といたしまして、森林の整備に関する施策以外の充当割合が高くなっているものであります。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 充当事業数は同数であるということですが、充当事業数はあまり関係なくて、やはり優先されるべきは森林整備だと思っています。

それでは、令和6年度決算の割合を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 令和6年度における森林環境譲与税の充当割合についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和6年度の森林環境譲与税の決算額は9721万5000円であり、その施策ごとの充当割合につきましては、森林の整備に関する施策への充当が約37%、森林の有する公益的機能に関する普及啓発に関する施策への充当が約63%、木材の利用の促進に関する施策への充当はなしとなっております。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 令和5年度に比較しますと森林整備の割合は高くなっておりますが、依然として普及啓発が63%と、森林整備より上回っています。

それでは、次の質疑です。

森林環境譲与税の制度の趣旨から、本来は森林整備の割合を高くするべきと考えております。

航空レーザー計測というものがあまして、これを使えば、職員の現地調査の省力化が進んで森林整備のスピードアップが図られると思います。

航空レーザー計測に森林環境譲与税を充当することは可能かどうか、市の見解を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 森林環境譲与税の使途として、レーザー計測は該当になるかという再度の御質疑にお答えいたします。

レーザー計測につきましては、航空機に搭載したレーザー測距装置を使用して、地表を水平方向の座標、高さの三次元で計測する方法となります。

計測の実施により、土地の起伏や斜面、傾斜等を強調し、地形を分かりやすく表現した微地形表現図等が取得でき、航空写真や地形図では判別できない林道や作業道の把握に活用できるものであります。

このことから、レーザー計測は森林環境譲与税の使途を規定しております森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項第1号の森林の整備に関する施策に該当し、森林環境譲与税を充当することは可能であります。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 航空レーザー計測は森林環境譲与税を充当することができるということであります。

より一層、森林整備を進めるために、ぜひ来年度予算で充当していただくようよろしくお願いして、この項は終わります。

次は、こども・若者の居場所づくり支援モデル事業です。

令和6年度の青森市こども・若者の居場所づくり支援モデル事業は、様々な理由により、居場所のない子どもや若者などが同世代や多世代交流を通して、自己肯定感や自己有用感が高められる居場所づくりのモデル事業と承知しております。

この事業の実施状況を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）蛭名委員からのこども・若者の居場所づくり支援モデル事業の実施状況についての御質疑にお答えいたします。

青森市こども・若者の居場所づくり支援モデル事業は、本市が平成28年度から実施しているひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象とした子どもの居場所づくり・学習応援事業の対象とならない不登校、発達障害など、孤独・孤立を抱えている子ども・若者においても、心身の状況や家庭環境にかかわらず、安心・安全な居場所が提供され、様々な学びや多様な体験活動を通じ、社会で生き抜く力が培われる「こどもまんなか」の新たな居場所づくりのため、令和6年度におきましてモデル的に実施した事業であります。

本事業は、市内に在住する中学校1年生から25歳ぐらいまでの子ども・若者を対象とし、公募型プロポーザルによる事業者の選定を経て、令和6年9月2日から令和7年3月31日までの期間で実施し、13名の方に御利用いただきました。

本事業は、子どもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的に、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりに対し、国が事業費の全額を補助するモデル事業であり、事業実施の経費内訳といたしましては、スタッフやボランティアにかかる費用として218万24円、体験活動の外部講師に対する謝礼として19万8000円、その他、企画・運営費、広報費、消耗品として40万6076円、合計278万4100円となっております。

また、本事業の活動内容といたしましては、1つに、毎週月曜、水曜、金曜に居場所づくりとして、事業利用者の自由な活動、事業利用者同士や運営スタッフとの交流、また、事業利用者が様々な悩みを相談できる場の提供、2つに、同じ悩みや体験を有する者同士が打ち解け合うピアカフェの実施や、フードバンク事業のサポート、地域商店街とのイベント共同実施などの地域住民との交流イベント、3つに、料理教室、こぎん刺し教室、英会話教室などの様々な学びや体験活動を実施いたしました。

本市といたしましては、本事業から得られました知見を今後の子ども・若者の居場所づくりに生かしてまいります。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 利用者が13名ということでしたが、年齢構成を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 参加者の年齢構成についての再度の御質疑にお答えいたします。

本事業の参加者 13 名の年齢構成は、14 歳が 1 名、18 歳が 1 名、21 歳が 3 名、22 歳が 8 名となっております。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 次は、参加者の反応や意見はどうだったのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 参加者の反応についての再度の御質疑にお答えいたします。

本事業の参加者に対するアンケートによりますと、週 3 日の居場所づくりに関して、相談できる人がいるのが安心できた、自分から話すのが苦手だけれども、ここでは話せた、自分のペースで過ごせるのは大事だと思ったなどの感想をいただきました。

また、交流イベントに関するアンケートでは、地域の人たちが温かかった、なかなかできないことが体験できてうれしかったなどの感想をいただき、体験活動に関するアンケートでは、緊張したけれども、チャレンジしてよかった、友達と協力できたのがいい経験だったなどの感想をいただいているところであり、いずれのアンケートにおきましても、90%の参加者が満足との回答でありました。

本事業は最大 30 名程度の想定に対し、13 名の参加ではありましたものの、参加された方は居場所として有意義な時間を過ごしていただけたものと認識しており、モデル事業として実施して得た知見を今後の居場所づくりに関する事業の検討に生かしてまいります。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 この事業は令和 6 年度、国 10 分の 10 のモデル事業として実施し、参加者の感想や事業を運営した N P O 法人の報告書も見ましたが、大変よい事業だったと思います。

やはり特徴的なのは、18 歳以上が圧倒的に多くて、こういった方々の居場所が今求められているのではないかと思います。

それでまた、こういった方々の社会で生き抜く力が培われ、自己肯定感や自己有用感を高められるよう、また、今後、市の単独事業としてやるのはなかなか難しいかとは思いますが、いろいろ工夫して、こういった方々の居場所づくりを検討していただくようお願いして、この項は終わります。

次は、障がいのある方の社会参加・交流推進事業についてです。

障がいのある方の社会参加・交流推進事業の概要について示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
蛭名委員からの障がいのある方の社会参加・交流推進事業の概要についての御質疑

にお答えいたします。

障がいのある方の社会参加・交流推進事業は、障害のある方の社会参加の推進と福祉の増進を図ることを目的に、青森市身体障害者福祉連合会へ委託し実施しており、令和3年度に施設の老朽化により、青森市ふれあいの館の機能を青森市総合福祉センターに移転したことを契機に同センターで行っているものであります。

事業内容といたしましては、障害のある方が誰でも気楽に利用し、気軽に相談や親睦を深めることができるよう、障害のある方を対象としたパソコン教室や体操教室等の実施、障害のある方のサークル活動や研修活動等への場の提供、障害のある方の日常生活における相談への助言等を行っております。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 過去3年間における本事業の延べ利用件数及び延べ利用者数の推移について示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 過去3年間における延べ利用件数及び延べ利用者数の推移についての再度の御質疑にお答えいたします。

障がいのある方の社会参加・交流推進事業の過去3年間における延べ利用件数及び延べ利用者数につきましては、令和4年度が805件で6013名、令和5年度が635件で6214名、令和6年度が619件で7764名となっております。

利用状況の推移を見ますと、令和4年度はコロナ禍の影響で少人数の研修や会議が多かったのですが、令和5年度以降は、大人数が参加する長時間の研修や会議が増えたことにより、延べ利用件数は減少している一方で、延べ利用者数は年々増加しております。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 それでは、本事業の委託料の内訳について、項目ごとの決算額を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 委託料の内訳に係る費目ごとの決算額についての再度の御質疑にお答えいたします。

障がいのある方の社会参加・交流推進事業に係る令和6年度の委託料の決算額につきましては、579万2546円となり、費目ごとの内訳といたしましては、館長及び臨時職員2名分の人件費が497万7450円、講師謝礼等の報償費が14万円、事務用品等の消耗品費が32万8795円、コピー機の賃借料が16万1040円、電話やファクス使用等の通信運搬費が18万591円、振込手数料等の役務費が4670円となっております。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 延べ利用件数は減少傾向にありますが、延べ利用者数は増加しているということで、引き続き、障害のある方がこの障害のコミュニティーセンター

に集まって、引き続き、社会参加の推進と福祉の増進を図っていただくよう、事業の充実をよろしくお願いいたします。

これで質疑を終わります。

○山本武朝委員長 次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 自民クラブ、渋谷です。よろしくお願いいたします。

初めに、2款総務費2項徴税費1目課税費に関連してお伺いいたします。

市民税及び固定資産税について不納欠損額が生じる主な理由をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 不納欠損が生じる理由についての御質疑にお答えいたします。

不納欠損とは、時効による債権の消滅などにより、収納がないにもかかわらず、徴収事務を終了させる決算上の処分であります。

令和6年度決算における市民税の不納欠損額は2933万3995円、固定資産税の不納欠損額は5488万3839円ですが、生じる理由といたしましては、1つに、消滅時効の完成によるもの、2つに、無財産、生活困窮、居所不明により滞納処分執行停止後3年間経過したもの、3つに、無財産による滞納処分執行停止後3年以内に資力が回復せず、差押え可能な財産を得る見込みがないことが明らかな場合に納税義務を直ちに消滅させたものとなっています。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

消滅時効の完成によるものと、無財産、生活困窮、居所不明により滞納処分執行停止3年間と御答弁ありましたが、固定資産税の不納欠損額5400万円程度なんですけれども、無財産になるというか、この3年間のうちにきっと探してはいたんでしょけれども、なかなか支払う能力が見い出せないということで、今回この不納欠損額になったのではないかなというふうに思っていました。

次に、市民税及び固定資産税について、未還付額が生じる主な理由をお示ください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 未還付額が生じる理由についての御質疑にお答えいたします。

未還付額とは、主に、市民税においては、所得の更正などにより税額が減となった場合、固定資産税においては、償却資産の修正申告などにより税額が減となった場合、そのほか、納税通知書の納付書と督促状等により二重に納めた場合などに発生した過誤納金——納め過ぎた市税のことです。過誤納金のうち、納税者に還付されていないものを言います。

令和6年度決算における市民税の未還付額は1362万6860円、固定資産税の未還付額は72万9320円ですが、生じる理由といたしましては、過年度分の過誤納金については3月末までに、また、現年度分については出納閉鎖となる5月末までに、還付対象者の口座登録がなされていないことなどにより、過誤納金の還付に

関する事務処理が完了しないケースがあるためであります。

なお、これらの未還付額につきましては、対象者の口座登録など条件が整い次第、速やかに還付を行っています。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

還付対象者の口座登録がなされていないことなどによりとありましたが、市民税未還付額が約 1300 万円。どこまでも口座登録をしなかったりとか、何らかの理由で、できない方がいらっしゃる場合、この金額というのは一生、青森市役所に残るんだろうなというふうに思いました。

何らかの理由で無財産にしなければならなかったりなど、どこまでも支払う能力を求めに税務部はいろいろ対応していると思いますが、なるべくならこの不納欠損額が少ないほうが望ましいのかなというふうに感じております。

次に、質疑いたします。

令和 6 年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付金）の概要とその給付実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和 6 年度の定額減税補足給付金（調整給付金）についての御質疑にお答えいたします。

定額減税補足給付金（調整給付金）は、国が行うデフレ脱却のための総合経済対策のメニューの一つとして実施したもので、定額減税し切れないと見込まれた方に給付したものであります。

本給付金につきましては、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき所得税 3 万円、個人住民税所得割額 1 万円とした定額減税について、令和 5 年分の所得等を用いて算出した令和 6 年分の推計所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額から、減税し切れないと見込まれる方を給付対象とし、定額減税し切れない金額を 1 万円単位に切り上げた額を給付したものです。

本市の給付につきましては、対象者 5 万 3764 人中、申請率 95.1%に当たります 5 万 1123 人の方が申請し、合計 20 億 5566 万円の給付となったものです。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

先日、市民の方からこの定額減税補足給付金というものは何でしょうかという問合せがあったので、今回、質疑を兼ねていろいろ勉強してみました。

その方は、自分では分からなかったそうなんですが、申請書が市役所から届いて、御家族の方が申請を代わりにしてくれていたということで、後からになって、自分がこの対象であることに気づいたそうです。

次に、今年度実施している定額減税補足給付金（不足額給付金）の概要をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 定額減税補足給付金（不足額給付金）についての御質疑にお答えいたします。

定額減税補足給付金（不足額給付金）につきましては、昨年度実施した調整給付金の支給額に不足が生じる方などに追加で給付を行うものであります。

給付対象につきましては、令和6年分の所得税額が確定した結果、所得が前年を下回ったことや扶養親族が増えたことなどにより、調整給付金の金額に不足が生じた方となります。

また、このほか、本人及び扶養親族等として、定額減税対象外で、かつ、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に給付を行うものであります。

給付対象者は2万7571人となっており、7月25日付で申請書を送付しています。

申請期限につきましては、国から示されている10月31日までとしており、その申請につきましては、氏名、振込口座情報等を記入の上、本人確認書類及び口座情報の写しを返信用封筒に同封し送付していただくか、直接窓口にお持ちいただくこととしております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございました。

これについては、全国の市区町村で様々なやり方があるというようなことが書かれておりました。

この申請書が到着次第、期限等を必ず確認して、その期限の中で申請を行っていただく。青森市の場合は、公的口座の登録が合っていても、氏名、振込口座等の情報をきちんと申請書に記載して返信するようというふうなことが書いておりましたが、基本的には公的口座の登録がある方は、そのまま申請をしなくてもいい場合もあるようなことも書かれておりましたので、皆さんそこのところで食い違いが少しあるのかなというふうに感じました。

次に、申請期限内に申請できるように、どのように周知をしているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

周知についての御質疑でありました。

これまで広報あおもり7月号や、市のホームページに掲載し周知しております。

また、申請忘れを防ぐため、再度、広報あおもり10月号に掲載するほか、市ホームページや青森市公式XなどのSNSを活用し、周知を図っていく予定としております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございました。

青森市は申請の期限が10月の末までとなっておりまして、他市区町村では、もう少し申請期限が早かったりするところもあったようです。

一人でも多くの方がこの申請を忘れずに行っていただきたいなというふうに思っていて、この項の質疑は終わらせていただきます。

ありがとうございます。

次に、文化財保護施設整備事業費についてお伺いします。

10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費に関連して、お尋ねをいたします。

森林博物館改修工事の概要についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 森林博物館改修工事の概要についての御質疑にお答えいたします。

森林博物館は、明治41年に建設された本市を代表する貴重なルネッサンス風の木造建築であり、また、当時の建築技術を今に伝える貴重かつ優れた建築物として、価値が高いものと認められることから、平成16年11月に青森市有形文化財に指定されたものであります。

森林博物館の維持管理に当たりましては、市指定文化財としての景観や文化的価値に配慮する必要がありますが、建設後116年以上を経過した建物であり、経年劣化は避けられないことから、これまで優先順位をつけて順次修繕を実施してまいりました。

しかしながら、森林博物館は明治期からの経年変化などによる腐食や劣化が著しく、雨漏りも生じたことから、森林博物館を西側・中央・東側の3つの工区に分割し、屋根のふき替え、外壁の一部交換や再塗装、窓の交換及び窓枠の再塗装等の改修工事を実施することとしたものであります。

改修工事の期間につきましては、腐食部分や劣化部分の調査、改修作業等を行いながら実施する必要があること、また、屋根及び窓の工法が高度な技術を要しますことから、工期を令和6年度から令和8年度の3期に分けて実施しているものであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

116年以上も経過しているということを私は初めて知りました。

文化財ですので、なかなか修繕費用も経費がかかるということが改めて分かりました。

次の質疑ですが、森林博物館改修工事の3か年分の計画と、おおよその事業費についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 森林博物館改修工事の計画と事業費に関する再度の御質疑にお答えいたします。

森林博物館の改修工事の3か年分の計画につきましては、令和6年度の第1期は館西側の工事、令和7年度の第2期は館中央の工事を実施し、令和8年度の第3期は館東側の工事を行う予定となっております。

改修工事の事業費につきましては、令和6年度の第1期は決算額9810万9000円、令和7年度の第2期は契約金額9878万円となっております。令和8年度の第3期は今後、令和8年度当初予算編成の中で精査してまいります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

きれいに改修されていくのは気持ちがいいことなのですが、それに伴う修繕費——事業費は高いなというふうに思いました。

この項については、以上で終わります。

次に、土木債についてお伺いいたします。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費に関連して、お尋ねをいたします。

土木債の道路及び公園に関する事業のそれぞれの繰越しの理由についてお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 澁谷委員の土木債の繰越しの理由についての御質疑にお答えをいたします。

歳入であります土木債のうち、令和6年度から令和7年度へ繰越しをしました道路及び公園に関する事業は、4つの事業費によるものでありまして、それぞれの主な繰越理由及び繰越額につきましては、1つに、都市計画事業費では街路整備事業において地権者との用地交渉や家屋移転のために時間を要し3060万円、2つに、公園整備事業費では、都市公園安全・安心事業において、国の補正予算措置により、年度内に工事が完了しないため1650万円、3つに、道路整備事業費では、橋梁長寿命化修繕事業において、青森県などの関係機関との協議に時間を要し1250万円、4つに道路建設事業費では、道路整備事業において、移設補償の対象者との協議等に時間を要し2億8450万円をそれぞれ繰越ししております。

以上であります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

これについては、特に再質疑はなかったんですけども、それぞれの繰越しの理由が何なのかというのを初めて伺ったんですけども、国から来る予算が減っているというのが年々感じられる予算額でした。

この繰越しを基に、来年度の事業をする上で、公園管理に関しては維持管理が難しくなってくるなど感じておりまして、街路樹は景観上なくてはいけないものかなというふうに思っていましたけれども、管理をするのにも、様々予算を出していかなくちゃいけないとしたら、今後それがきちんと景観を保てるのか、木がそのまま、

整備されるのかという不安も一緒に感じました。

今回——3連休で、合浦亭で秋のお茶会というのが開催されておりました。その中で、お越しになった方々、そこでお茶をたてた方々が、池がきれいになったというふうにお話をされていたのに、私は少し気分がよくなったんですけれども、今までだと、濁っていたよとかというお話を聞くほうが多かったんですが、今回は茶室のほうから見えた池が、水がきれいになっていてよくなっていたねというお声をいただいたので、そういったことにも財源を使えるのかなという不安を抱きながら、今回のこの繰越しの理由を伺わせていただきました。

来年度も、池が今の状況を保てるように維持管理をしっかり行っていただきたいなというふうに思います。

以上で私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

それではまず、6款農林水産業費1項農業費5目土地改良費に関連して、農村センターのエアコンについて質疑します。

近年の猛暑により、これまで学校や市民センターなどのエアコン設置について、この場でも声が上がっていたと思っています。

そこでお聞きします。農村センターのエアコン設置状況について示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 天内委員の農村センターのエアコン設置状況についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、農村におけるコミュニティー活動を強化し、地域住民の連帯感の醸成を図り、住みよい環境づくりのため、農村センターを設置しております。

また、農村センターの管理業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者制度を導入しているところであります。

農村センターにつきましては、青森地区に1施設、浪岡地区に7施設となっております。これらの施設には、地域の要望等を踏まえまして、エアコンを整備しているところでありますが、現在は6施設にエアコンが設置されております。

エアコンが設置されていない施設は、増館農村センター及び徳長農村センターとなっております。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今の部長の答弁だと、農村センターに共同利用センターも足した今の数だと思います。

農村センターは8か所で、そのうち浪岡が7か所あって、もう1か所は孫内農村センターで合わせて8か所、あと共同利用センターというのがあるんですよね。そこで、ついていないのが南北でいいんですかね——南北後潟館、あと野木ふるさと

館でついていないということでした。

私は、農村センターのことの質疑ということでお聞きしますが、このような公共施設は、選挙のときの投票所に使われるのではないかなというふうに思います。参議院選挙もありましたけれども、暑い中、扇風機でいなければ駄目だという——大変だと思うんですけども、そこでお聞きします。

農村センターのうち、投票所として使用されている施設はあるのか示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 投票所として使用されている施設についての再度の御質疑にお答えいたします。

農村センター 8 施設のうち、投票所として使用されている農村センターにつきましては、孫内、女鹿沢、銀、五本松、吉野田、徳長及び郷山前地区の 7 施設となっております。

増館農村センターは投票所として使用されていないという状況です。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今の 7 か所の農村センターは浪岡の農村センターで、増館健康センターにはついていないそうなんですけれども、あと、徳長農村センターにはついていないということで、今回質疑して分かりましたが、徳長農村センターというのは私の地元の農村センターになります。

いろいろ調べたら、平成 29 年度から令和 2 年度までに、4 か年で市で 100 万円の地域活動環境改善事業というのがやられまして、農村センターに限らず、どこでも大体エアコン工事をやっているんですよね。

でも、この徳長農村センターはなぜか——課題がいっぱいあったんでしょう。ストーブの交換とか電灯の LED 化だとか、非常灯のバッテリーの交換や灯油タンクなどで、もう 100 万円近く行ってしまったということで、できなかったということが実情としてあるというふうに聞いていました。

最後質疑しますが、エアコンが未設置の農村センターに早急に設置すべきと思うが、見解を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 エアコン未設置の施設についての再度の御質疑にお答えいたします。

農村センター 8 施設のうち、増館農村センター及び徳長農村センターの 2 施設がエアコン未設置となっております。

いずれの施設も地域のコミュニティー活動を支える施設でありますことから、今後におきましても、利用しやすい環境の整備には努めてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 徳長農村センターは、今年度からこころの縁側づくりという事業を始めて、それで高齢者の方々に集まってもらって、何かゲームとか何か茶話会とかいろいろやるんだけれども、エアコンがないのでなかなか集まらないということで、来てくださいともなかなか言いづらいということでしたので、ひとつよろしく御配慮いただければなというふうに思います。

農村センターのエアコンについては終わります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費に関連して、浪岡病院について質疑します。

経営改善に向けた調査・分析等支援業務委託をしますというペーパーの説明文には医療従事者不足、エネルギーや材料費の高騰、人件費の引上げの影響により、公立病院の経営環境は全国的により一層厳しいと書いておりました。

公立病院経営は関連する根本要因として、コロナの期間は補助金があったから、それなりにマイナスにはならなかったかもしれませんが、この公立病院に対して必要なことは、物価高騰や人件費の上昇に対応できるような新たな診療報酬の仕組みだとか、診療報酬そのものの引上げがやっぱり必要ではないかなというふうに思います。

質疑します。高度で専門的な知識を有する第三者に、浪岡病院の経営改善に向けた調査・分析や施策提案などの業務を委託することとなったが、その経緯を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 調査・分析等の業務委託することになった経緯についてお答えいたします。

浪岡病院につきましては、1つには、健全な経営を継続していくための経営基盤の構築が求められていること、2つには、青森市浪岡町内会連合会や浪岡自治区地域協議会をはじめ、地域の皆様から安心して暮らしたいという声があり、救急医療の受入れ体制や外来診療について維持することが求められていること、3つには、平成28年度における入院患者数は、1年を通して20人から30人で推移しているものの、冬期間では30人を超える日も見られたことを勘案し、平成30年度から適正病床数を35床とすることで、地域の方々が安心して医療サービスを受けることができる環境を引き続き確保できること、これらを総合的に勘案し、一般病床35床の病院として建て替えをすることといたしました。

その後、一般病床入院患者数の推移といたしまして、平成29年度が1日平均24人であったものが、新病院開院直後の令和3年度には13人まで減少いたしました。令和5年度には18人まで回復したことから、「青森市公立病院経営強化プラン2023－2027」においては、入院患者数が段階的に新浪岡病院の規模を計画した際の水準まで戻るものと見込んだものであります。

しかしながら、令和6年度実績におきましては、入院患者数がプランに掲げた目

標を大きく下回り、それに伴い収支計画等も大きく乖離することとなったところがあります。

これらの状況を踏まえまして、現在、浪岡地域において浪岡病院の利用の有無にかかわらず、集団健診受診者や企業の従業員などから、現段階における浪岡病院の評価やニーズなどを把握するアンケート調査を行っております。

今後、これらの結果や現状を踏まえまして、高度で専門的な知識を有する第三者に浪岡病院の経営改善に向けた調査・分析や施策提案などの業務を委託することとしたところであります。

市といたしましては、これらの結果を踏まえ、浪岡病院のさらなる経営改善策や今後の方向性を検討してまいります。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 この浪岡病院は、建て替えしてから患者が戻るものだというふう
に計画を立てたけれども、なかなか戻らないと。それに今度、コロナもあってダメ
ジがあったと。なかなか戻らないということだと思ふんですけれども、この場でそ
れぞれの委員の方々がそれぞれの考えで、病院経営に対して主張するのは当然自由
なんですけれども、ちょっと私気になるのが——当然自由ですけれども、木村淳司
委員の主張がちょっと気になっていて、木村委員の主張は、私がそこで聞いている
限りだと、今のコンサルを入れて、新たな方向性を示して、それでも駄目なら診療
所にするべきでないかというふうなことだと私は認識していました。

それで、この間の経緯も含めて私ちょっと述べたいと思ふんですよ。

私も大分この浪岡病院の建て替えについて訴えてきた一人です。平成 28 年、平
成 29 年の頃に浪岡病院の在り方検討委員会で議論していました。4 回の有識者会
議を経て、1 つは病床数を 35 床で建て替える、2 つは救急患者の受入れをする、3
つは在宅療養支援病院の認定に取り組むことなど。それで委員全員の賛同をいただ
いて、有識者会議で決まったというふうに答弁をしていました。

私ども、当時浪岡の住民は浪岡病院の存続するための運動をしていました。その
メンバーとして、浪岡の先輩議員である小倉議員、長谷川議員、当時の県議会議員、
民間病院の医師 2 名、介護事業所や商工会の方々と何回か話し合いを行って、私も署
名を集めて市長に提出もしました。

前向きに運動をしている一方で、どうせ駄目なんだろうという気持ちもありまし
た。なぜなら当時の市長への引継ぎ文書には 19 床以下の診療所も検討というふう
にあったということです。また、地域医療構想では、病床規模の縮小か診療所かと
書かれていたからです。

そうした最悪の状況の中でも、当時の市長は、病院の存続を決断してくれました。
当時だって赤字も出したり、数字もよくなかったです。でも、浪岡の住民のために
残してくれたということに対しては、当時、私も感謝を申し述べました。当然赤字
でもいいだろうということではありません。

ただ私は、この浪岡病院の問題に対して、数字だけでこの先の病院の方向性を決めるというのは、私は認めたくないと思っています。そこに住んでいる住民の気持ちや訴えをやっぱり一番大事にしたいと今でも考えています。

病院は当然ながら、地域住民のためにあります。当初の入院目標のとおり入院患者は増えていませんけれども、少なくとも患者さんはいるわけですよね。私は毎朝——ほぼ毎朝、浪岡病院の前を通るんですけれども、少ないかも分かりませんが10人から15人ぐらいは入り口で開くのを待っているんですよね。そういう光景も見ていますので、少なくとも、まだ住民に頼りにされていると思っております。

そこで質疑に入りますが、改めて言いますけれども、公立病院というのは民間病院では対応しにくい周産期・小児・高度医療を担っている、不採算部門をやらなければならないというふうに、これまでも何度も答弁がありました。さらに、浪岡病院は不採算地区の病院だというふうにも何度も答弁がありまして、その中で役割を果たしているということ。それで、そのような公立病院の経営を安定させるために一般会計から繰入れをして支えてきたということなのですが、それに対する認識をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 天内委員からの浪岡病院の公的役割についての御質疑にお答えいたします。

浪岡病院は、地域包括ケアシステムの中核であるとともに、不採算地区における病院として在宅医療の提供や在宅療養の支援を行っております。

一般的に公立病院の役割といたしましては、採算性の低い地域医療や高度・特殊な医療、災害時における医療提供など、民間病院だけでは十分に対応できない分野を担うことが求められているものと認識しております。

先ほどお話がありましたように、浪岡病院においても同様の視点から、地域医療の確保や医療サービスの提供において重要な役割を担っておりまして、その役割は今後も果たしていくものと考えております。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私は、ちょっと今回もいろいろと聞いて回ったんですけれども、浪岡地区に民間の医療施設——病院がありまして、そこは患者さんが増えていきます——外来だけで、入院はやっていませんけれども。それで、先生にも話を聞くと、増えているんだよなって。恐らく、浪岡病院から来ている方もいるんじゃないかということなのですが、そこは薬をもらいに行ったり、高齢者の方が多いんですけれども、その先生は、なぜ増えているか、考えられる要因として、待ち時間が短いんですよ。早ければ1時間で終わるし、大体1時間半ぐらいで終わるということで、まず一つ、そこがあるんじゃないかなと思います。

あと、その先生は糖尿病の専門医なんですけれども、糖尿病のことで言うことを聞かなければ怒るけれども、あとは温厚な方で優しいということで——駄目なもの

は怒るんですけれども優しいということで、私はそういうのが影響があるんじゃないかなというふうに思っております。

いろいろと浪岡病院のことで話が聞こえてきまして、先生が市民病院から来ているドクターなんだと思うんですけれども、なんか分かんねばって、意味分かんねぐ叱られるんだいなって、何をしたわけでもないんだけれども、というのが何人かから来ていまして、当時の事務長にそのことを伝えたら、当時の事務長は、とてもじゃないけれどもドクターにはしゃべることはできないって。しゃべれば、せば、わあ市民病院に戻るじゃと言われれば駄目だし、ということで、患者さんのための医療になっているのかということが、まず、あるんじゃないかなと思っています——私の意見ですよ、正しくないかも分かりませんが、市民病院の院長さんは上司的な立場なんですかね、立場だと思うんですよ。だから、市民病院の院長さんに、優しく、こういう声があったよとかということで、やっぱり浪岡病院の医療の質も上げていってほしいなと、患者さんが増えていってほしいなというふうに思います。

前に、建て替えてから何年か、経営のことを質問したことがあるんですけれども、当時は過渡期だからと答えていましたよね。私は、まだ過渡期なんじゃないかなと思うんですよ。だって、コロナが来たじゃないですか。だから、分かりませんよね。戻るかどうか分かりませんが、今のこの数字であれば、延々と待ってられないのかもしれないかもしれませんが、もうちょっと過渡期ということも、あと1年ぐらいでも見るべきでないのかなと。一生懸命取り組んでいますよね、患者さんを増やすために。

ということで、浪岡病院は住民と共に存続をさせてきた病院ですし、住民のための病院ですので、今後の方向性を出すときは、数字だけで出すのではなくて、住民の顔を見たり、声を聞いて判断することを強く求めて質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○山本武朝委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 自民クラブの小豆畑です。よろしくお願いいたします。

8款土木費4項都市計画費3目公共下水道費、下水道の整備について質疑させていただきます。新城分区及び平岡分区における下水道整備についてです。

平成28年第1回定例会予算特別委員会で私が下水道整備事業について質疑しておりました。そのときの記録を見てみますと、昭和61年11月に新田浄化センターが供用開始となり、徐々に整備が進み、平成26年度末には西部地区の68%の住民が下水道の恩恵を受けることができるようになりました。中でも、西部地区の西側に位置する新城地区は、平成24年度から整備が開始されたものの、いまだ約3800世帯が公共下水道事業認可区域にすら含まれておりませんでした。以上が平成28年の状況でした。

このときから、もう9年経過しておりますが、現在の新城分区及び平岡分区における下水道整備の進捗状況についてお示しいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 新城分区、平岡分区の下水道の整備状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、新城や浪館、妙見など8分区で下水道管の新設工事を進めており、昨年度は約961メートルの整備を行っております。

このうち新城分区につきましては、計画延長約9370メートルのうち、令和6年度末の整備済み延長は約1650メートルで、17.6%の進捗率となっています。

次に、平岡分区につきましては、計画延長約3万7370メートルのうち、令和6年度末の整備済み延長は約2万8750メートルで、76.9%の進捗率となっております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 新城分区が17.6%、平岡分区が76.9%の進捗率だということでした。

次に、新城分区及び平岡分区の古くからある住宅地では人口減少、少子・高齢化の影響で、空き地や空き家が増加していると感じています。

新城分区及び平岡分区のそれぞれの下水道工事に着手した当時の世帯数と現在の世帯数についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 工事着手時と現在の世帯数についての再質疑にお答えいたします。

新城分区では、平成28年度に工事着手しており、当時の世帯数641世帯に対し、令和7年4月1日現在では611世帯と30世帯の減少となっております。

また、平岡分区では平成15年度に工事着手しており、当時の世帯数1760世帯に対し、令和7年4月1日現在では2462世帯と、この間、石江土地地区画整理事業が進められましたことから702世帯増加しております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 平岡分区は石江地区区画整理事業が進んだので、702世帯増加しているということでした。

次に、新城分区及び平岡分区における全体の世帯数と現時点では下水道に接続できない世帯数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 下水道接続についての再度の御質疑にお答えいたします。

新城分区と平岡分区を合わせた世帯数は、令和7年4月1日現在で3073世帯となっております。

このうち、まだ下水道に接続できない世帯数は1190世帯、約38.7%となっております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 次に、新城分区及び平岡分区の下水道整備は令和何年度まで終えて、どの範囲で供用開始となる見込みなのか、今後の整備予定に関する見通しをお

示しいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 今後の整備予定についての再度の御質疑にお答えいたします。

汚水管路の新設工事につきましては、老朽化が進んでいる下水道施設の改築や耐震化なども並行して進める必要がありますことから、現時点で具体的なスケジュールはお示しできませんが、これまで同様に順次整備してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 具体的なスケジュールはお示しできないということで、9年前と変わらないんだなと思いました。

次に、新城分区及び平岡分区において、下水道に接続可能な地域の世帯となった場合には、下水道の受益者負担金を支払わなければならないのか。払わなければならないのであれば、どの程度の受益者負担を払うことになるのかお示しいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 受益者負担金についての再度の御質疑にお答えいたします。

下水道事業受益者負担金は、都市計画法による認可を受けて行う下水道整備事業に要する費用の一部に充てるため、同法第75条第1項において、当該事業によって利益を受ける受益者に負担させることができるとされており、その賦課及び徴収につきましては、青森都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条において規定されております。

また、受益者負担金の額につきましては同条例第4条において、青森地区においては1平方メートル当たり280円を受益者が所有している土地の面積に乗じて得た額と規定しております。

なお、受益者負担金の額につきまして、処理分区ごとの集計は行っておりませんが、青森地区において令和7年度に賦課した受益者負担金のうち、個人名義の金額の平均は1件当たり約8万4000円となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 平成28年第1回予算特別委員会のときの答弁では、1件当たり9万9000円ぐらいと答弁されているんですけども、今回は約8万4000円ということで大分少なくなったんですね。

次に、最近我が家の周辺に新築住宅が半径100メートル以内で、去年と今年では六、七軒増えているんですね。

既に合併浄化処理槽を整備しているため水洗化がなされていることから、下水道の接続可能地域となった場合であっても、下水道に接続しないままでいいのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 下水道接続についての再質疑にお答えいたします。

下水道への接続につきましては、下水道法第 10 条第 1 項において、公共下水道の供用が開始された場合は、特別な場合を除き、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者等は、遅滞なくその土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管等の排水施設を設置しなければならないと規定されているものであります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 遅滞なく排水管等の排水施設を設置しなければならないということでした。

次に、既に合併処理浄化槽を整備しているため水洗化がされていることから、下水道の接続可能地域となった場合であっても、受益者負担金を支払うことを拒否できるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 受益者負担金についての再質疑にお答えいたします。

受益者負担金は先ほど御答弁申し上げましたとおり、合併処理浄化槽を整備している場合であっても、条例により賦課徴収が義務づけられているものであります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 条例によって賦課徴収が義務づけられているということですね。

次に、宅地内から市の公共ますまでの宅内排水設備工事費は、誰が負担することになるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 工事費の負担についての再質疑にお答えいたします。

一般的な住宅の場合、排水設備工事は台所やトイレ、浴室等の排水を集める宅地内の汚水ますの設置と配管を行い、市が設置する公共ますへ接続する工事であり、その工事費用は下水道法第 10 条の規定に基づき、当該建築物の所有者が負担することとなります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 建築物の所有者が負担するということで、私——ごめんなさい、この通告しちゃってから、サードプレイスのほうに先週の金曜日に行って見ました。展示されていましたが、すごく分かりやすく、このことだったんだなと思いました。丁寧でよかったですと思います。

次に、宅内排水設備工事のくみ取り式の場合と合併処理浄化槽の場合のそれぞれの平均的工事費をお示しいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 工事費についての再質疑にお答えいたします。

一般的な戸建て住宅で公共下水道へ切り替える排水設備工事を行った場合、その

費用は水回りの箇所数や大きさ、配管距離などによって異なるため一概には言えませんが、くみ取り式から切り替えた場合には 15 万円から 100 万円程度、浄化槽から切り替えた場合には 10 万円から 100 万円程度となっております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 私の住んでいる新城地域は皆さん屋敷が広いんですね。だから、このことをすごく心配している人が多いんです。たくさんお金がかかるんだろうなという声が多く聞かれています。

くみ取り式の場合は 15 万円から 100 万円程度、浄化槽から切り替えた場合は 10 万円から 100 万円程度。かなりの金額になります。市のほうでは何年間にわたって、借りたお金の利子を負担しているようですけども、市民にとっては大変な金額ですよ。

それでは次に、合併処理浄化槽を整備しているため、下水道が整備されても、対象地区の住民の暮らし向きはそれほど変わらないにもかかわらず、下水道が整備されれば、受益者負担金や宅内排水設備工事費用の負担が市民に生じることになります。

新城分区及び平岡分区の地域住民と市の間で下水道が整備されたときに、市民にどのような負担が生じるか、今後の同分区における下水道見通しがどのような状況であるかを踏まえた意見交換をしたことがあるのか、あればその内容をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 下水道接続費用等についての再度の御質疑にお答えいたします。

下水道管が整備されることで市民には受益者負担金、浄化槽から下水道管への切替え工事、くみ取り式トイレの水洗化工事など負担が生じることとなります。

このことに関して地域住民との意見交換は行っておりませんが、昭和 56 年に本市市議会議員や西部地区の町会長の方々と組織された西部地区下水道建設期成同盟会から数年にわたり西部地区への早期の下水道整備を御要望いただいていたところであり、それを受け、これまで西部 11 分区の整備を進め、現在、新城分区、平岡分区、羽白分区で下水道整備を進めているものであります。

各分区において、工事着手前には地域住民への説明会を開催しており、下水道工事の概要のほか、受益者負担金制度、宅内排水設備工事、下水道使用料について、担当課から御説明しております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 工事着手前には地域住民説明会を開催してくれているということによかったです。

次に、新城分区及び平岡分区で下水道整備が未整備となっている地区を下水道の対象区域から除外し、代わりに下水道の対象区域から外れた地区の世帯に対して、

合併処理浄化槽の補助金を通常よりも高補助率・高額で補助する新たな補助制度を創設することについて、新城分区及び平岡分区の住民と意見交換をしたことがあるのか、あればその内容をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 下水道計画区域等についての再質疑にお答えいたします。

新城分区、平岡分区を含む新田処理区の下水道整備につきましては、西部地区下水道建設期成同盟会や地域の皆様からの整備要望を受けまして、昭和 57 年度に事業へ着手し、流末の新田浄化センターから上流に向かって順次整備を進めているところではありますが、下水道の計画区域において、未整備地区の地域住民と合併処理浄化槽の補助制度等に関する意見交換を行ったことはありません。

本市の合併処理浄化槽設置に係る補助金につきましては、公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業整備区域以外の区域において、費用の一部について補助を行っております。

また、青森県汚水処理施設整備構想の見直しにより、整備方針が変更となった区域につきましては、既設単独処理浄化槽または既設くみ取便所を合併処理浄化槽へ転換する転換設置に加えまして、建て替えによる新築も対象とし、この場合、補助金額について引き上げているところでもあります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 新城分区及び平岡分区で下水道整備が未整備となっている地区を下水道の対象地区から除外し、代わりに下水道の対象地区から外れた地区の世帯に対して、合併処理浄化槽の補助金を通常よりも高補助率・高額で補助する新たな補助制度を創設することについて、このまま下水道整備を続けた場合の市の負担——財政負担と、どちらが市の財政にとって費用対効果が高いかについて、市として比較検討したことがあるのか、あればその内容をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 費用対効果の比較についての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、下水道と合併処理浄化槽とでの費用対効果の比較はしておりませんが、その違いや、これまで推進してきた背景から御説明させていただきます。

下水道と合併処理浄化槽は、いずれも公衆衛生・生活環境の向上を図り、水質の保全に資するという点では同様の効果が期待できますが、下水道はこのほかにも汚泥の処理や浸水防止、再エネルギー化など多面的な機能も期待できるという点があります。

このことから国では、昭和 33 年の下水道法制定以降、下水道の整備を推進してきたところであり、公衆衛生や環境保護のための重要なインフラとして、普及率向上を促進してきたところでもあります。

本市といたしましても、流域河川や陸奥湾などの公共水域の水質の保全をはじめ、

雨水対策、環境保全などにも有効な下水道整備に力を入れてきたものであり、その結果、昭和 63 年度末には 35.7%と他都市に遅れておりました下水道普及率も、令和 6 年度末には 82%と全国平均を上回り、水洗化率では令和 6 年度末で 90.4%まで向上しております。

一方で、近年、国からは人口減少等の社会状況の変化や厳しい財政事情から、真に下水道が必要な区域について、見直しを行うよう各自治体に要請されているという状況もありますことから、本市といたしましても、様々な課題も踏まえ、必要に応じて住民の皆様の御意見も聞くなど、今後の下水道整備の在り方を検討してまいります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 市が新城分区及び平岡分区の下水道整備に着手した当時の整備完了時期の説明から大幅な遅延が生じている。約束が違うなと思っていますし、これまでに整備予定が延ばし延ばしになっている。今後の整備完了時期についても、本格的なスケジュールはお示しできないとのことでありました。

その間にも人口減少、少子・高齢化で空き地や空き家が増えているし、次々と新築住宅や古い住宅の建て替えが進んでおります。

きちんとした整備予定時期を示せないのであれば、下水道が整備されることによって、市民の生活面ではほとんど何も変わらないのにもかかわらず、受益者負担金や宅内排水設備工事費用など余計な経済的負担を市民に強いることになるのではないかなと危惧しております。

このまま下水道の整備を続けることについては、市の財政的に無理があるのであれば考え方も切り替えて、下水道ではなく、合併浄化処理槽の手厚い設置支援に方向を変更することも考えなくてはいけないのではないかなと思う一方、9月14日の地元紙によりますと、青森市の1世帯当たりの上水道の支出月額が2人以上世帯で2020年から2024年までの平均値が5856円と記載されておりました。

それで、我が家はまだ未設置、合併処理槽だけですけれども、我が家も二人住まいです。それで、我が家はどのぐらいかかっているのかなと思って、ちょっと調べてみました。毎月の合併処理浄化槽の点検料が毎月1200円、1年で1万4400円。浄化槽清掃料、これはくみ取りと清掃と、これは年3回、春夏秋、1回2万800円、3回で6万2400円、合計で7万6800円。月額にしますと6400円です。合併処理槽と比べて、下水道のほうが経済的にも負担が少なく、何よりも朝、最近、くみ取りの人が朝早くに来るんです。8時ちょっと前から来るんです。ちょうど我が家の朝食の時間です。このときだけは何としても、いやあ、下水道早く来てくれないかなと夫婦で話している昨今であります。

ということを申し上げまして、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 次に、関貴光委員。

○関貴光委員 自民クラブ、関貴光です。

初めに、議案別冊「令和6年度青森市水道事業会計決算書」4ページ・5ページに関連して、ウォーターフェアについてです。

令和6年度に開催したあおりウォーターフェアの概要についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 あおりウォーターフェアの概要についての御質疑にお答えいたします。

あおりウォーターフェアは、大人から子どもまで多くの市民の皆様に水道事業に対する理解と関心を深めていただくことを目的に毎年開催している事業であり、昨年度は「日本一おいしい水を作る・守る・届ける」をテーマとして、令和6年7月20日に本庁舎サードプレイス、ピロティー、北の広場・南の広場を会場に開催いたしました。

あおりウォーターフェアでは、水道事業紹介コーナーや災害対策コーナーなどの展示のほか、大小2基のウォータースライダーの設置、水鉄砲チャレンジ、利き水コーナー、クイズラリー、バルーン制作など様々な体験型の企画も実施したところであります。

イベント当日は、家族連れを中心に多くの市民の皆様にお越しいただき、来場者数は約1670人となったところであります。

○山本武朝委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

約1670人の市民が来場し、水道事業への理解を深めるとともに、子どもから大人まで幅広い世代が楽しみながら学ぶことができたということで、大変意義のある事業であったと思います。この事業は年々定着しつつあり、市民にとっても親しまれる取組となっております。

今年も開催したということでありましたので、令和7年度の開催状況についてもお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 今年度のウォーターフェアについての再度の御質疑にお答えいたします。

令和7年度は、「みんなに伝えたい、青森のおいしい水」をテーマとして、本年7月19日に昨年度と同様、本庁舎サードプレイスと周辺エリアを会場として開催いたしました。

概要につきましては、令和6年度と同様に各種展示コーナーや、ウォータースライダーの設置、水鉄砲チャレンジ、利き水コーナー、クイズラリーを行ったほか、新たに水彩うちわ制作など体験型ワークショップを実施した結果、来場客数は昨年度を上回る約1780人となり、にぎわったところであります。

○山本武朝委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

昨年よりも来場者数が増えているということで、理解させていただきました。

一方で、市民の方からの意見として、露出度の高い子どもたちが国道に面していることなどから多くの目に触れているというような状況、このことについて懸念の声が寄せられておりました。現在の様々な社会情勢とかを踏まえると、やっぱり児童・生徒を守る配慮というのは必要なことだと思っております。

今年度は約 1780 人に達しているということでありました。規模が拡大することで子どもたちの写真や映像が無断で撮影されるリスク、そして SNS 等に拡散されるリスクというものも高まってくるということを十分認識するべきだと思います。

他都市のこういう事例というのを見ると、児童の水遊びエリアを撮影禁止にしたりとか、保護者同伴の入場ということを徹底している。また、SNS に投稿することを注意喚起しているんですけれども、例えば専用フォトスポットを設置して、そこでは撮影いいですよというような形で撮影場所を限定するだとか、国道——人が通る場所を目隠ししている、パーテーションを設置しているとか子どもを守る様々な取組をしているところがありました。

本市においても会場のレイアウト、また、撮影エリアの制限、保護者への周知徹底など多角的な取組が求められると思います。

近年増えている盗撮などから、子どもたちが知らないうちに被害に遭っているということがないように十分留意して、来年度、ぜひ予算組みをしていただくことを申し上げて、この項を終わります。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費 4 目企画費、「令和 6 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算付属書」129 ページに記載の移住支援金に関連して質疑させていただきます。

先般、東京から青森市への移住を検討されているという方から相談を受けました。移住者支援制度を紹介したんですけれども、市のホームページでは、既に予算が上限に達し、受付が停止している状態でありました。移住というものは勢いだけでなく、準備や生活設計が伴うものであります。必要なときに制度を利用できないことは、せっかくの移住意欲をそいでしまう大きな要因であります。

人口減少が続く中、全国の自治体間で移住者の獲得競争が激化しており、本市も積極的な移住施策を講じていく必要があると考えます。

移住支援金は、移住希望者の後押しとなる制度であることから、今後の適切な予算確保の在り方を検討する必要があると考え、質疑に入ります。

青森市移住支援金及び医療・福祉職子育て世帯移住支援金の制度概要と令和 6 年度の移住者の内訳についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 関委員からの青森市移住支援金及び医療・福祉職子育て世帯移住支援金の制度概要と令和 6 年度の移住者の内訳についての御質疑にお答えいたします。

本市では、移住の促進につなげるため、県外から本市へ移住し一定の要件を満たす方に移住支援金を交付しております。

まず、青森市移住支援金につきましては、本市への転入前に東京 23 区に 5 年以上居住または通勤していた方を対象に、単身では 60 万円、2 人以上の世帯では 100 万円、18 歳未満の子を帯同して移住した場合には、子ども 1 人につき 100 万円を加算し交付する制度であり、その財源内訳は、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 となっております。令和 6 年度実績では、28 件の申請を受け付け、2960 万円を交付したところです。

次に、医療・福祉職子育て世帯移住支援金につきましては、青森県外に 5 年以上居住し、本市への移住後に医療福祉職に就業または資格取得のために本市が指定する養成機関に就学する子育て世帯を対象に、1 世帯当たり 100 万円、18 歳未満の子を帯同して移住した場合には子ども 1 人につき 100 万円の加算、ひとり親世帯の場合はさらに 100 万円加算し交付する制度であり、その財源内訳は、世帯及び子の加算については県 4 分の 3、市 4 分の 1、ひとり親加算については県 10 分の 10 となっております。令和 6 年度実績は 6 件の申請を受け付け、1200 万円を交付したところです。

令和 6 年度に本市の移住相談窓口などを通じて本市へ移住した方は、令和 7 年 8 月末時点で 83 組 192 名となっており、世帯の内訳は、単身世帯が 32 組、2 人以上の世帯が 51 組となっております。

この 83 組について、窓口などに相談してきた方の属性としてお答えいたしますと、年代別の内訳は、10 代が 1 組、20 代が 27 組、30 代が 24 組、40 代が 22 組、50 代が 5 組、60 代が 3 組、80 代が 1 組となっております。

また、U I J ターンの内訳は、本市から別の地域へ移り住み、その後に本市へ戻り住んだ U ターン移住者が 55 組、生まれ育った青森県外の地域から本市へ移り住んだ I ターン移住者が 24 組、本市以外の県内市町村から別の地域に移り住み、その後本市へ移り住んだ J ターン移住者が 4 組となっております。

○山本武朝委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

両制度の概要、令和 6 年度の実績についても理解させていただきました。

令和 6 年度の移住相談窓口を通じて本市に移住したという方が 83 組 192 人ということでありました。

こちらは東京 23 区外の方もいるんじゃないかなと思うんですけども、まず、この世帯の内訳としまして、20 代から 40 代の若い世代中心に、単身世帯から子育て世代まで幅広い層が移住しているという点は、大変心強い成果であると思います。

また、U ターン、I ターン、J ターンということで、U ターンが 55 組、I ターン 24 組、J ターン 4 組ということで分かりました。

多様な形で本市が選ばれているということは、一定の効果を発揮している証拠で

もあり、近隣都市と比べても実績は少ない数じゃないと思っています。

一方で、令和５年度から制度がスタートしたばかりということもありまして、今後の需要見込みを正確に把握するのも難しい面もあると思います。

しかし、移住はそのときに決断するかどうかが非常に重要であり、支援制度の有無が大きな決め手になることも少なくありません。

だからこそ、本市における移住支援金は単なる予算執行の枠にとどめることなく、移住者獲得戦略の中核的な施策として位置づける必要があると思います。

少子化、人口減が叫ばれている中で、なかなか手の打ちようがない、今の世の中でありまうけれども、この移住者支援制度は大変重要な役割を担っていると思います。

今後は、移住支援金を単年度の予算消化型にとどめず中長期的な人口減少対策の柱として位置づけ、安定的かつ戦略的な予算確保をお願いし、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第 128 号「決算の認定について」、議案第 129 号「決算の認定について」及び議案第 131 号「決算の認定について」の計 3 件について一括してお諮りし、次に、議案第 130 号「剰余金の処分及び決算の認定について」、議案第 132 号「剰余金の処分及び決算の認定について」及び議案第 133 号「剰余金の処分及び決算の認定について」の計 3 件について一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のとおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、まず、本委員会に付託されました議案第 128 号「決算の認定について」、議案第 129 号「決算の認定について」及び議案第 131 号「決算の認定について」の計 3 件についてお諮りします。

議案第 128 号、議案第 129 号及び議案第 131 号の計 3 件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 万徳なお子委員、何号に御異議がありますか。

○万徳なお子委員 議案第 128 号に異議があります。

○山本武朝委員長 議案番号を確認いたします。議案第 128 号でよろしいですか。

○万徳なお子委員 いいです。

○山本武朝委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 それでは、議案第 128 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 128 号については、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本武朝委員長 起立多数であります。

よって、議案第 128 号については、認定すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 128 号除く案件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 128 号を除く案件については、認定すべきものと決しました。

次に、議案第 130 号「剰余金の処分及び決算の認定について」、議案第 132 号「剰余金の処分及び決算の認定について」及び議案第 133 号「剰余金の処分及び決算の認定について」の計 3 件についてお諮りします。

各案件については、剰余金の処分及び決算の認定が 1 つの議案として提出されていることから、原案のとおり可決及び認定すべきかについてお諮りします。

議案第 130 号、議案第 132 号及び議案第 133 号の計 3 件については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 130 号、議案第 132 号及び議案第 133 号の計 3 件については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼の挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2 日間にわたり終始熱心に審査していただき、誠にありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

午前11時45分閉会